

4.1.c マレーシア（半島部）

半島部の土地面積は13万1,850 km²で、日本の国土面積のほぼ三分の一の面積である。森林面積は577万3,000haで、この面積は半島部の面積の44%にあたる。森林は半島中央部に広く展開し、中央部のKelantan州、Pahang州、Perak州及びTerengganu州の4州で半島部の森林面積の79%を占めている。

半島部の行政区画は、10の州と二つの特別区で構成している。

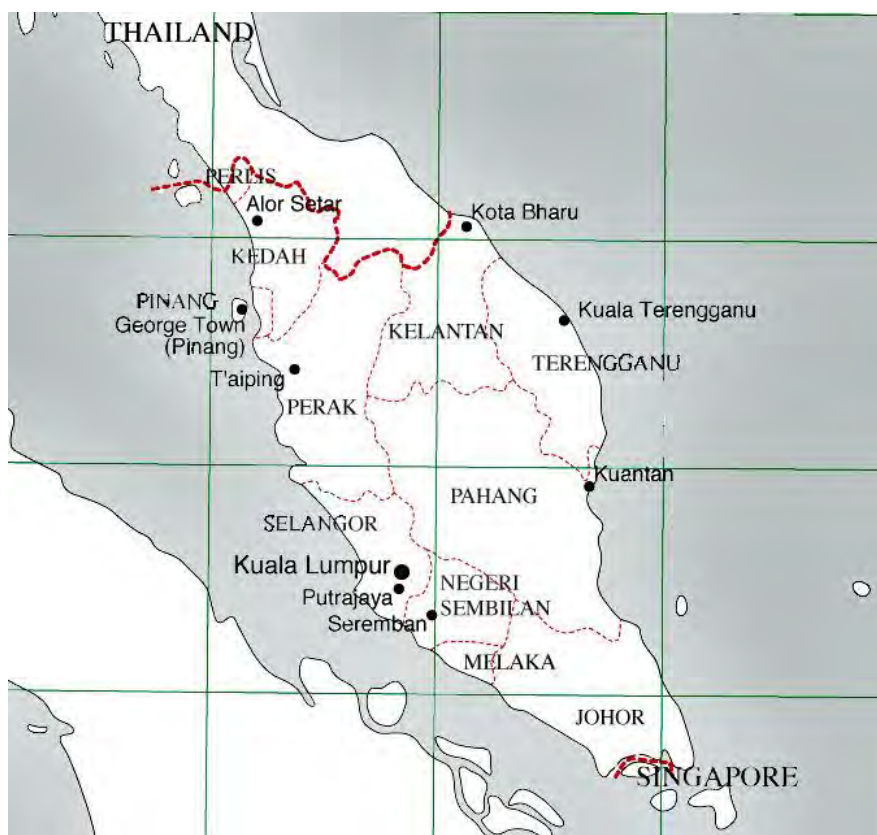


図 4.1.c1 半島マレーシア略図

2016年の所有形態別森林面積は、連邦有林が95%（551万ha）を占め、連邦有林の89%は永久林に指定されている。永久林の内、85%が内陸林（492万4,000ha）、同じく8%は人工林（40万2,000ha）である。

2016年は半島部の永久林の内、7万2,000haに伐採許可が出ていたが、伐採面積は、永久林、州有林及び私有林を合わせて3万5,000haにとどまっている。伐採面積が最も多かった州は、中央部のPahang州で、半島部の伐採面積の40%を占めている。

森林面積に占める人工林面積の割合は小さいがその面積は拡大しており、同面積は2012年の19万8,000haから2016年には40万2,000haと倍増している。人工林は中央部の

Kelantan 州及び Pahang 州に広く展開し、両州の人工林面積の合計（25 万 6,000m³）は半島部の人工林面積の 64%にあたる。

2016 年の半島部の丸太生産量は 445 万 1,000m³であった。最も丸太生産量が多かったのは半島中央部の Pahang 州で、227 万 1,000m³（半島部丸太生産量の 51%）の丸太を生産した。

表 4.1.c1 所有形態別森林面積

(1,000ha)

		2012	2013	2014	2015	2016
合 計		5,789	5,831	5,803	5,784	5,773
連邦有林	計	5,479	5,521	5,519	5,501	5,509
	小計	4,894	4,936	4,934	4,916	4,924
	内陸林	4,354	4,257	4,185	4,168	4,163
	泥炭スワンプ林	243	255	255	253	253
	マングローブ林	99	100	106	106	106
	人工林	198	324	388	389	402
	野生生物保護林（除く永久林）	585	585	585	585	585
州 有 林		305	305	279	278	259
そ の 他		5	5	5	5	5

資料：Forestry Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

表 4.1.c2 州別土地面積、森林面積、丸太生産量（2016 年）

	土地面積 (1,000ha)	森林 (1,000ha)			森林率 (%)	永久林伐採 許可面積 (1,000ha)	伐採面積 (全森林) (1,000ha)	丸太生産量 (1,000m ³)
		計	天然林	人工林				
計	13,185	5,773	5,371	402	43.8	72	35	4,451
Johor	1,902	449	389	60	23.6	2	1	47
Kedah	943	342	332	10	36.3	3	3	458
Kelantan	1,511	812	646	166	53.7	5	2	831
Melaka	165	5	5	—	3.0	30	—	3
Negeri Sembilan	666	158	155	3	23.7	2	1	44
Pahang	3,596	2,057	1,967	90	57.2	14	14	2,271
Perak	2,101	1,022	965	57	48.6	7	6	530
Perlis	80	12	11	1	15.0	—	—	—
Paulau Pinang	103	8	8	—	7.8	—	—	—
Selangor	793	251	240	11	31.7	1	—	4
Terengganu	1,296	655	651	4	50.5	8	8	264
Kuala Lumpur	29	2	2	—	6.9	—	—	—

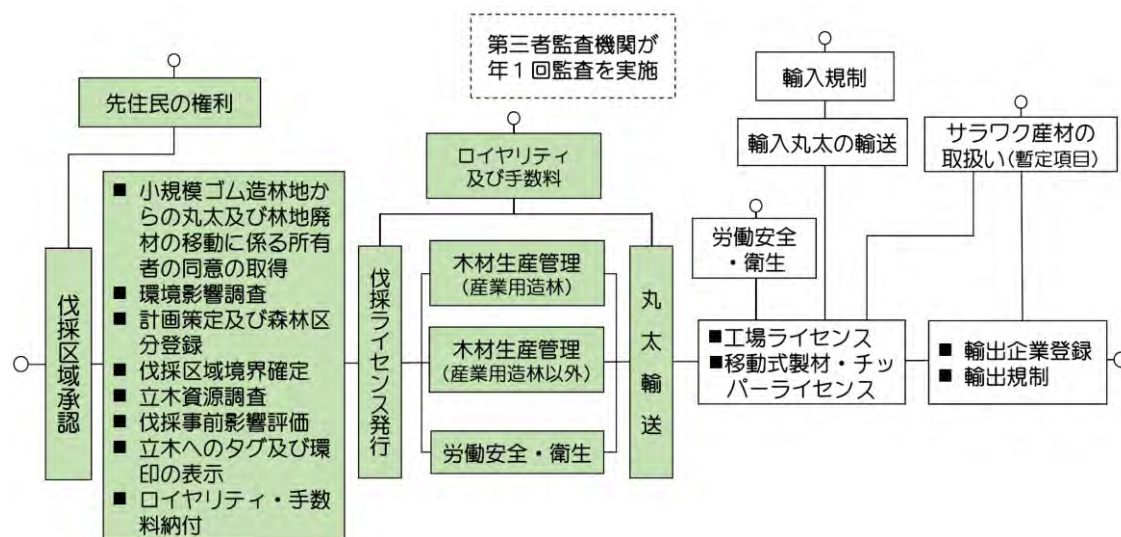
資料：Forestry Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 2016

4.1.c.1 マレーシア木材合法性保証システム (MYTLAS) (マイティールス)

4.1.c.1.1 概要

半島部の木材及び木材製品の合法性を保証するマレーシア木材合法性保証システムは、六つの基準と 24 の標準を設定している。サバ州及びサラワク州が行っている木材合法性システム同様、マレーシア木材合法性保証システムも基準 1 から基準 4 までを丸太の生産及び管理に係る「川上の基準」(標準数 16) として、基準 5 及び基準 6 を「川下の基準」(標準数 8) として設定している。

マレーシア木材合法性保証システムの標準間の関連を次の図に示した。マレーシア木材合法性保証システムでは、年 1 回、第三者監査機関による監査を実施している。



注：網かけの部分は、「川上の標準」、それ以外は「川下の標準」。
資料：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c2 マレーシア木材合法性保証システムの標準間の関連と手続きの流れ

半島部はサラワク州及びサバ州と比較すると、ゴム材を主とする人工林材の生産及び加工産業が盛んなため、木材合法性システムの標準にゴム材の取扱いに係るものを設定しているのが特徴的である。

4.1.c.1.2 対象品目

マレーシア木材合法性保証システムが対象としている木材・木材製品は、次の表のとおりである。

表 4.1.c3 マレーシア木材合法性保証システムの対象品目

HS コード	品目	HS コード	品目	HS コード	品目
4403	丸太	4409	モールディング	4414	木製フレーム
4406	枕木	4410	パーティクルボード	4418	木製建具
4407	製材品	4411	ファイバーボード	9403、9430、 9640、9660	木製家具
4408	単板	4412	合板		

資料：Malaysian Timber Industry Board, “MYTLAS (Peninsular Malaysia)”, p4.

4.1.c.1.3 実施主体

マレーシア木材合法性保証システムの実施主体は、マレーシア木材産業庁（Malaysian Timber Industry Board (MTIB)）である。同庁は、プランテーション産業商品省（Ministry of Plantation and commodities (MPIC)）傘下の行政機関で、急速に工業化が進行しているマレーシアにおいて、様々な分野の木材産業を開発し、技術開発や市場開発等の支援による継続的な成長の確保を目的として 1973 年に設立された。マレーシア木材産業庁の設立の目的、機能及び権限は、マレーシア木材産業庁設置法¹が定めている。同庁は、木材貿易や流通の規制及び管理、木材の加工技術の改善、技術の普及や情報の収集及び提供等の役割を担うとともに木材及び木材製品の輸出許可書の発行も行っている。

マレーシア木材産業庁のマレーシア木材合法性保証システムに係る主な業務には、事業体登録の受付及び管理、輸出木材の合法性の最終確認、輸出許可証、ライセンス及び木材輸入許可証の発行並びにワシントン条約に掲げられている木材の輸出入許可証の発行がある。

マレーシア木材産業庁の他に、マレーシア木材合法性保証システムの運用においては、伐採及び木材の管理は各州の森林局が、伐採現場及び加工工場での労働者の安全衛生は労働安全衛生局（DOSH）²、労働局（DoL）³及び社会保障機構（SOCISO）⁴が、貿易・通関はマレーシア王国税関（RMC）⁵が責を担い、伐採ライセンス発行の承認に環境影響評価が必要なときは環境局（DoE）⁶が検査を行う。

¹ Malaysian Timber Industry Board (Incorporation) ACT 1973

² Department of Occupational Safety and Health (DOSH)

³ Department of Labor (DoL)

⁴ Social Security Organization (SOCISO)

⁵ Royal Malaysian Customs Department (RMC)

⁶ Department of Environment (DoE)

4.1.c.1.4 事業体数

2017年10月初旬の時点で、半島部にはマレーシア木材合法性保証システムに参加できる事業体が約4,000件存在するが、実際に参加している事業体は約320件である⁷。半島部でも木材生産事業者及び木材取扱事業者は州政府への登録が義務づけられているが、マレーシア木材合法性保証システムの履行はEU向けに木材・木材製品を輸出する事業者だけに義務づけられている。

マレーシア木材産業庁にマレーシア木材合法性保証システムに参画するための登録をした事業体は、輸出を行う度にマレーシア木材合法性保証システムのライセンスの発行をマレーシア木材産業庁のウェブサイトを通じて申請する。マレーシア木材産業庁の現地事務所は、申請内容の審査及び確認作業を行い、輸出ライセンスと併せてマレーシア木材合法性保証システムのライセンスを発行する。

4.1.c.1.5 木材合法性保証システムで使用する主な書類

次表にマレーシア木材合法性保証システムの各基準と標準の実行に際し使用する主な証拠書類の一覧を掲げた。これらの書類には、様々な書類が添付されている。

表 4.1.c4 マレーシア木材合法性保証システムで使用する主な証拠書類

	標 準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
基準1 伐採権	1. 州当局による伐採区域の承認	<ul style="list-style-type: none"> ■ 州森林局が登録した伐採業者名簿 ■ 林産物生産・採取を認めた条件付認可書（森林局長発行） 【州政府、森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1984年国家森林法第14条、第19条第40条-第42条 ■ 州森林規程第28条
	2. 伐採ライセンスの発行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伐採ライセンス 【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1984年国家森林法第19条 ■ 州森林法第11条 ■ 2003年森林マニュアル第2巻
	3. 小規模ゴム造林地からの丸木及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地所有権を示す書類もしくは権利又は権限を示す契約書 【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1965年国土法
	4. 環境影響調査（ゴム農園以外）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境局が承認した環境影響評価報告書 ■ 環境影響評価コンサルタント登録証 ■ 環境影響評価承認書 【環境局】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1974年環境品質法第34A条 ■ 1987年環境品質命令付表6
	5. 環境影響調査（ゴム農園）		
	6. 計画策定及び森林区分登録	<ul style="list-style-type: none"> ■ 承認された森林伐採計画 ■ 登録された分類区分書 ■ 登録された不動産区分書 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1984年国家森林法第20条第b号、第c号及び第i号 ■ 州森林規則第11条及び第21条

⁷ マレーシア木材産業庁担当官による説明。

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
		【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> 2003年森林マニュアル第2巻第13章段落4.0及び5.1.9
基準2 林内 作業	1. 伐採区域境界確定	<ul style="list-style-type: none"> 境界確定・境界確認書 低木処理・境界確認書 環印種類別環印表示立木数確認記録 伐採対象区域境界確定・境界確認図【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> 1984年国家森林法第20条第a号 2003年森林マニュアル第2巻第12章・第13章
	2. 立木資源調査	<ul style="list-style-type: none"> 立木資源調査報告書 伐採可能量決定書 伐採限度決定書 立木資源調査実施者登録名簿【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年森林マニュアル第3巻第17章第7.1項及び第7.2項 択伐管理システムのためのフィールドマニュアル
	3. 伐採事前影響評価	<ul style="list-style-type: none"> 伐採前評価報告書【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年森林マニュアル第2巻第13章第4.1項
	4. 立木へのタグ及び環印の表示	<ul style="list-style-type: none"> タグ表示木材生産記録 保護樹一覧表 母樹一覧表【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年森林マニュアル第3巻第13章第7.2項 択伐管理システムのためのフィールドマニュアル
	5. 木材生産管理 ①産業用造林以外	<ul style="list-style-type: none"> タグ表示木材生産記録 森林検査事務所発行移動許可書記録 森林検査事務所発行移動許可書写し モニタリング報告書 月別伐採施業進捗状況報告書 伐採施業終了報告書【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年森林マニュアル第2巻第13章第7.3項
	②産業用造林	<ul style="list-style-type: none"> 森林検査事務所発行移動許可書記録 森林検査事務所発行移動許可書写し モニタリング報告書 月別伐採施業進捗状況報告書 伐採施業終了報告書【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> 2003年森林マニュアル第2巻第13章7.3項
	6. 丸太輸送	<ul style="list-style-type: none"> 森林レンジャー又は森林監督官が押印した無効印の表示がある移動許可書又は再移動許可書【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> 1984年国家森林法第68条及び第73条 州森林規則第16条、第17条及び第19条 2010年4月21日付森林局長官命令 JH/126 Jld.2(6)
7. 労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> 作業指示、訓練、保険、事故に関する記録 労働安全衛生局監査報告書 社会保障機構検査報告書 労働局検査報告書【労働安全衛生局、労働局、社会保障機構】 	<ul style="list-style-type: none"> 1994年労働安全衛生法第15条 1952年労働者補償法 1969年労働者社会保障法 	
基準3 徴税	ロイヤリティ及び手数料	<ul style="list-style-type: none"> 移動許可書 森林検査事務所が管理する月別生産管理簿 法定課徴金徴収証の写し【森林局】 	<ul style="list-style-type: none"> 1984年国家森林法第60条、第61条、第73条及び第75条 州森林規則第22条・第23条
基準4 その他の権利	先住民（オランアスリ）の権利	<ul style="list-style-type: none"> 先住民居住・活動地域内の伐採に係る所有者との同意書 	<ul style="list-style-type: none"> 1984年国家森林法第42条第2項第d号及び第62条第2項第b条

	標準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 先住民に発行した小規模生産ライセンス ■ ロイヤリティ免除認定書（州有林、私有林） <p style="text-align: center;">【森林局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1954年先住民法第6条-第8条
基準5 工場の 操業	1. 工場ライセンスの発行及び操業条件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林業総局の承認書 ■ 加工工場ライセンス ■ 加工工場検査報告書 ■ 加工工場ライセンス更新のための検査報告書 ■ 丸太一覧表 <p style="text-align: center;">【森林局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1985年木材産業法第3条 ■ 2003年森林マニュアル第2巻第15章
	2. 移動式製材又はチップパーのライセンス発行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移動式製材機・チップパーに係るライセンス ■ 加工工場ライセンス更新のための検査報告書 <p style="text-align: center;">【森林局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1985年木材産業法第3条 ■ 2003年森林マニュアル第2巻第15章第7.0項
	3. 労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ■ 作業指示、訓練、保険、事故に関する記録 ■ 労働安全衛生局監査報告書 ■ 社会保障機構検査報告書 ■ 労働局検査報告書 <p style="text-align: center;">【労働安全衛生局、労働局、社会保障機構】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1994年労働安全衛生法第15条 ■ 1952年労働者補償法 ■ 1969年労働者社会保障法
基準6 貿易・ 関税	1. 輸出のための企業登録	<ul style="list-style-type: none"> ■ マレーシア木材産業庁登録業者名簿 ■ 企業登録証 <p style="text-align: center;">【マレーシア木材産業庁】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1973年マレーシア木材産業庁設置法第13条 ■ 1991年木材産業登録規則
	2. 輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出ライセンス ■ 輸出ライセンス承認記録 ■ 検査報告書 <p style="text-align: center;">【マレーシア木材産業庁、マレーシア王国税関、農業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1973年マレーシア木材産業庁設置法第18A条、第18B条及び第20条 ■ 2008年木材税命令 ■ 1967年関税法 ■ 2008年関税令（輸出禁止）
	3. 輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 丸太・薄板輸入ライセンス（マレーシア木材産業庁発行） ■ 植物検疫検査報告書（マレーシア木材産業庁発行） ■ 輸入許可書（農業省） <p style="text-align: center;">【マレーシア木材産業庁、マレーシア王国税関、農業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1973年マレーシア木材産業庁設置法第18A条、第18B条及び第20条 ■ 2008年木材税命令 ■ 1967年関税法 ■ 2008年関税令（輸入禁止）
	4. サラワク州産木材	<ul style="list-style-type: none"> ■ サラワク州産木材を移入する登録行者名簿 ■ サラワク州産木材の買手及び販売・流通記録 ■ 木材産業庁の承認書及び検査記録 ■ 半島マレーシアに所在する木材輸出業者のサラワク州産木材に係る申告書 <p style="text-align: center;">【マレーシア木材産業庁、マレーシア王国税関、農業省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1967年関税法 ■ 1973年マレーシア木材産業庁設置法 ■ 1976年植物検疫法 ■ マレーシア木材産業庁通達「FLEGT-VPAによるサラワク州から半島マレーシア又はサバ州に移動する木材の取扱いに係る手続き」
	5. 輸入丸太の輸送	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再移動許可書の写し（輸入会社分） ■ 再移動許可書の写し（地方森林事務所分） ■ 再移動許可書月間記録（地方森林事務所） <p style="text-align: center;">【森林局】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1984年国家森林法第68条、第73条 ■ 州森林規程第16条、第17条及び第19条 ■ 2010年4月21日森林局長官命令 JH-126 Jld. 2 (6)

資料：マレーシア木材産業庁

4.1.c.2 マレーシア木材合法性保証システムの運用

マレーシア木材合法性保証システムの運用に係る報告には、サバ州についての報告と同様に和文と英文を併記したフローチャート図及び表を用いている。英文と和文の併記は、行政機関の担当部署、書類の名称その他の固有名詞の英文名を明らかにし、日本の関係者が正確に合法性確認を行うことを可能にすること、さらにこれらの図表は一般社団法人全国木材検査・研究協会が作成し、それをマレーシア木材産業庁が同国のマレーシア木材合法性保証システムの関わる省庁とともに監修を行ったこと、さらにマレーシア木材産業庁は 2018 年にマレーシア木材合法性保証システムのいくつかの標準の改正を予定しているため、これらの図表を改める必要が生じる可能性があることから行っている。

4.1.c.2.1 森林部門における運用

伐採現場から加工工場又は輸出港までの丸太の生産、加工及び流通については、各州の森林局が合法性を確保、確認する責を負っている。

半島部では林業行政全般を半島マレーシア林業総局⁸が管轄し、林業行政の実務を各州の森林局が担当する。各州の森林局は、林業行政の地域区分である「地域森林」別に営林署を設置している。

州森林局は森林局長を最高責任者として、各種ライセンスの許認可業務を行っている。

地域森林事務所は各種申請や報告書の審査及び検証を行い、審査又は検証に係る意見書や提案書を州森林局長に提出する機能を担っている。さらに各森林管理区の森林管理官は、営林署の命を受けた各種調査・検証作業の実行及び報告書の作成を担当している。

(1) 基準 1 伐採権

基準 1 は伐採権に係る基準である。この基準には、次の六つの標準を設定している。

表 4.1.c5 基準 1 伐採権のコンテンツ

標 準	区 分
①州当局による伐採区域の承認	A. 永久林、州有林及び私有林（認可及び長期契約林区） B. 永久林及び州有林（入札対象林区） C. 私有林
②伐採ライセンス発行	
③小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得	
④環境影響調査（ゴム農園以外）	
⑤環境影響調査（ゴム農園）	
⑥森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録	

⁸ Forest Department Peninsular Malaysia

①州当局による伐採区域の承認

半島部の森林で伐採活動を行うためには、州森林局からライセンスを取得する必要がある。伐採ライセンスの取得は、伐採ライセンスを申請する場合と入札による場合がある。

A.永久林及び州有林の認可及び長期契約林区（申請による伐採ライセンスの取得）

伐採ライセンスを申請する企業は、州森林局が登録している企業でなければならない。

州森林局は、申請企業が州森林局に登録している伐採請負企業である事実を確認する。さらに州森林局長は、伐採対象地における先住民居住地及び先住民地域を含む官報記載特定地域の有無を確認する。

伐採ライセンスの申請の可否は、州当局が決定する。州森林局長は州当局が申請を認可した場合は、伐採ライセンスを申請した登録企業に認可条件を記載した落札決定通知を送付し、その後、落札した登録企業の認可条件の承諾を確認する。

落札により伐採ライセンスを取得できる登録企業は、プレミアム及びその他手数料を納付し、州森林局長はこれらの納付を確認した後に、営林署庁に林産物生産ライセンスの認可手続きを開始するように指示する。

B.永久林及び州有林の入札対象林区（入札による伐採ライセンスの取得）

ライセンスの入札は、州森林局が林産物の生産を民間に委託するときに行う。

このライセンスによる事業期間は、面積別に右の表のように定められているが、最近では1年以内のライセンスが多いといわれている。

表 4.1.c6 面積別ライセンス有効期限

面積	有効期間
1,000ha 未満	1~2年
1,001~2,000ha 未満	1~5年
2,001~20,000ha 未満	10~30年
20,000ha 以上	20~30年

州森林局は伐採対象地を指定するために、立木資源調査又は事前影響評価を含む入札用書類を用意するとともに、州森林局長が伐採許可地域に先住民居住地及び先住民地域を含む官報記載特定用途地域の存在を確認して入札準備を進める。

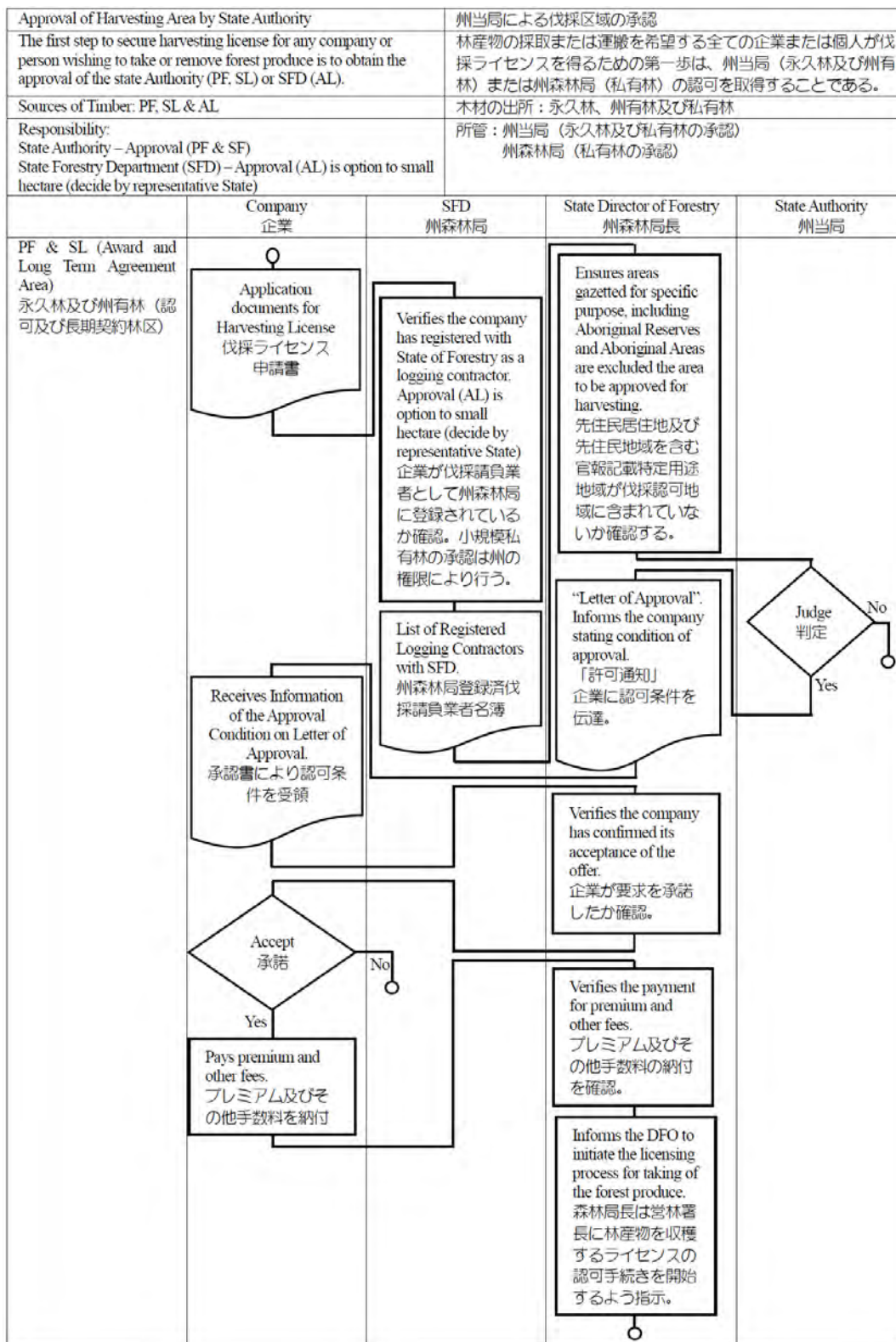
入札参加の資格がある企業は、州森林局が登録しているものである。州森林局は、登録企業から入札申請を受付けると、州森林局登録済伐採請負業者名簿により申請企業の登録を確認し、入札後、州当局が落札企業を決定する。州森林局長は、落札した登録企業に認可条件を記載した落札決定通知を送付し、その後、落札した登録企業の認可条件の承諾を確認する。

落札し、伐採ライセンスの取得資格を得た登録企業はプレミアム及びその他手数料を納付し、州森林局長はこれらの納付を確認した後に、営林署長に林産物生産ライセンスの認可手続きを開始するように指示する。

C. 私有林

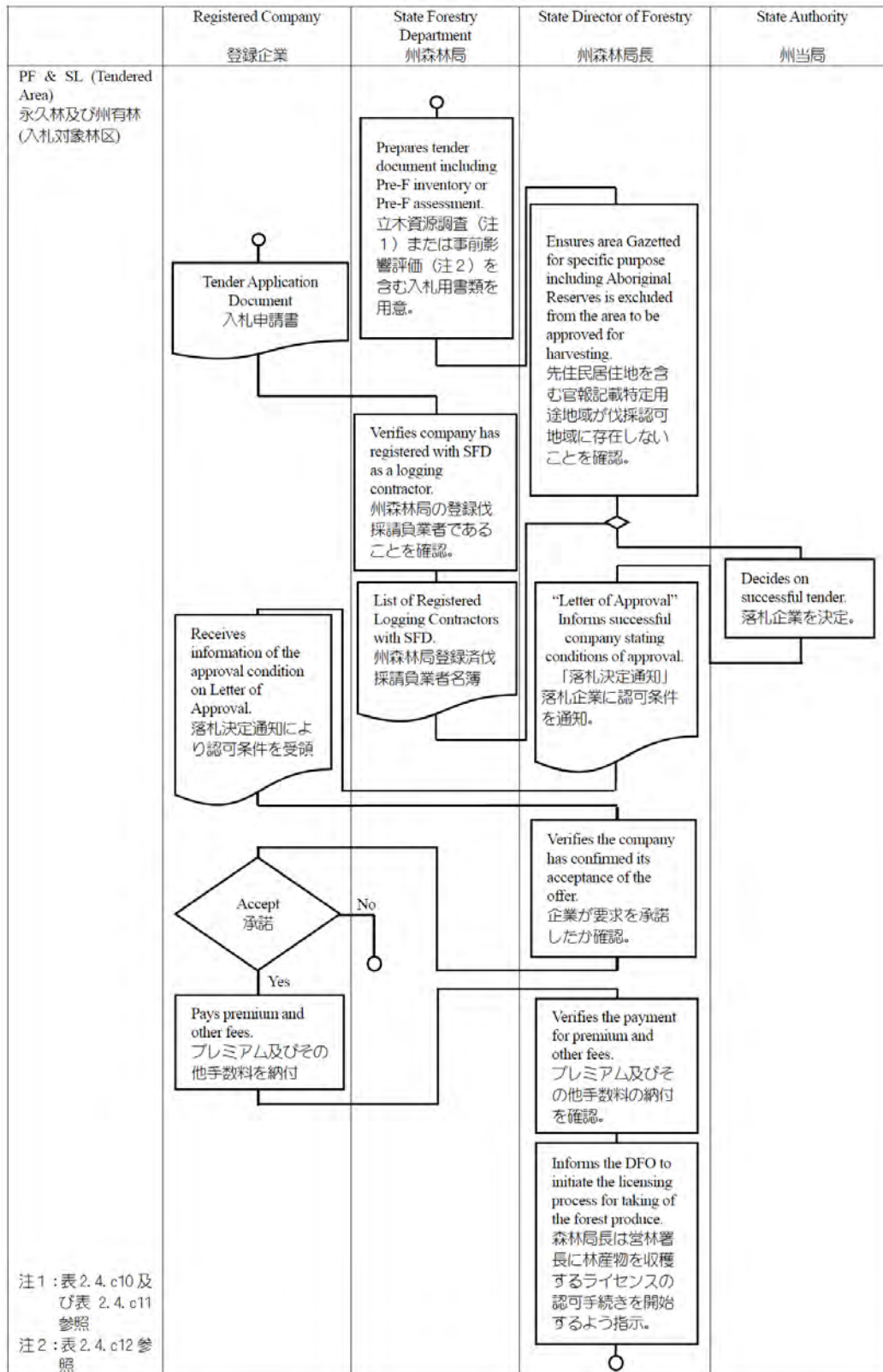
私有林で伐採を行おうとする私有林所有者又は登録済企業は、生産した林産物を私有林内から運び出すために、州森林局に林産物移動許可申請書を提出する。

この申請を受けた州森林局は、林地の現状及び所有者を確認し、適正であると判断したときは、州森林局長が所有者又は登録済企業に認可条件を通知するとともに、営林署長に林産物移動許可手続きを開始するように指示する。



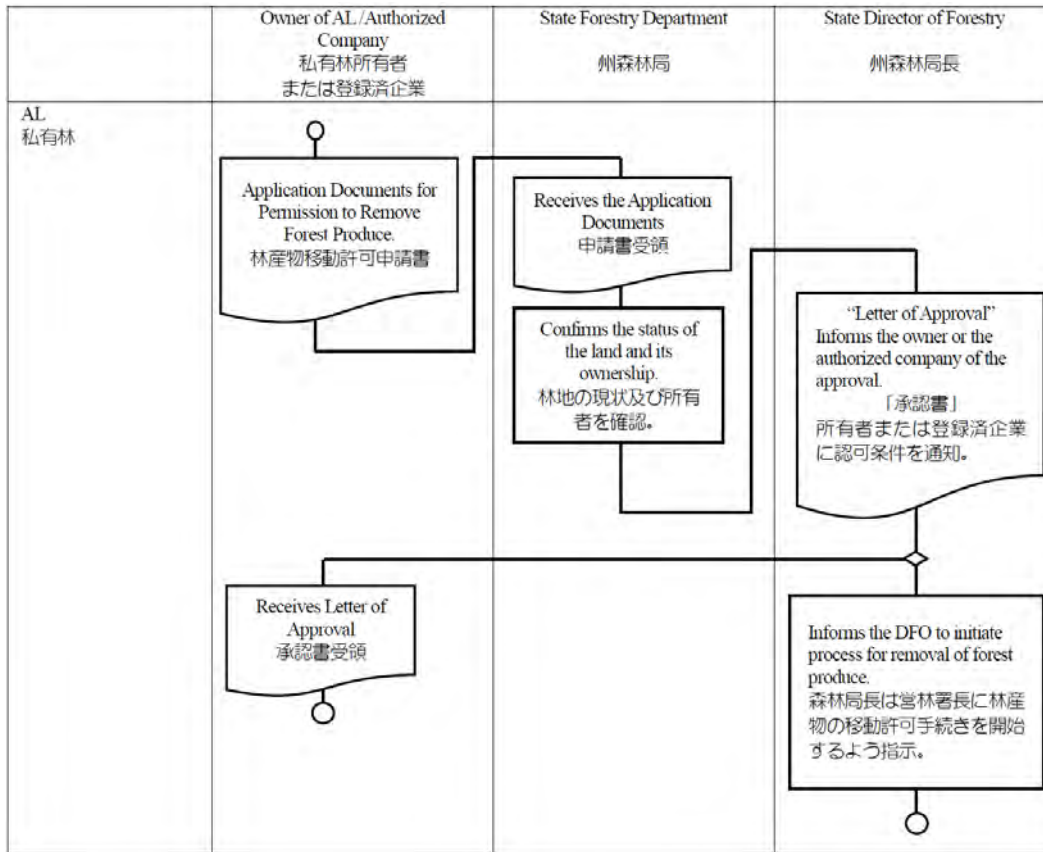
資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c3 州当局による伐採区域承認手続き



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c3 州当局による伐採区域承認手続き（続き）



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c3 州当局による伐採区域承認手続き（続き）

【証明書及び手続書類】

州当局による伐採区域の承認に必要な証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c7 州当局による伐採区域の承認に必要な証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF & SL (Award and Long Term Agreement Area) 永久林及び州有林 (認可及び長期契約林区)	Application Letter for harvesting license. 伐採ライセンス申請書	Applicant 申請者	State Forestry Department 州森林局
	List of Registered Logging Contractors with SFD 州森林局登録済伐採請負業者名簿	—	State Forestry Department 州森林局
	Letter of Approval (Informs company stating condition of approval) 許可通知 (企業に認可条件を伝達)	State Director of Forestry 州森林局長	Applicant 申請者
PF & SL (Tendered Area) 永久林及び州有林 (入札対象林区)	Tender Application Documents 入札申請書	Registered Company 登録企業	State Forestry Department 州森林局
	List of Registered Logging Contractors with SFD 州森林局登録済伐採請負業者名簿	—	State Forestry Department 州森林局
	Letter of Approval (Informs successful company stating conditions of approval) 落札決定通知 (認可条件を通知)	State Director of Forestry 州森林局長	Registered Company 登録企業
AL 私有林	Application Documents for Permission to Remove Forest Products 林産物移動許可申請書	Owner of AL /Authorized Company 私有林所有者または登録済企業	State Forestry Department 州森林局
	Letter of Approval (Informs the owner or the authorized company of the approval) 承認書 (所有者または登録済企業に認可条件を通知)	State Director of Forestry 州森林局長	Owner of AL /Authorized Company 私有林所有者または登録済企業

資料：マレーシア木材産業庁

②伐採ライセンスの発行

森林で林産物の収穫又は森林から林産物を運び出す者は、有効な伐採ライセンスを所持している必要がある。国家林業法では、永久林又は州有林における林産物生産を原則として禁止しているが、州政府はライセンスにより生産許可を付与できる。これに違反して林産物を生産した者は、罰金刑また懲役刑に処される⁹。

永久保存林及び州有林における林産物の生産については州政府の認可により、譲渡地(私有地)、仮業務ライセンスの対象地、鉱山及び保留地については森林局長官の認可によりライセンスを取得する必要がある。

なお、林産物の生産に係るライセンスは、生産する林産物により「林産物生産ライセンス」と「副林産物生産ライセンス」に区別している。

副林産物生産ライセンスは、永久林及び州有林で木材以外の副林産物を採取するとき以外に、70m³未満の木材を生産するときにも用いる。副林産物生産ライセンスの申請手続きは、林産物生産ライセンスと同様である。

その他、永久保存林内に貯木場や伐採キャンプを建設するためには林地使用許可証を、

⁹ 国家林業法第 15 条及び第 19 条。

私有林（譲渡地）、仮業務ライセンスの対象地、鉱山及び保留地から林産物を移動するためには林産物移動ライセンスを、林産物生産作業のために永久保存林内の林道を使用するときは道路使用許可証を取得する必要がある。さらに、林産物生産作業を行うためには、サブライセンスの取得並びに林業機械、分類標及び財産標の登録を行う必要がある。

【林地使用許可証】

林地使用許可証を所持していない者は、永久保存林内の土地において占有その他のいかなる活動も行えない。これに違反した者の罰金刑及び懲役刑は、国家林業法第 32 条の規定に定められている。

森林伐採事業における一次道路、二次道路、貯木場、伐採キャンプその他の森林伐採基盤整備を行うためには、林地使用許可書が必要である。このためライセンス申請者は、林産物生産ライセンスの申請時に林地使用許可証の申請を併せて行う。

林地使用許可証は、州政府が発行日から発行日と同じ会計年度の末までを最長の有効期限として発行する。同許可証は、申請により一年を超えない範囲で更新が可能である。この更新を承認する権限は州森林局長官にあり、同長官は更新時に林地使用許可の条件を変更、削除又は追加できる。

林地使用許可証には、必要に応じて追加条件が付加され、縮尺 5 万分の 1 の貯木場及び伐採キャンプ位置図が添付される。

基盤整備が立木の伐採を伴わない場合は法定課徴金は供託金及び手数料だけで、納付した手数料は許可証に書き込まれる。しかし、一次道路、二次道路、貯木場及び伐採キャンプの敷設により立木の伐採が不可避な場合は、供託金と手数料に加え、立木価値相当の賠償金及びその手数料の支払いが求められる。伐採をしなければならない立木の価値は森林管理官が評定し、賠償額は州森林局長官が決定する。通常の伐採対象木と区分するために、賠償対象木には橙色のタグを付けて管理する。

なお、橙色のタグを付けた立木を林産物として伐採し、ロイヤリティの支払いの対象とするか否かは、ライセンス取得者の判断による。

州政府は、必要な法定課徴金が支払われ、地域森林事務所長は林地使用許可証及びその写し 8 部を作成した後に林地使用許可証を発行する。林地使用許可証は、原本をライセンス取得者が保管し、その写しは州森林局及び地域森林事務所長が各 2 部を、森林管理官及び森林検査ステーションが各 1 部を保管する。残り 2 部の写しは、要求があった場合に関係部局又は関係機関に回付するための予備である。

なお、林地使用許可証は、伐採基盤整備以外にも、研究活動、教育訓練活動、レクリエーション活動、水資源利用又は野菜及び飼料作物の栽培を目的とした永久保存林の占有又は永久保存林での活動を行うときにも必要である。

【林産物移動許可書】

国家林業法第 40 条の規定は、私有林（譲渡地）、仮業務ライセンスの対象地、鉱山及び保留地からの林産物の移動を禁じ、それに違反した者は罰金刑及び懲役刑に処すことを定めている。一方で、同法第 41 条の規定は、州政府がライセンスにより林産物の移動を許可できると定めている。ライセンスの承認及び発行は、州森林局長官が林業法の第 42 条の規定及び森林規則の規則 4 の規定に基づき行う。

林産物移動ライセンスの有効期間は、6 ヶ月を超えない範囲である。同ライセンスの譲渡は禁じられ、ライセンス取得者である個人が死去したとき又は法人が解散したときはライセンスが失効する。

【道路使用許可書】

国家林業法第 50 条の規定により、永久林内での自動車の使用には道路使用許可証が必要で、それに違反した者には罰金を科す。

永久林内の林道を使用して林産物を運搬するために必要な道路使用許可証の申請は、通常、林産物生産ライセンスの申請と同時に行う。

道路使用許可証は、州森林局が発行日から 1 年間を最長の期限として発行する。この許可証には必要に応じて追加条件が付加されるとともに、縮尺 5 万分の 1 の路線図が添付される。

伐採を行わずに道路を利用するだけの場合は、供託金及び手数料だけが課され、納付した手数料が道路使用許可証に明記される。しかし、地滑りの防止その他の迂回路の敷設により立木の伐採が避けられないときは、供託金及び手数料の支払いに加え、立木の価値に相当する賠償金及びその手数料の納付が必要である。該当する立木価値の評価の取扱いは、林地使用許可証と同じである。

申請者が必要な法定課徴金を納付した後、地域森林事務所長は道路使用許可証及びその写し 8 部を作成し、同許可書を発行する。道路許可書の原本はライセンス所持者証が、同許可書の写しは州森林局及び地域森林事務所長が各 2 部を、森林管理官及び森林検査ステーションが各 1 部を保管する。許可書の写しの内、残りの 2 部は要求があったときに、関係部局及び関係機関に回付するための予備である。

【サブライセンス】

森林規則第 35 条の規定は、林産物生産ライセンス、副林産物生産ライセンス及び林地使用許可証の対象区域内での作業に従事する全ての労働者にサブライセンスの所持を義務づけている。サブライセンスの有効期間は 2 ヶ月以内で、地域森林事務所長が発行する各ライセンス取得者に配布する。申請書及び申請概要書の写しは、森林管理官に回付する。

【林業機械の登録】

森林規則第 25 条の規定は、林産物生産ライセンスの対象地域内で使用する全ての林業機械の登録を定めている。

登録できる機械の台数は、林産物生産計画書で承認したものを上限としているが、森林規則第 27 条の規定より、一台の機械を同時に複数の区域に登録できない。機械の登録は州森林局が、登録証の発行は州森林局長官を代行して営林署庁が行う。

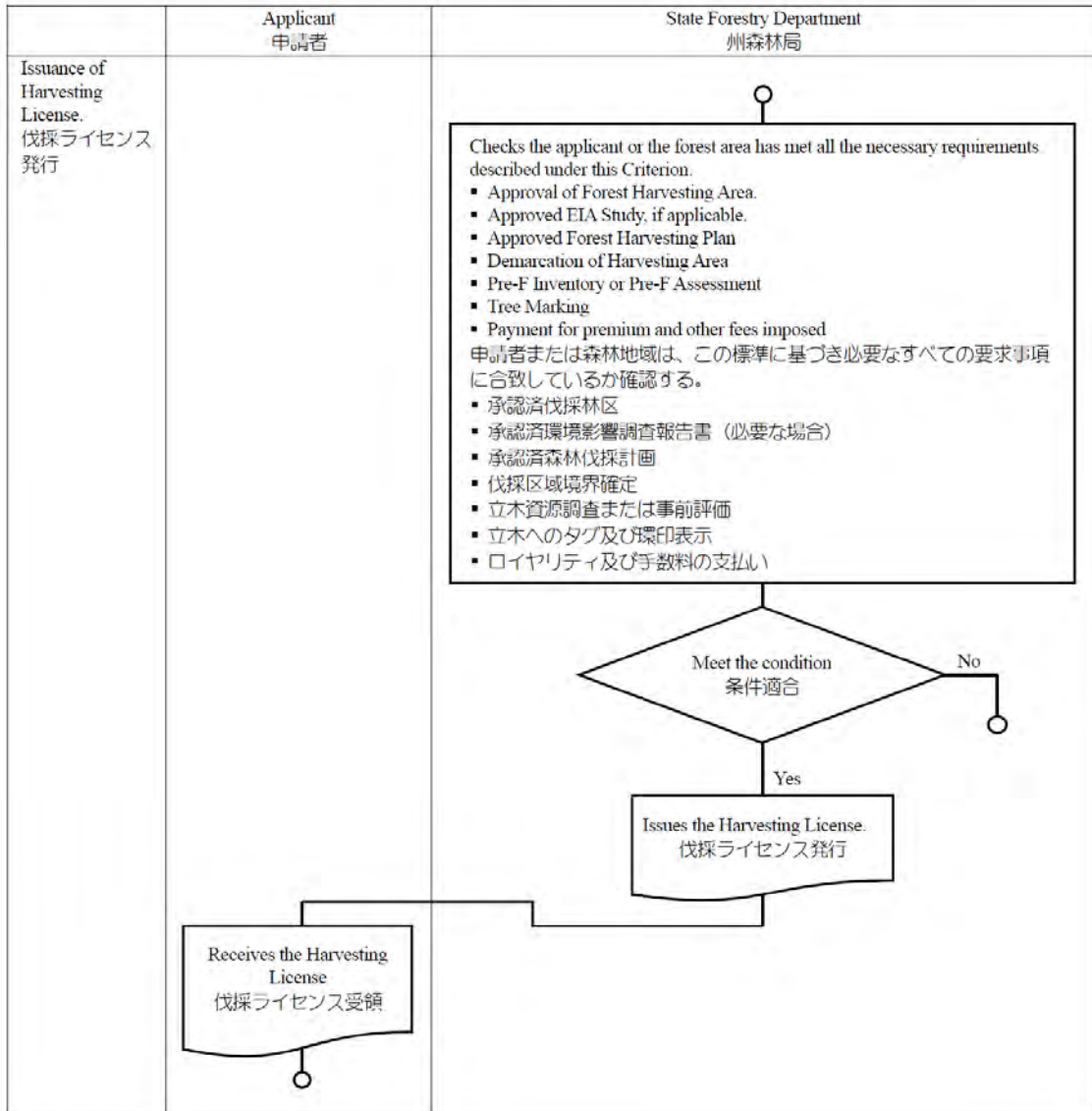
【分類標及び財産標の登録】

分類標とは、木材の出所又はそれを管理する機関を示す表示をいう。分類標は、丸太をライセンス区域から運び出す前に刻印により丸太に表示しなければならない。

財産標とは、ロイヤリティその他の法定課徴金を支払った後にライセンス保持者が所有権を示すための表示をいう。

ライセンス取得者は分類標及び財産標の刻印を作成し、州森林局にこれらの印影の登録を申請する。申請があった刻印印影の登録は、州森林局長官を代行して営林署長が行う。

Issuance of Harvesting License	伐採ライセンス発行
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
Any company or person wishing to take or remove forest produce from a forest area needs to have a valid harvesting license.	森林地帯から林産物の収穫または運搬を行う者は、有効な伐採ライセンスを所持する必要がある。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c4 伐採ライセンス発行手続き

【証明書及び手続書類】

伐採ライセンスの発行に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c8 伐採ライセンス発行に要する証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, & AL 永久林、州有林及び私有林	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Approval of forest harvesting area. ▪ Approved EIA study, if applicable. ▪ Approved Forest harvesting Plan. ▪ Demarcation of harvesting area. ▪ Pre-F inventory or Pre-F Assessment. ▪ Tree marking. ▪ Payment for premium and other fees imposed. ▪ 承認済伐採林区 ▪ 承認済環境影響調査報告書 (必要な場合) ▪ 承認済森林伐採計画 ▪ 伐採区域境界確定 ▪ 立木資源調査または伐採事前影響評価 ▪ 立木へのタグ及び環印表示 ▪ ロイヤリティ及び手数料の支払い 	Registered Company 登録企業	State Forestry Department 州森林局
	Harvesting License 伐採ライセンス	State Forestry Department 州森林局	Applicant 申請者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

③ ゴム丸太の移動及び除却

私有地であるゴム農園（再造林地）で生産したゴム丸太を移動又は廃棄するときは、ゴム農園所有者の同意が必要である。

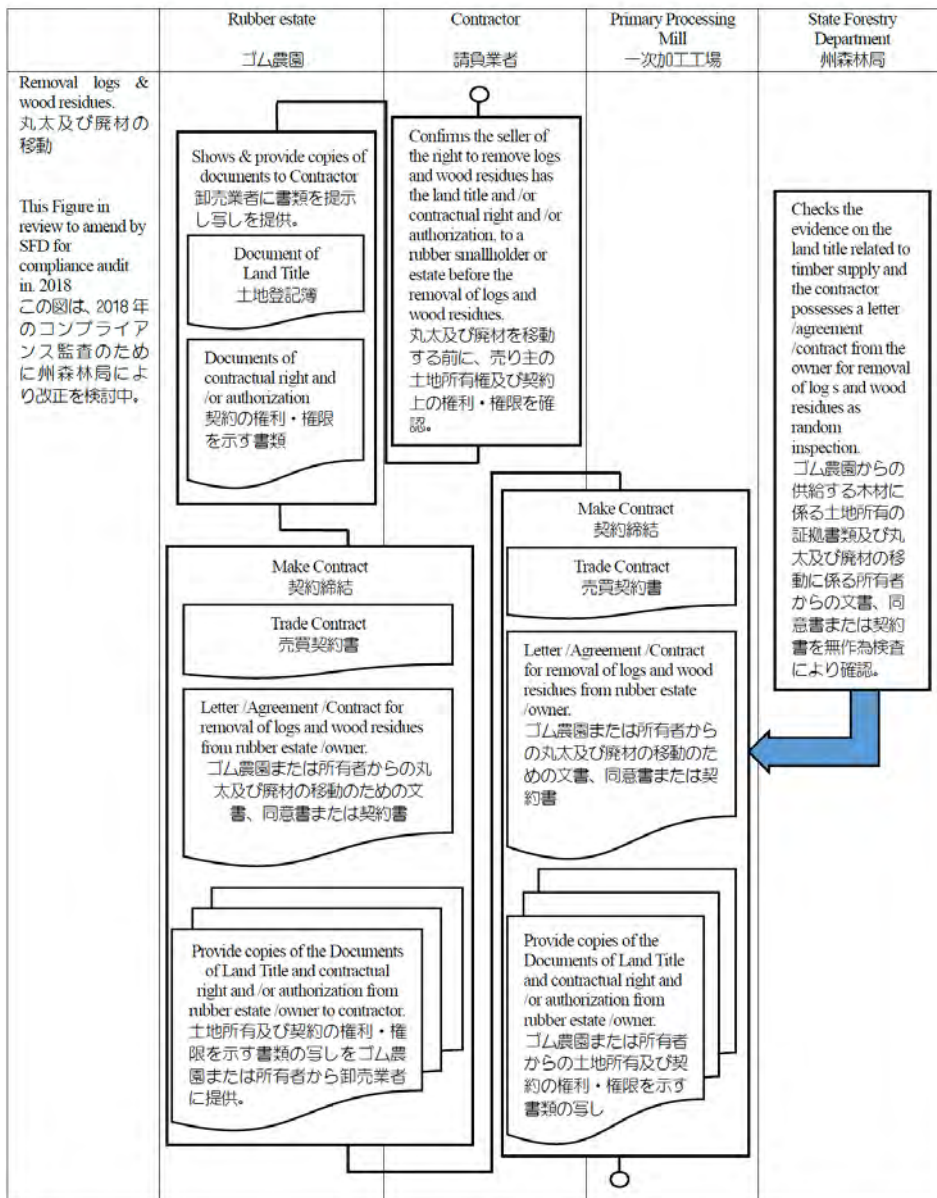
ゴム丸太の移動又は廃棄を請負う業者は、丸太及び廃材を移動する前に、これらの売主であるゴム農園所有者の土地所有権並びに契約上の権利及び権限を確認する。

ゴム農園所有者はこれらの証拠として請負業者に土地所有権については土地登記簿を、契約上の契約及び権限についてはこれらを証明する書類を示し、請負業者とゴム丸太の売買契約を締結する。

ゴム農園と請負業者の売買契約書には、丸太の移動又は廃棄のための文書、覚書又は契約書並びにゴム農園所有者の土地所有及び契約の権利・権限を示す書類の写しの添付が必要である。これらの書類は、請負業者が一次加工工場と売買契約を締結する際にも必要になる。

州森林局は契約行為の適切な履行を確認するために、請負業者と一次加工工場間で締結された契約について、無作為検査を行い確認している。

Consent by owner to remove logs and wood residues from rubber smallholding / estate	小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得
Sources of Timber: RW-R (AL)	木材の出所：ゴム再造林地（私有林）
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
<ul style="list-style-type: none"> Consent by owner to remove logs and wood residues from rubber smallholding /estate. Contractor confirms that the seller of the right to remove logs and wood residues has the land title and/or contractor right and/or authorization, to a rubber smallholding or estate before the removal of logs and wood residues. Contractor possesses a letter /agreement /contract from owner for removal of logs and wood residues. 	<ul style="list-style-type: none"> 丸太及び廃材の移動には、ゴム農園所有者の同意が必要。 請負業者は、丸太及び廃材を移送する前に、販売者のこれらの移動するための権利及び廃材に係る土地所有権または承認をゴム農園所有者に確認しなければならない。 請負業者は、丸太及び廃材の移動をするときは、所有者の同意を示す書簡、同意書または契約書を所持しなくてはならない。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c5 小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得手続き

【証明書及び手続書類】

ゴム丸太の移動又は除却に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c9 小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得に要する証明書及び手続書類

Forest Type / Source of Timber 森林区分 / 木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者	
RW-R ゴム再造林地	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Document of Land Title ▪ Documents of contractual right and/or authorization ▪ 土地登記簿 ▪ 契約の権利・権限を示す書類 	Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者	
	Trade Contract (Contract between rubber estate and contractor) 売買契約書 (ゴム農園・請負業者間の契約書)	Rubber estate and contractor. ゴム農園及び請負業者		
	Letter /Agreement /Contract for removal of logs and wood residues from rubber estate /owner. ゴム農園または所有者からの丸太及び廃材の移動のための文書、同意書または契約書。	Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Primary Processing Mill ▪ State Forestry Department ▪ 一次加工工場 ▪ 州森林局
		Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Primary Processing Mill ▪ State Forestry Department ▪ 一次加工工場 ▪ 州森林局
	Copies of the documents of Land Title and contractual right and/or authorization. 土地所有及び契約の権利・権限を示す書類の写し	Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Primary Processing Mill ▪ State Forestry Department ▪ 一次加工工場 ▪ 州森林局
		Trade Contract (Contract between contractor and primary processing mill) 売買契約書 (請負業者・一次加工工場間の契約書)	Contractor and primary processing mill. 請負業者及び一次加工工場	State Forestry Department 州森林局

資料・監修：マレーシア木材産業庁

④環境影響調査

ライセンス所持者が 500ha 以上の伐採区域、水源地涵養地及び国立公園隣接地での伐採活動並びに他の農産物の生産のための 500ha 以上のゴム林の用地転換を行うときは、環境影響調査並びに環境局への環境影響調査報告書の提出及び環境局による同報告書の承認が必要である。

環境品質法 (Environmental Quality Act) 第 34 条の A、「所定の活動に起因する環境への影響に関する報告」の規定は、天然資源環境大臣は理事会との協議の上、重大な環境影響を引き起こす可能性のある活動を「規定による活動」として特定するよう命令できること¹⁰、「規定による活動」を行う者は、関係当局から活動に係る承認を受ける前に、環境局長が規定したガイドラインに基づいて環境影響評価を実施し、その報告書を環境局長に提出しなければならないこと¹¹を定めている。

「環境品質に係る命令 (環境影響評価)」の附属書第 6 項「林業」の規定は、「規定による

¹⁰ 第 1 項

¹¹ 第 2 項

活動」を行うときは、環境影響評価を事前に実施するよう定めている。この環境影響評価は、環境局の所掌である¹²。

A.永久林、州有林及び私有林における環境影響調査

永久林、州有林又は私有林のライセンス区域が 500ha 以上である場合、水源涵養地がある場合及び国立公園と隣接している場合、ライセンス所持者は、環境影響調査を実施し、環境影響調査報告書を環境局に提出して承認を得るとともに、同報告書に掲げた影響軽減措置を実行しなければならない。

環境影響調査は、ライセンス所持者からの依頼を受けて環境局に登録されているコンサルタントが行い、結果を環境影響調査報告書にとりまとめる。そしてライセンス所持者は、同報告書を環境局に提出して承認を求める。

環境局又は州森林局は、伐採が行われる地域へのライセンス発行及びライセンス所持者への指示を確認し、環境局は環境影響調査を行ったコンサルタントの環境局への登録を確認する。

環境局はライセンス所持者から受領した環境影響調査報告書の内容及びコンサルタントが提案した影響低減措置を評価し、これらを承認したときは承認済環境影響調査報告書をライセンス所持者に発行する。

承認済環境影響調査報告書を受領したライセンス所持者は、同報告書に掲げられている影響低減措置を実行する。環境局は、ライセンス所持者による影響低減措置の実行を監視する。

この手続きは、ライセンス取得者が環境影響評価を要する地域で伐採を計画する度に行う。

【証明書及び手続書類】

環境影響評価に要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

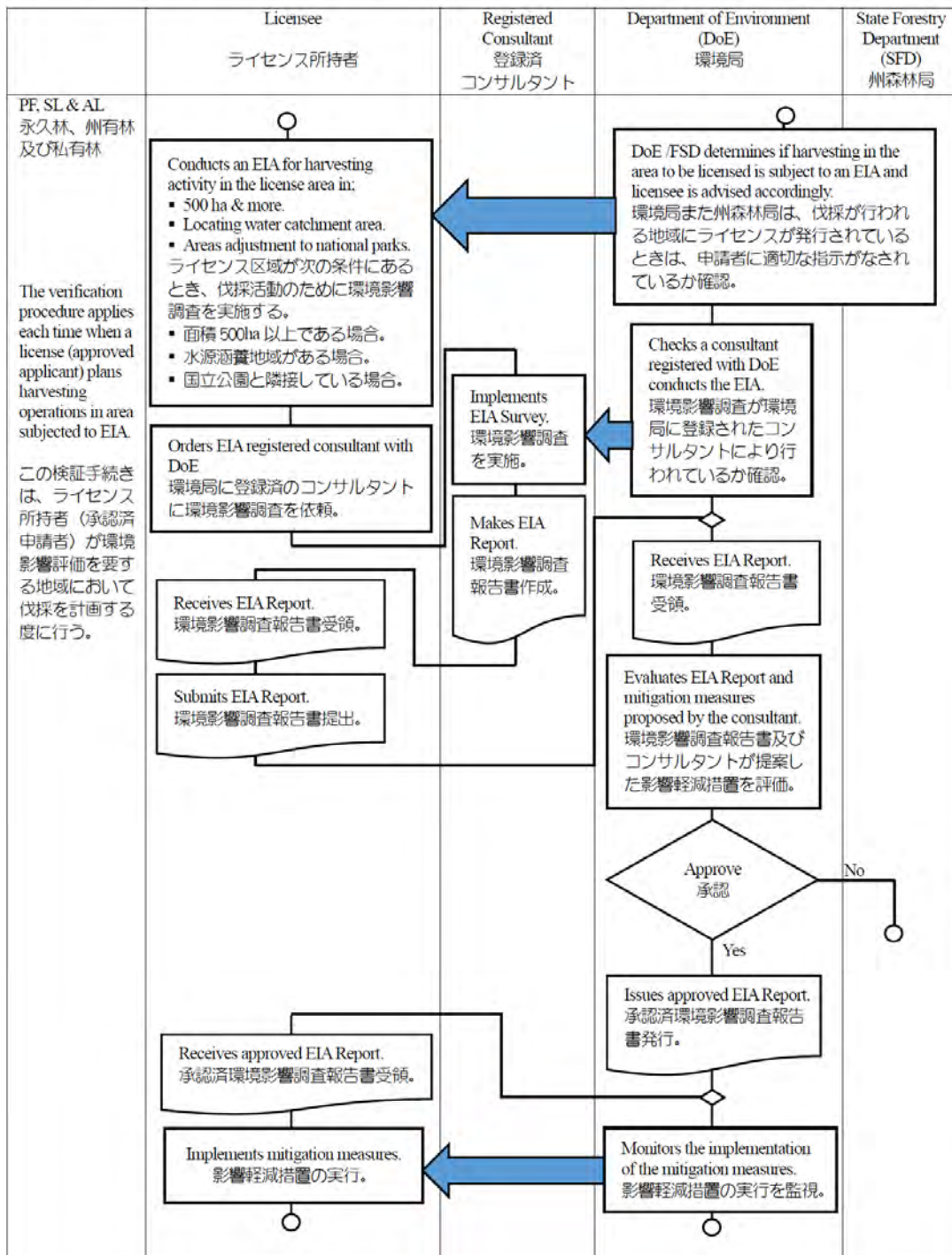
表 4.1.c10 環境影響評価に要する証明書及び書類

Forest Type / Source of Timber 森林区分 / 木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL & RW-R 永久林、州有林、私有林及び ゴム再造林地	EIA Report 環境影響調査報告書	Registered Consultant 登録済コンサルタント	Licensee ライセンス所持者
		Licensee ライセンス所持者	Department of Environment 環境局
	Approved EIA Report 承認済環境影響調査報告書	Department of Environment 環境局	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

¹² 環境影響評価の手順及び要件の概要は、環境局が 1990 年 10 月に発行した「環境影響評価－手順及び手続」に記載されている。

EIA (Environmental Impact Assessment) Requirements	環境影響調査
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: Department of Environment (DoE)	所管：環境局
Licensee (approved applicant) conducts an EIA for harvesting activity in the licensed area (area for harvesting) in: <ul style="list-style-type: none"> The licensed area (area for harvesting) covering an area of 500 ha or more. A water catchment area, or area adjacent to national parks. 	ライセンス所持者（承認済申請者）は次のライセンス区域（伐採区域）での伐採活動のために環境影響調査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 500ha以上のライセンス区域（伐採区域） 水源涵養地または国立公園隣接地



資料・監修：マレーシア木材産業庁

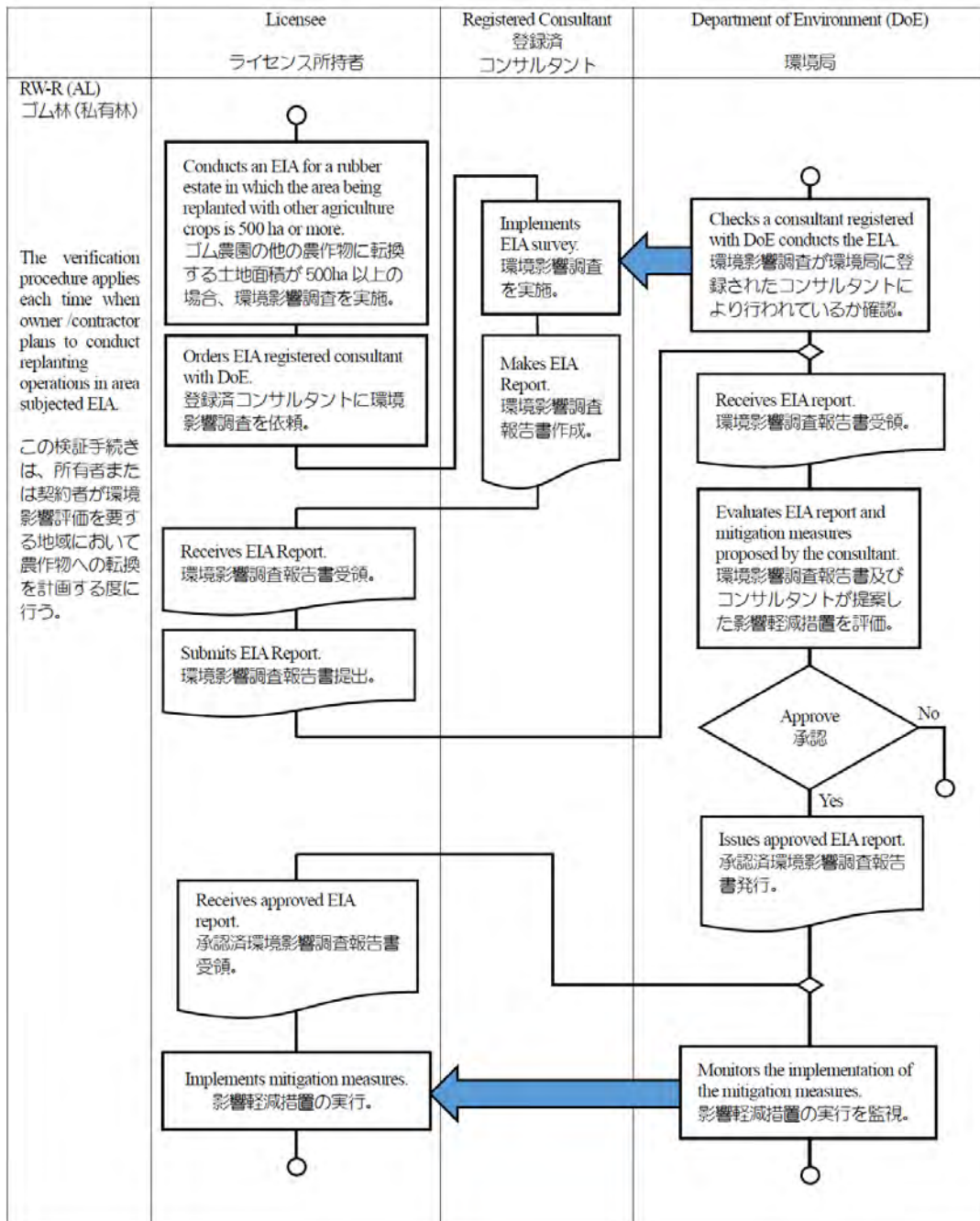
図 4.1.c6 永久林、州有林及び私有林における環境影響調査の手続き

B. ゴム林の農地転換にともなう環境影響調査

500ha 以上のゴム造林地を他の農産物の生産に転換するときは、ライセンス所持者は環境影響調査を行い、環境局に環境影響調査報告書の承認を申請し、その申請が承認されたときは同報告書に掲げられている影響軽減措置を実行する。

この手続きは、永久林、州有林及び私有林における環境影響調査と同じで、所有者又は契約者が環境影響評価を要する地域で農地への土地利用転換を計画する度に行う。

EIA (Environmental Impact Assessment) Requirements (Rubber estates)	環境影響調査 (ゴム農園)
Sources of Timber: RW-R (AL)	木材の出所: ゴム林 (私有林)
Responsibility: Department of Environment (DoE)	所管: 環境局
Owner /contractor conducts an EIA for a rubber estate in which the area being replanted with other agriculture crops in 500 ha or more.	ゴム農園所有者また請負業者は、500ha以上の面積で他の農産物の生産のために用地転換するときは、環境影響調査を実施しなければならない。



資料・監修：マレーシア産業庁

図 4.1.c7 ゴム林の用地転換にともなう環境影響調査手続き

⑤計画策定及び土地利用区分登録

永久林の伐採を行うライセンス所持者は伐採計画を作成し、州森林局長の承認を得るとともに伐採を行う全てのライセンス所持者は土地利用区分を作成し、州森林局に土地利用区分又は不動産区分を登録しなければならない。

この手続きは、伐採ライセンスを発行するたびに行う。

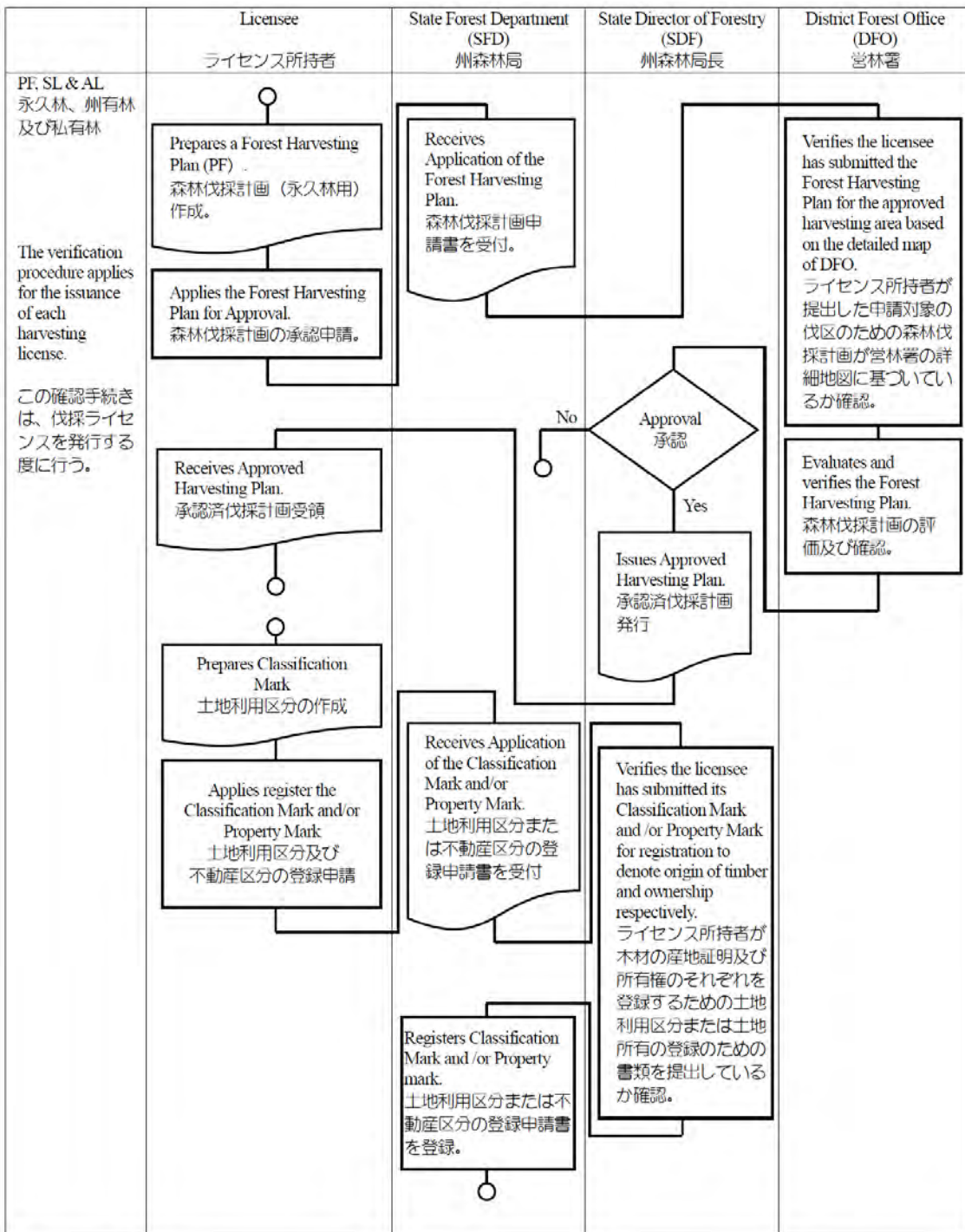
A. 森林伐採計画（永久林用）の承認申請

永久林の伐採を計画しているライセンス所持者は森林伐採計画を作成し、州森林局に同計画の承認申請を行う。申請書を受付けた州森林局は、営林署に申請書を回付する。州森林局から森林伐採計画の回付を得た営林署は、森林伐採計画が営林署の詳細地図に基づいて作成されているか確認した後、同計画の評価及び確認をし、その結果を州森林局長に伝える。営林署から森林伐採計画の評価及び確認を得た州森林局長は、森林計画を承認したときに承認済伐採計画を発行し、ライセンス所持者に送付する。

B. 土地利用区分の登録

ライセンス所持者は土地利用区分を作成し、州森林局に土地利用区分及び不動産区分の登録申請を行う。申請を受けた州森林局は、申請書を州森林局長に回付する。州森林局長は、ライセンス取得者による木材の産地証明及び所有権のそれぞれを登録するための土地利用区分また土地所有の登録のための書類の提出を確認し、これらの確認が完了すると、州森林局が土地利用区分又は不動産区分の登録申請書を登録する。

Plan Preparation and Registration of Classification Mark	計画策定及び土地利用区分登録
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
Licensee (approved applicant) prepares a Forest Harvesting Plan (PF) for the approval of the state Forestry Department (SFD), and to register its classification mark and may also register its property mark with the SFD.	ライセンス所持者（承認済申請者）は、州森林局の承認を得るために森林伐採計画を作成するとともに、土地利用区分または不動産区分を登録しなければならない。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c8 森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録手続き

【証明書及び手続書類】

森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録に要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c11 森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL 永久林、州有林及び私有林	Forest Harvesting Plan (PF) 森林伐採計画 (永久林用)	Licensee ライセンス所持者	State Forestry Department 州森林局
	Approved Forest Harvesting Plan 承認済森林伐採計画	State Director of Forestry 州森林局長	Licensee ライセンス所持者
	Applies register the Classification Mark and/or Property Mark 土地利用区分及び不動産区分の登録申請	Licensee ライセンス所持者	State Forestry Department 州森林局

資料・監修：マレーシア木材産業庁

(2) 基準 2 林内作業

基準 2 は、林内作業に係る基準である。この基準には、次の表のように 7 つの標準を設定している。

表 4.1.c12 基準 2 林内産業のコンテンツ

標準	区分
①伐採区域の境界確定	
②立木資源調査	A. 入札予定地域 B. 契約区域又は認可区域
③伐採事前影響評価	
④立木へのタグ及び環印表示	
⑤木材生産管理	A. 産業用造林以外 B. 産業用造林
⑥丸太輸送	
⑦労働安全衛生	

①伐採区域の境界確定

伐採区域の境界確定は、林内作業を行う前に私有の産業用造林地を除く全ての森林で行う。私有の産業用造林地では、私有地を設定するときに測量用石杭を用いた境界確定をしているので、この手順の対象から除外する。

伐採区域の境界確定は、州森林局が行う。

境界の確定を行うために、営林署はライセンス区域の境界設定案を作成し、それに基づいて森林局職員がライセンス区域において境界線上の立木に環印を表示するとともに、境界線上の目印となる立木を数え、環印の下に州森林局の刻印を打刻する。

環印は塗料により樹幹を一周する要領で表示し、ライセンス境界は三本、林班境界は二本、小林班境界は一本の環印を施す。

ライセンス所持者は、州森林局の境界確定作業と平行して境界線の下刈りを行う。

これらの作業が完了すると、州森林局、ライセンス所持者及び請負業者は、境界の確定状況、境界線上の立木に施した環印、境界線の下刈りの状況の立会検査を無作為抽出方式で選定した現場で行う。

立会検査が終了すると、森林監督官は境界確定境界線確認書及び下刈境界線確認書を作成し、営林署に提出する。営林署はこれらの書類を審査し、適合しているものを承認済書類として保管する。



ライセンス境界を示す三本の環印が表示されている。

写真 4.1.c1 環印を施した立木

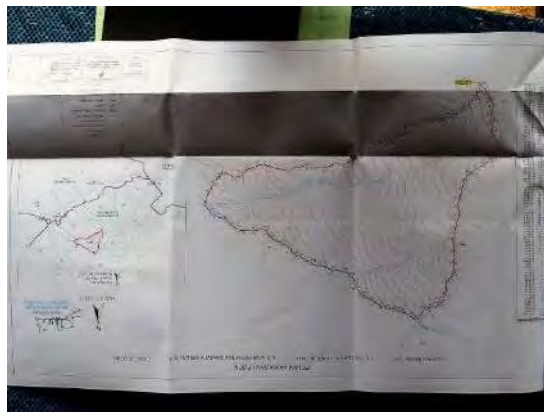
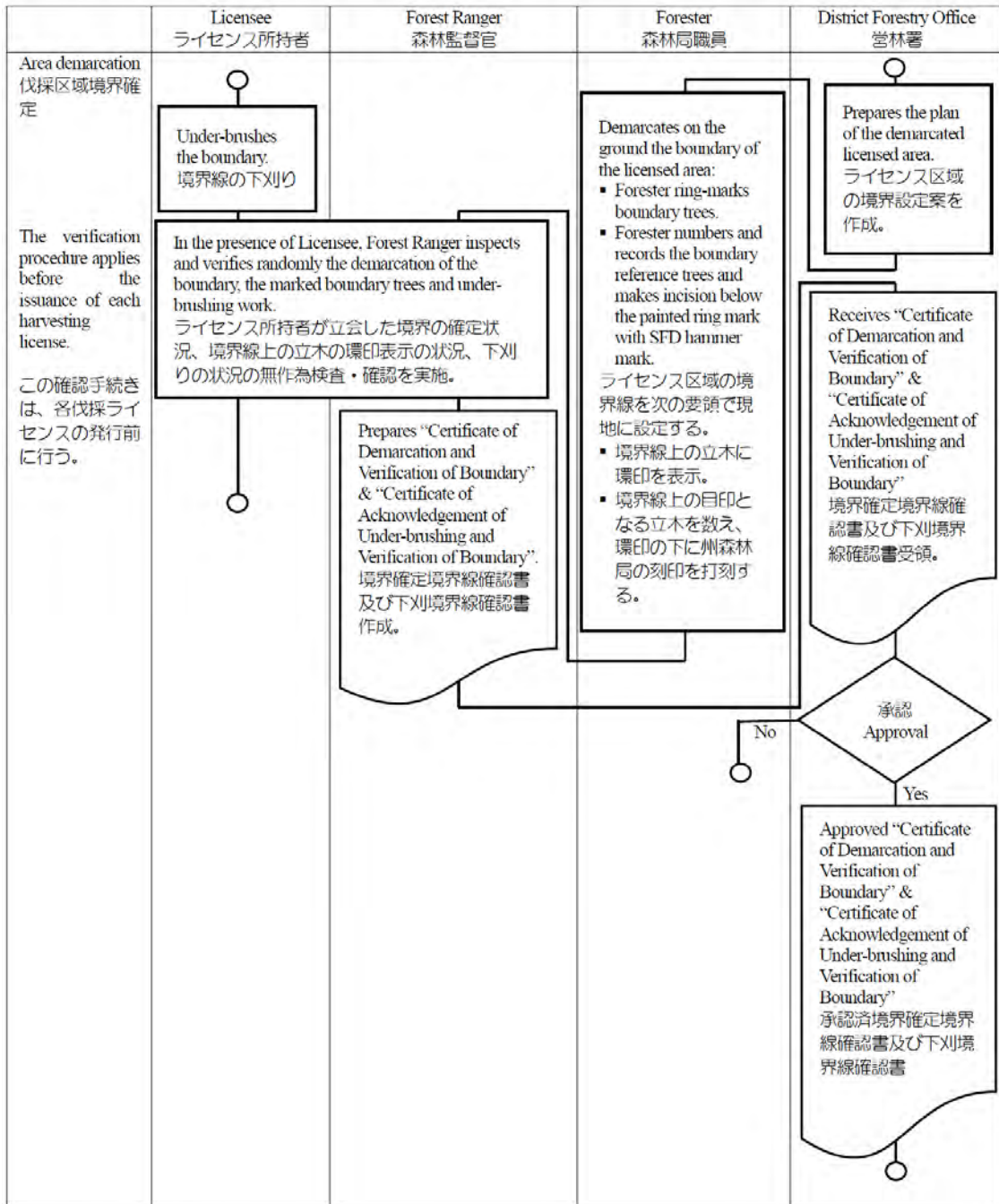


写真 4.1.c2 境界図

Area Demarcation	伐採区域境界確定
Sources of Timber: PF, SL & AL (excluding IIP on AL)	木材の出所：永久林、州有林及び私有林（私有産業用造林を除く）
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
<ul style="list-style-type: none"> Forester demarcates on the ground the boundary of the licensed area: <ul style="list-style-type: none"> Forester ring-marks boundary trees. Forester numbers and records the boundary reference tree and makes incision below the painted ring mark with SFD hammer mark. Licensee under-brushes the boundary. DFO prepares the plan of the demarcated licensed area 	<ul style="list-style-type: none"> 森林局職員はライセンス区域の境界を次により確定する。 <ul style="list-style-type: none"> 森林局職員は立木に環印を施す。 森林局職員は、境界上の基準木を数えて記録し、施された環印の下に州森林局の刻印を打刻する。 ライセンス所持者は境界線の下刈りを行う。 営林署はライセンス区域の確定設定案を準備する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c9 伐採区域境界確定手続き

【証明書及び手続書類】

伐採区域の境界確定の手続きに用いる書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c13 伐採区域の境界確定手続きに用いる書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding ITP on AL) 永久林、州有林及び私有林（私有産業用造林地を除く）	Plan of the Demarcated License Area ライセンス区域境界設定案	District Forestry Office 営林署	Forester & Forest Ranger 森林局職員及び森林監督官
	Certificate of Demarcation and Verification of Boundary 境界確定・境界線確認書	Forest Ranger 森林監督官	District Forestry Office 営林署
	Approved Certificate of Demarcation and Verification of Boundary 境界確定・境界線確認書	District Forestry Office 営林署	—
	Certificate of Under-brushing and Verification of Boundary 承認済下刈境界線確認書	Forest Ranger 森林監督官	District Forestry Office 営林署
	Approved Certificate of Under-brushing and Verification of Boundary 承認済下刈境界線確認書	District Forestry Office 営林署	—

資料・監修：マレーシア木材産業庁

②立木資源調査

立木資源調査は胸高直径 15cm 以上の全ての立木を対象に樹種、立木密度及び分布の把握並びにライセンス区域におけるフタバガキ科及び非フタバガキ科の伐採枠を設定するために行う。

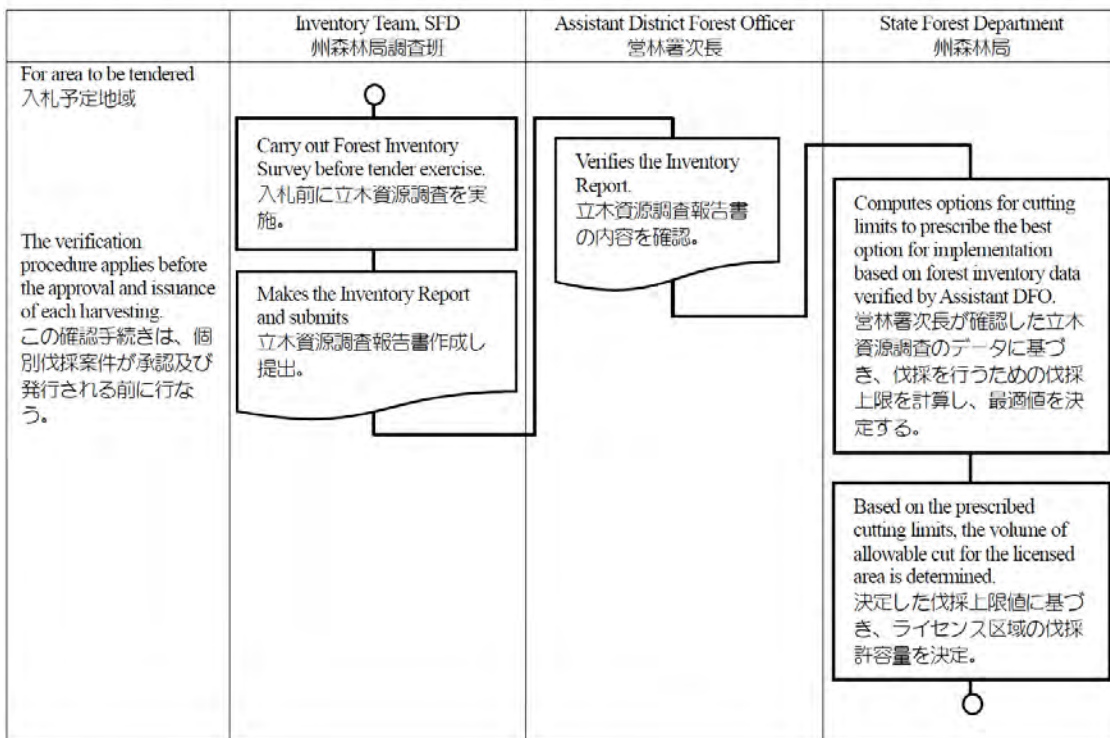
A.入札予定地域における調査

入札予定地域における立木調査は、入札前に州森林局調査班が実施し、立木資源調査報告書を作成して営林署次長に提出し、営林署次長はその内容を確認する。州森林局は、営林署次長が確認した立木資源調査のデータに基づき、伐採を行うための最適な伐採枠を決定する。

B.契約区域又は認可区域における調査

契約区域又は認可区域における立木調査は、森林局がライセンスを承認する前又はその後、森林局調査班また森林局が指定した委託業者により行い、報告書を作成して州森林局に提出する。州森林局は立木資源調査報告書の内容を確認し、営林署次長が確認した立木資源調査のデータに基づき、伐採を行うための最適な伐採枠を決定する。

Pre-Forest Inventory	立木資源調査
Sources of Timber: PF (excluding ITP)	木材の出所：永久林（産業用造林を除く）
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
To determine the species composition, stocking and distribution of all trees 15 cm and above diameter at breast height (DBH) and prescribe the cutting limits for Dipterocarp and Non-Dipterocarp tree species in the licensed area	胸高直径 15cm 以上の全ての樹木について、樹種、立木密度、分布を把握し、ライセンス区域におけるフタバガキ科及び非フタバガキ科の伐採上限を設定する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c10 入札予定地域における立木資源調査の手続き

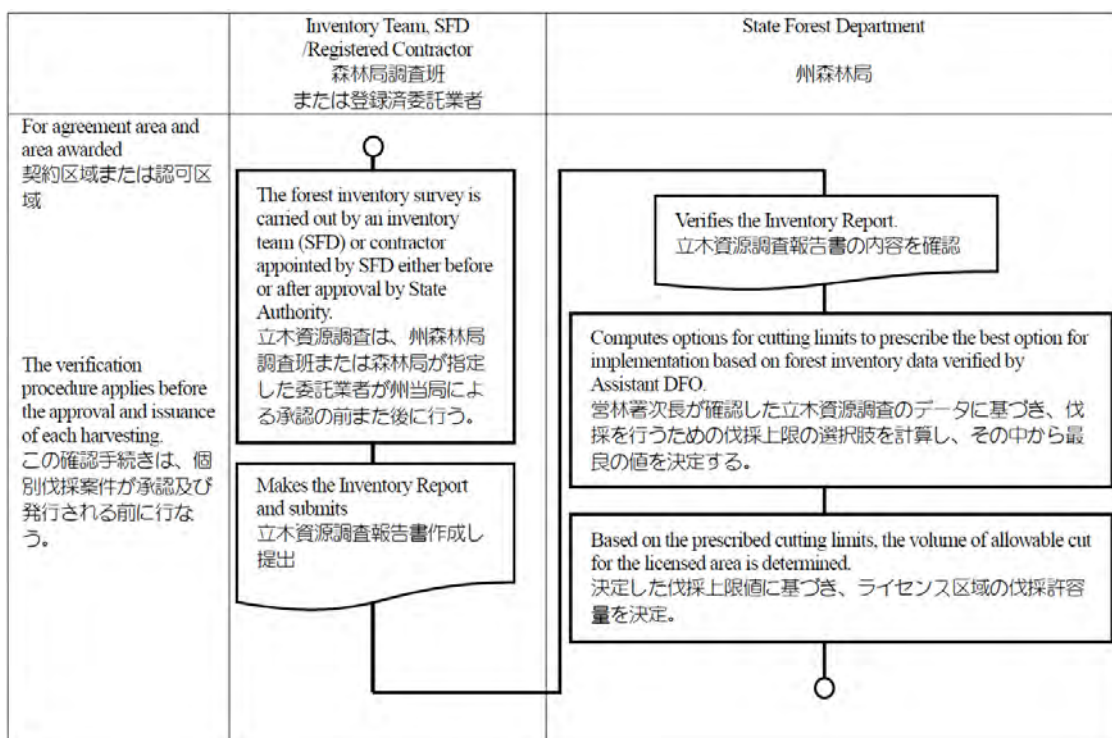
【証明書及び手続書類】

入札予定地域における立木調査に必要な手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c14 入札予定地域における立木調査に必要な手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF (excluding ITP) 永久林	Inventory Report 立木資源調査報告書	Inventory Team, SFD 森林局調査班	Assistant District Forest Officer 営林署次長

資料・監修：マレーシア木材産業庁



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c11 契約区域又は認可区域における立木調査の手続き

【証明書及び手続書類】

契約区域又は認可区域における立木調査に必要な手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c15 契約区域又は認可区域における立木調査に必要な手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF (excluding IIP) 永久林	Inventory Report 立木資源調査報告書	Inventory Team, SFD / Contractor 森林局調査班または委託業者	State Forestry Department 州森林局

資料・監修：マレーシア木材産業庁

③伐採事前影響評価

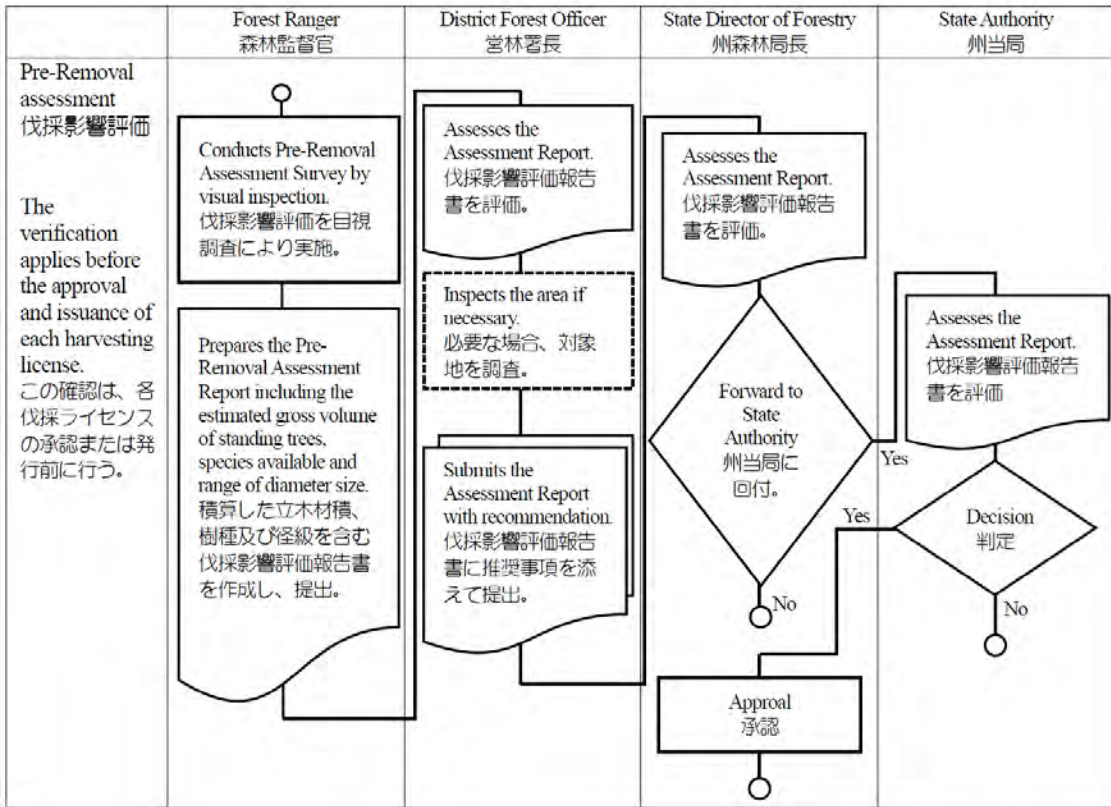
森林監督官は、伐採ライセンスの承認また発行前に、州有林及びゴム林を除く私有林を対象に伐採事前影響評価を行い、伐採影響評価報告書を作成して営林署長に提出する。

営林署長は、伐採影響評価報告書进行评估し、必要に応じて現地調査を行う。同報告書进行评估した営林署長は、推奨事項を添えて州森林局長に同報告書を提出する。

州森林局長は、営林署長から提出された伐採影響評価報告書及び営林署長が提出した推奨事項进行评估し、内容に問題がなければ同報告書を州当局に回付する。

州当局も事前森林影響評価報告書进行评估し、同報告書の内容が適正であればその旨を州森林局長に伝え、州森林局長が同報告書の承認を行う。

Pre-Removal Assessment	事前影響評価
Sources of Timber: SL & AL (excluding RW on AL)	木材の出所：州有林及び私有林（私有林のゴム林を除く）
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
Forest ranger conducts assessment by visual inspection and prepares assessment report, including plan of the area, indicating the estimated gross volume of standing trees, species available and range of diameter size, and submits report to the District Forest Officer.	森林監督官は目視検査により、立木資源実材積の積算及び径級別利用可能樹種を含むそのエリアの計画を示した評価報告書を作成し、報告書を営林署長に提出する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c12 伐採事前影響評価の手続き

【手続書類】

伐採事前影響評価の手続きに要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c16 伐採事前影響評価の手続きに要する書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
SL & AL (excluding RW on AL) 永久林及び私有林（私有ゴム林を除く）	Pre-Forest Assessment Report including the estimated gross volume of standing tree, species available and range of diameter size. 積算した立木材積、樹種及び径級を含む伐採影響評価報告書	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Officer 営林署長
		District Forest Officer 営林署長	State Director of Forestry 州森林局長
		State Director of Forestry 州森林局長	State Authority 州当局
	Letter of Recommendation 推奨報告書	District Forest Officer 営林署長	State Director of Forestry 州森林局長

資料・監修：マレーシア木材産業庁

④立木へのタグ及び環印の表示

州有林及びゴム林を除く私有林の伐採ライセンス区域では、伐採作業を行う前に、森林監督官が所定の伐採限度に基づき、伐採又は保存する立木に ID 番号を表示した異なる色のタグを貼付する。タグの色は、伐採対象木は白色、道路建設又は伐採キャンプ及びログヤード建設のための伐採木には橙色、母樹又は採取木としての保存木は青色、保護目的の保存木は黄色と定められている。誤伐を避けるために、母樹その他伐採を禁止する立木にはタグを挟んで上下に黄色の環印を施す。営林署は、必要に応じて森林監督官による立木へのタグ付けを現場で監督する。

伐採予定木には根株と樹幹にタグを表示し、伐採後も根株に残ったタグにより搬出した丸太と照合できるようにしている。さらに、輸送するのに玉切が必要な長尺の丸太に付すタグには、玉切り後も伐採本数と丸太の搬出本数に整合性を持たせるために枝番を付す。



伐採対象木の根株と樹幹(伐り出し部分)に貼付したタグ(円内)。

写真 4.1.c3 伐採対象木のタグ



タグを挟み込むように黄色の環印が施されている。

写真 4.1.c4 保護木のタグと環印



写真 4.1.c5 根株のタグと森林局の刻印



写真 4.1.c6 インフラ整備による伐採予定木用の橙色のタグ

立木に貼付したタグの管理は森林監督官が行い、保存木については保存木一覧表及び母樹・採種木一覧表、伐採対象木についてはタグ付木材生産管理台帳を作成する。タグ付木材生産管理台帳は森林監督官が営林署長に提出し、営林署長が管理する。営林署長によるタグ付木材生産管理台帳の管理状況は、営林署が確認する。

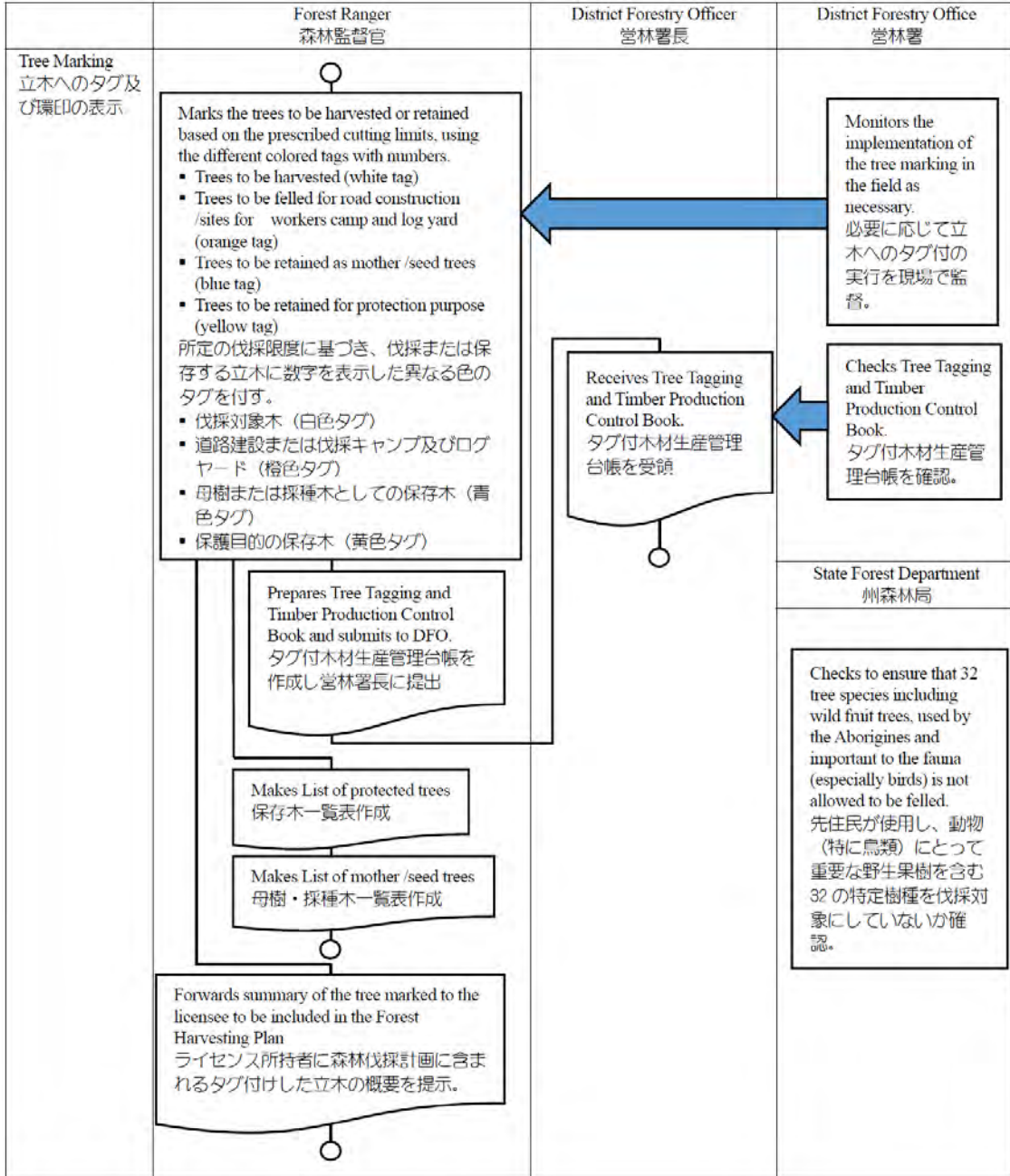
また州森林局は、先住民が使用し、動物（特に鳥類）にとって重要な野生果樹を含む 32 の特定樹種が伐採対象木に含まれていないか確認する。

なお、これらの作業結果の概要は、森林監督官がライセンス所持者に提示する。

表 4.1.c17 特定樹種 32 種

	現地樹種名	学名	科名	備考
1	Ara	<i>Ficus spp.</i>	クワ科	果実は食用
2	Kerdas	<i>Archidendron bubalium</i>	マメ科	
3	Jering	<i>Archidendron jiringa</i>	マメ科	
4	Petai	<i>Parkia sp.</i>	マメ科	種子は食用
5	Tampoi	<i>Baccaurea maingayi</i>	コミカンソウ科	果実は食用
6	Tampoi	<i>Baccaurea sumatrana</i>	コミカンソウ科	果実は食用
7	Temponex	<i>Artocarpus rigidus</i>	クワ科	果実は食用
8	Rambutan Hutan	<i>Nephelium lappaceum</i>	ムクロジ科	果実は食用
9	Asam Gelugor	<i>Garcinia atroviridis</i>	フクギ科	
10	Kundang Hutan	<i>Bouea macrophylla</i>	ウルシ科	
11	Putat	<i>Barringtonia sp.</i>	サガリバナ科	
12	Podo	<i>Podocarpus sp.</i>	マキ科	
13	Machang	<i>Mangifera longipetiolata</i>	ウルシ科	
14	KerANJI	<i>Dialium sp.</i>	マメ科	果肉は食用
15	Sentul	<i>Sandricum koetjape</i>	アカテツ科	
16	Durian	<i>Durio zibethinus</i>	アオイ科	果実は食用
17	Basong	<i>Knema sp.</i>	ニクズク科	香辛料等に使用
18	Basong	<i>Myristica sp.</i>	ニクズク科	香辛料等
19	Mata Pelanduk	<i>Ardisia sp.</i>	サクラソウ科	
20	Nangka	<i>Artocarpus heterophyllus</i>	クワ科	
21	Cempedak	<i>Artocarpus integer</i>	クワ科	果実は食用
22	Kelat Jambu Laut	<i>Eugenia sp.</i>	フトモモ科	
23	Mangga	<i>Mangifera indica</i>	ウルシ科	
24	Berangan	<i>Castanopsis sp.</i>	ブナ科	
25	Kelumpang Jari	<i>Sterculia foetida</i>	アオイ科	
26	Kelumpang	<i>Sterculia parvifolia</i>	アオイ科	
27	Kedondong Jari Daun Lichin	<i>Santiria laevigata</i>	カンラン科	果実は食用
28	Pauh	<i>Irvingia malayana</i>	アーヴィンギア科	
29	Tualang	<i>Koompassia excelsa</i>	マメ科	野生蜂が営巣
30	Bekak	<i>Aglaiia sp.</i>	センダン科	
31	Mersindok	<i>Disoxylum sp.</i>	センダン科	
32	Mempening Gajah	<i>Lithocarpus cyclophorus</i>	ブナ科	

Tree Marking	立木へのタグ及び環印の表示
Sources of Timber: PF (excluding ITP)	木材の出所：州有林及び私有林（私有林のゴム林を除く）
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
*Omitted the criterion writing in this box.	*この欄への基準の記載は省略。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c13 立木へのタグ及び環印表示手続き

【関係書類】

立木へのタグ及び環印の表示に用いる書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c18 立木へのタグ及び環印の表示に用いる書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF (excluding ITP) 永久林 (産業用造林を除く)	Tree Tagging and Timber Production Control Book タグ付木材生産管理台帳	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Officer (Recipient) 営林署長 (受付) District Forest Office (Confirmation) 営林局 (確認)
	Summary of the tree marked to the licensee to be included in the Forest Harvesting Plan 森林伐採計画に含まれるタグ付した樹木の概要	Forest Ranger 森林監督官	Licensee ライセンス所持者
	List of Protected Trees 保存木一覧表	Forest Ranger (Management) 森林監督官 (作成・管理)	—
	List of Mother /Seed Tree 母樹・採種木一覧表	Forest Ranger (Management) 森林監督官 (作成・管理)	—

資料・監修：マレーシア木材産業庁

⑤木材生産管理

マレーシア木材合法性保証システムでは、木材の生産管理方法を永久林、州有林及び産業用造林以外の私有林と産業用造林に分けて伐採現場、貯木場及び森林検査ステーション別の手順を定めている。木材の生産管理は、州森林局の所管である。

A. 永久林、州有林及び産業用造林以外の私有林での木材生産管理

a. 伐採現場

ライセンス所持者は、伐採した丸太に表示しているタグ又は道路、労働者用キャンプ及び貯木場の建設により伐採された丸太であるかを確認し、丸太を伐採区域から貯木場に運搬する。

森林局の職員は、伐採現場で次の監督業務を行い、伐採作業の状況を営林署に報告する。

- 月例調査を実施し、基盤整備、伐採並びに環境及び森林保護を項目とするモニタリング報告書を作成し、営林署に報告する。
- ライセンス区域における月次伐採状況報告書を作成して営林署に提出するとともに、ライセンス区域の外側で伐採の痕跡がないか確認し、その結果をモニタリング報告書としてとりまとめ、営林署に提出する。

なお、伐採区域で伐採活動が完了したときは、森林局職員が検査を行い、完了報告書を作成して営林署に提出する。

b.貯木場

ライセンス所持者は、貯木場で丸太に分類タグを貼付する。さらに、永久林材には丸太タグを貼付する。森林局職員はこれら丸太へのタグ貼付を確認し、その後、ライセンス所持者は樹木タグ番号・木材生産管理台帳に丸太生産情報を記録し、丸太を森林検査ステーションに輸送する。

【樹木タグ番号・木材生産管理台帳】

樹木タグ番号・木材生産管理台帳は、森林検査ステーションでの木材の合法性確認のために最も重要な台帳である。森林検査ステーションは、伐採前に行われた立木資源調査で定めた許容伐採量に基づき、伐採対象木、母樹及び保存樹に表示したタグの記載内容、伐採対象木の材積及び一本の立木から採取する丸太の本数等の情報をこの台帳により管理している。

森林検査ステーションは、これらの情報と同ステーションに到着した丸太の照合を行い、合法性の確認を行うとともに丸太生産の進行管理を行っている。また、この照合結果を基に課徴金を決定して林産物移動許可証を発行するため、この台帳は木材合法性保証システムの森林部門における運営のガキを握っている。

樹木タグ番号・木材生産管理台帳の記載内容は、次により構成している。

- 表紙
- 作成者、検査者、検証者（氏名及び役職、署名、日付）。
- 請負業者及びライセンス保持者情報。
- タグを付けた樹木の概要。
- 樹木へのタグ表示及び木材生産管理に係る基本情報。
- 樹種別タグ表示情報
- 樹種別径級別本数及び推定材積の概要
- 母樹目録
- 保護樹目録
- 森林検査ステーションでの丸太検査結果詳報

A.表紙

表紙には、「樹木タグ番号・木材生産管理台帳」を表題として、永久保存林の名称、コンパートメント番号及びライセンス所持者の名前と住所を表示する。

B.作成者、検査者、検証者（氏名及び役職、署名、日付）

台帳の作成者は森林局職員、検査者は地域森林事務所長とする。

C.請負業者及びライセンス保持者情報

森林局職員は、樹木タグ番号・木材生産管理台帳にライセンス保持者、請負業者の名前及び住所、永久保存林の名称、コンパートメント番号、コンパートメントの面積、森林管理区域の面積、ライセンス対象区域の面積、ライセンス番号、管轄する地域森林事務所名、森林管理区名並びに森林検査ステーション名を記載する。

D.タグを付けた樹木の概要

樹木タグ番号・木材生産管理台帳では、頁別に伐採対象木、母樹、保護樹別に情報を管理する。

森林局職員は、樹木タグ番号・木材生産管理台帳にタグを表示した樹木の、樹種区分別（①Chengal (*Neobalanocarpus heimii*)、樹脂産出樹種（②フタバガキ科、③非フタバガキ科、④非樹脂産出樹種）の本数、合計材積、本数割合及び材積割合を記載する。その他、基本情報として永久保全林の名称、コンパートメント番号、面積、森林管理区名、樹種区分別許容伐採基準値¹³を記載する。

E.タグ表示・木材生産管理に係る基本情報

タグ表示・木材生産管理に係る基本情報により、伐採木の特定に使用した森林局の刻印の番号及び有効なタグの番号を確認できる。

この情報は、伐採木・母樹・保護樹別に樹木タグ番号・木材生産管理台帳の頁を分けて作成する。

¹³ 「〇〇cm以上の木でないと伐採対象としてはならない。」という基準値。

タグ表示・木材生産管理台帳には、伐採木の特定に使用した森林局の刻印の番号、使用したタグの番号（開始番号、最終番号）の他、タグを表示した立木の本数、ha 当たりの立木本数及び材積及び合計材積を樹種区分別に記載する。その他、基本情報として森林地域の名称、森林管理区の名称、永久保全林の名称、コンパートメント番号、森林管理区名及び樹種区分別許容伐採基準値並びにライセンス番号、ライセンス区域面積、ライセンス保持者及び請負業者の名前と住所、ライセンスの有効期間及び担当森林検査ステーション名を記載する。

F. 樹種別タグ表示情報

樹種別タグ表示情報により、タグを表示した立木の樹種別本数及び材積が確認できる。この情報は、伐採対象木、母樹、保護樹別に頁を分けて管理し、これらは樹種区分別表により整理する。

樹種別にタグを表示した樹種のコード、樹種名、本数及び合計材積を記載し、この他に基本情報として、森林地域の名称、永久保全林の名称、コンパートメント番号、森林管理区名及び樹種区分別許容伐採基準値を記載する。

G. 樹種別径級別本数及び材積推定値の概要

台帳には、樹種別に5 cm括約による径級別本数及び合計材積を伐採対象木、母樹、保護樹別に頁を分けて作成する。母樹及び保護樹については、胸高直径 30 cm以上の木を全て台帳に掲載する。

H. 母樹目録

母樹目録により、タグ表示された全ての母樹の個体別タグ番号、所在地及び規格（胸高直径）が確認できる。

母樹目録には、個体別に、タグ番号、樹種名、胸高直径、林班及び小林班の番号を記入する。その他、基本情報として、森林地域の名称、永久保全林の名称、コンパートメント又はサブコンパートメントの番号、面積、樹種区分別許容伐採基準値とともに、タグ表示に係る情報としてタグを表示した樹木の林班及び小林班の総数、タグ表示を行った年月日並びにタグを表示した作業班のチームリーダーの氏名と役職が記載される。

I. 保護樹目録

保護樹目録により、タグを表示した全ての保護樹の個体別タグ番号、所在地及び規格（胸高直径）を確認できる。

記載内容及び方法は、母樹目録と同様である。

J. 森林検査ステーションでの丸太検査結果詳細

この情報により、森林検査ステーションで検証が行われた全ての丸太の樹種、寸法及びタグ番号の照合並びに一本の丸太を玉切して複数の玉を生産したときは、同一伐採木から採取する予定の玉数と、森林ステーションに搬送されてきた丸太の玉数の照合及び検査の実施状況の確認ができる。

丸太検査結果詳細には、タグ表示をした伐採木別に、次の情報を記載する。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ① 通し番号 | ⑧ 材長 |
| ② 樹種名 | ⑨ 丸太直径 |
| ③ タグ番号 | ⑩ 丸太材積 |
| ④ 胸高直径 | ⑪～⑫ ⑧から⑩の繰返し |
| ⑤ 材積 | ⑬ 同伐採木から採取した合計丸太本数 |
| ⑥ 採取可能な丸太の数（玉数） | ⑭ 同伐採木から採取した合計丸太材積 |
| ⑦ 等級 | ⑮ 備考 |

森林検査ステーションでは、丸太の検査をする前に、上記項目の①から⑦まで（必要に応じて項目⑮を含む）の情報をコンピュータに入力している。このため、①から⑦までの検査は、コンピュータで印刷したシートの情報と現物を照合しながら行い、項目⑧から⑮までの情報は手書きで台帳に記入する。項目①から⑦の事前情報と検査結果に齟齬があったときは、伐採現場を確認した上で正確な情報を記載し、必要に応じて事前情報の修正を行う。



丸太の材長が長い場合、輸送のために丸太を複数の玉に切り分けた場合は、樹木タグ番号に枝番を付ける。この場合は、KDD2019番の丸太を玉切した二番目の玉であることでの表示である。

写真 4.1.c7 枝番を付けた樹木タグ (右)

丸太番号	樹木タグ番号	材長	末口直径	数量
KDD2019	MLE 020008	19.28	172.80	591.94
KDD2019	MLE 020009	20.06	200.80	812.47
KDD2019	MLE 020010	17.97	178.90	648.15
KDD2019	MLE 020011	20.83	208.80	1047.98
KDD2019	MLE 020012	18.48	184.80	774.35
KDD2019	MLE 020013	21.14	211.40	1145.75
BANK CREDIT				870.01
KDD2019	MLE 020014	16.94	169.40	582.89
KDD2019	MLE 020015	19.15	191.50	704.05
KDD2019	MLE 020016	18.92	189.20	666.08
KDD2019	MLE 020017	17.91	179.10	580.21
BANK CREDIT				870.01
BANK CREDIT				870.01
KDD2019	MLE 020018	16.01	160.10	505.43
KDD2019	MLE 020019	18.01	180.10	708.91
KDD2019	MLE 020020	18.21	182.10	722.12
BANK CREDIT				870.01
KDD2019	MLE 020021	20.84	208.40	938.24
KDD2019	MLE 020022	18.82	188.20	706.80

写真 4.1.c8 供託金管理台帳

c. 森林検査ステーション

伐採した丸太は、森林検査ステーションで森林局の検査を必ず受けなければならない。

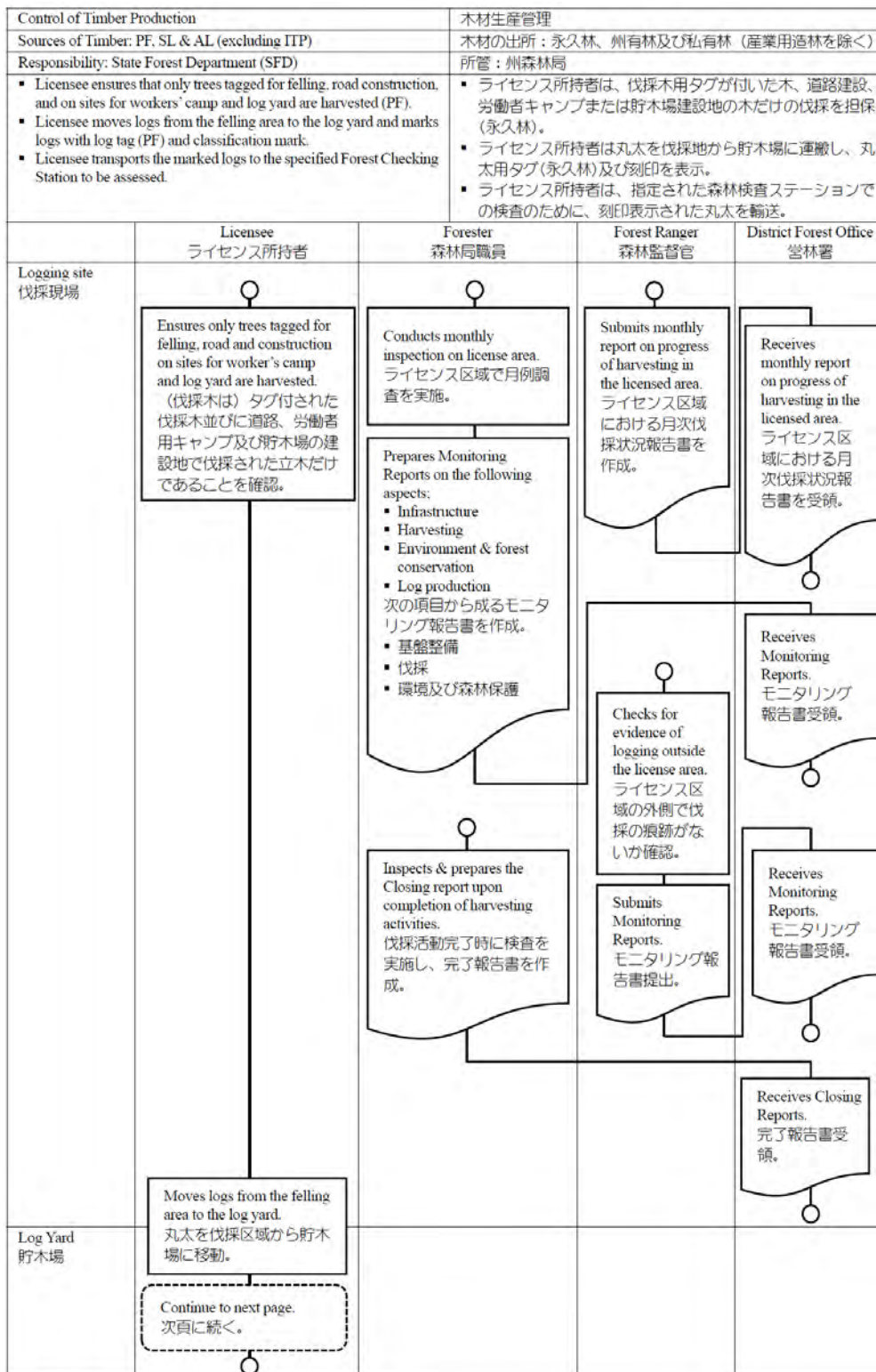
森林局職員は、森林検査ステーションに到着した丸太の検査を行う。検査はトラックの荷台上で、丸太タグ番号と樹木タグ番号・木材生産管理台帳との照合、丸太の末口直径及び材長の測定並びに樹種の確認及び記録を行う。森林局職員は、これらの作業結果からライセンス所持者が納付するロイヤリティ及び手数料を積算し、ライセンス所持者に伝達する。

ライセンス所持者は、森林局職員が積算したロイヤリティ及び手数料を供託金又は銀行振込により納付し、森林局職員はライセンス所持者のロイヤリティ及び手数料の納付を確認した上で、丸太の移動に必要な移動許可書を発行¹⁴するとともに、発行した移動許可書の概要を記録する。

なお、ロイヤリティ及び手数料は、あらかじめ森林局に供託金として納付するのが一般的である。森林検査ステーションの森林局職員は、ライセンス所持者の供託金残高を供託金管理台帳により管理している。森林局職員が算出したロイヤリティの額が台帳上の供託金残高を下回っているときは、台帳の残高からロイヤリティの額を差し引いてロイヤリティを徴収する。一方で、台帳の残高が算出したロイヤリティの額を下回るときは、森林局職員はライセンス所持者が供託金を追加納付するまで丸太を森林検査ステーションに留め置く。

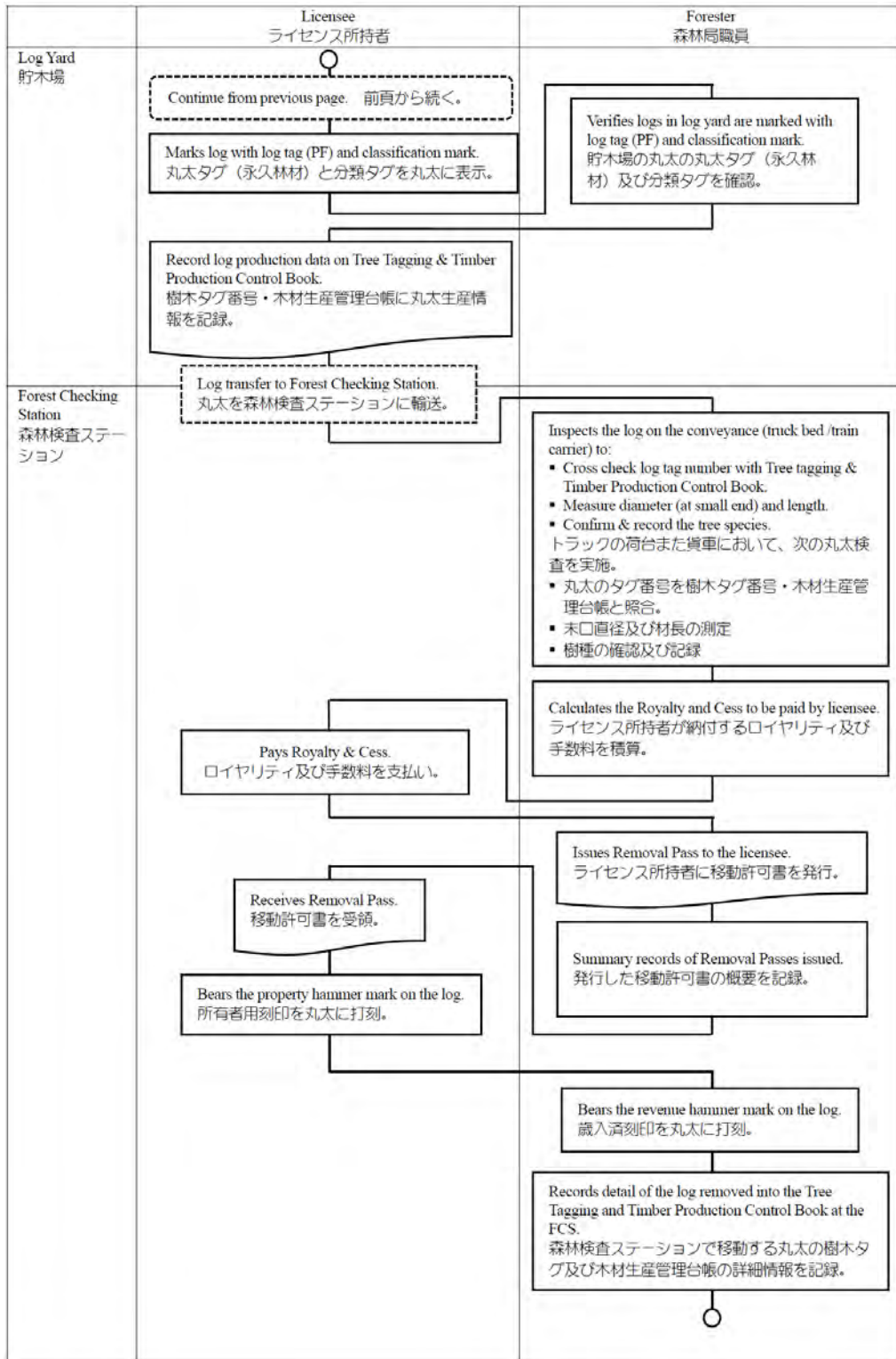
移動許可書を受領したライセンス所持者は、丸太に所有者用刻印 (Property Hummer Mark)

¹⁴ 国家林業法第 70 条の規定に基づき発行。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c14 永久林、州有林及び産業用造林以外の私有林での木材生産管理手続き



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c14 永久林、州有林及び産業用造林以外の私有林での木材生産管理手続き（続き）

B.産業用造林（永久林、州有林及び私有林）における木材生産管理

a.伐採地

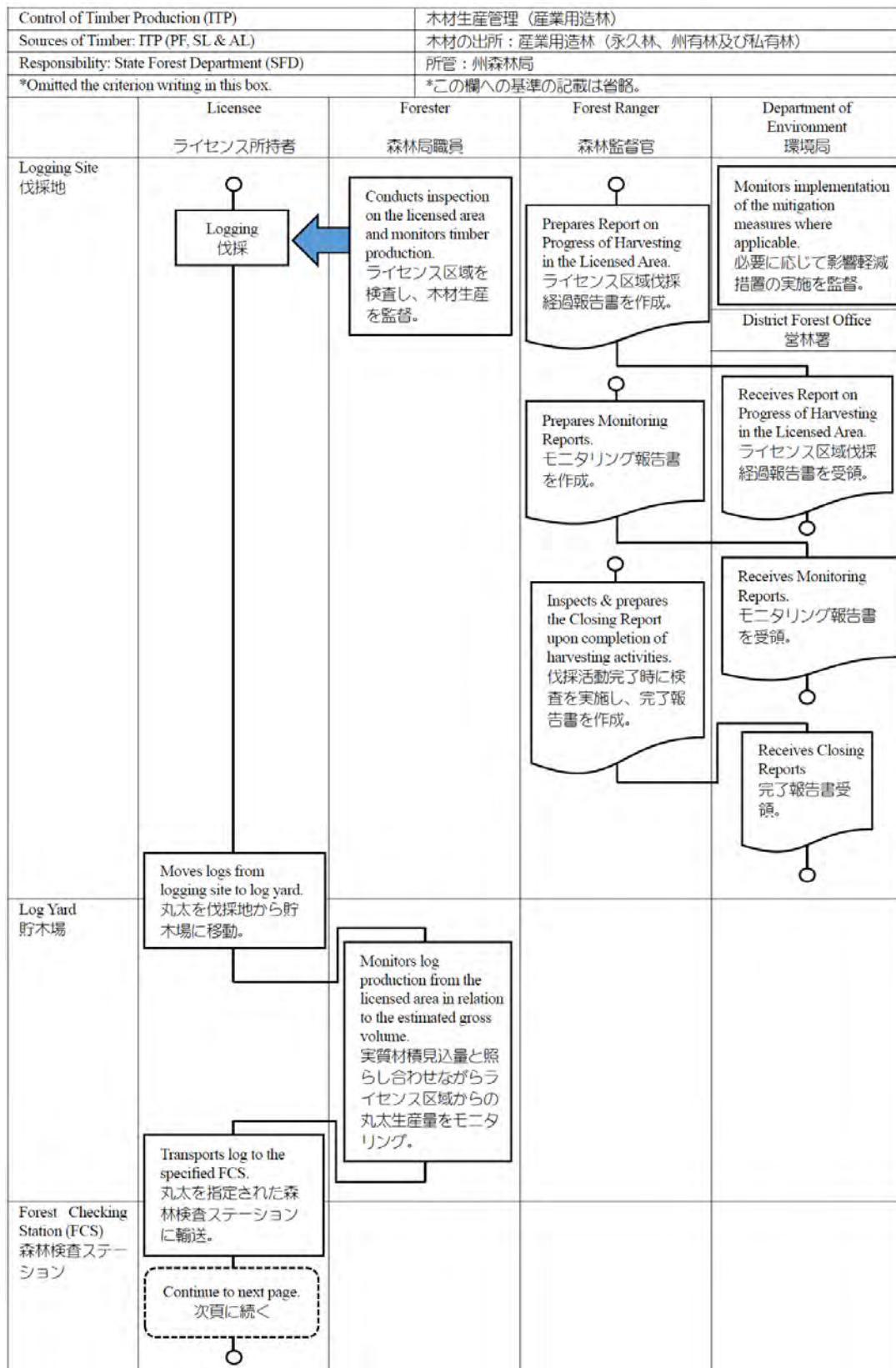
森林局職員は、ライセンス所持者の木材生産を監督する。そして、森林監督官はライセンス区域伐採経過報告書及びモニタリング報告書を作成し、営林署に提出する。さらに森林監督官は、伐採作業が完了したときは、伐採現場の検査を行い、完了報告書を作成して営林署に報告する。

b.貯木場

ライセンス所持者は、伐採した丸太を貯木場に集荷する。森林局職員は、集荷された丸太の実質材積見込量とライセンス区域からの丸太生産量を目視によりモニタリングする。森林局職員によるモニタリングが完了した後、ライセンス所持者は、丸太を森林検査ステーションに輸送する。

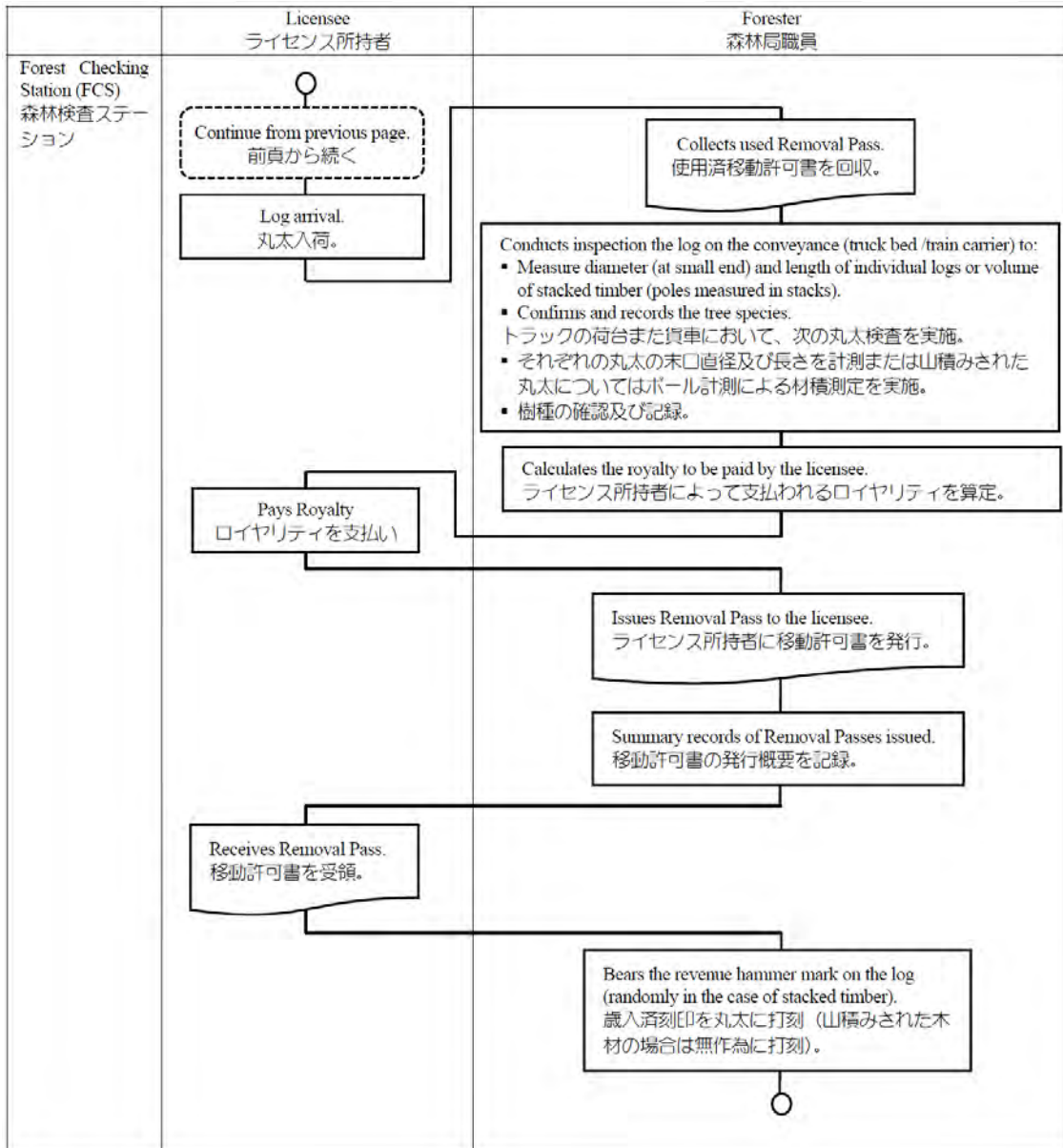
c.森林検査ステーション

森林局職員は、森林検査ステーションに丸太が到着すると、これまで使用してきた移動許可書を回収し、トラックの荷台において山積みされた丸太については、ポール計測による材積測定を、山積みされていない丸太については、末口直径及び材長を測定するとともに、樹種を確認してこれら計測結果を記録する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c15 産業用造林（永久林、州有林及び私有林）における木材生産管理手続き



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c15 産業用造林（永久林、州有林及び私有林）における木材生産管理手続き（続き）

【証明書及び手続書類】

木材生産管理に要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c19 木材生産管理に要する証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, & AL (excluding ITP) 永久林、州有林及び私有林（産業用造林を除く） Documents for Royalty & Fees are on the Table of principal 3. ロイヤリティ及び手数料の支払いの書類は基準3の表に掲載。	Monitoring Report (aspects infrastructure, harvesting, environment and forest conservation, and log production) モニタリング報告書（基盤整備、伐採、完工及び森林保護並びに丸太生産を報告）	Forester 森林局職員	District Forest Office 営林署
	Monitoring Report (Checking for evidence of logging outside the license area) モニタリング報告書 （ライセンス区域の外側で伐採の痕跡がないか確認し報告）	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Monthly Report on Progress of Harvesting 月次伐採状況報告書	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Closing Report 完了報告書	Forester 森林局職員	District Forest Office 営林署
	Tree Tagging & Timber Production Control Book 樹木タグ番号・木材生産管理台帳	Licensee (Manageing) ライセンス所持者	Forester (for inspection) (add the detail data on the book) 森林局職員（検査）（台帳に詳細データを追加）
	Removal Pass (Issued at Forest Checking Station) 移動許可書（丸太検問所で発行）	Forester 森林局職員	Licensee ライセンス所持者
ITP (PF, SL & AL) 産業用造林（永久林、州有林及び私有林） Documents for Royalty & Fees are on the Table of principal 3. ロイヤリティ及び手数料の支払いの書類は基準3の表に掲載。	Report on Progress of Harvesting in the License Area ライセンス区域伐採経過報告書	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Monitoring Reports モニタリング報告書	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Closing Report (for logging) 完了報告書（伐採作業）	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Office 営林署
	Used Removal Pass (Collected at Forest Checking Station) 使用済移動許可書（丸太検問所で回収）	Licensee ライセンス所持者	Forester 森林局職員
	Removal Pass (Issued at Forest Checking Station) 移動許可書（丸太検問所で発行）	Forester 森林局職員	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

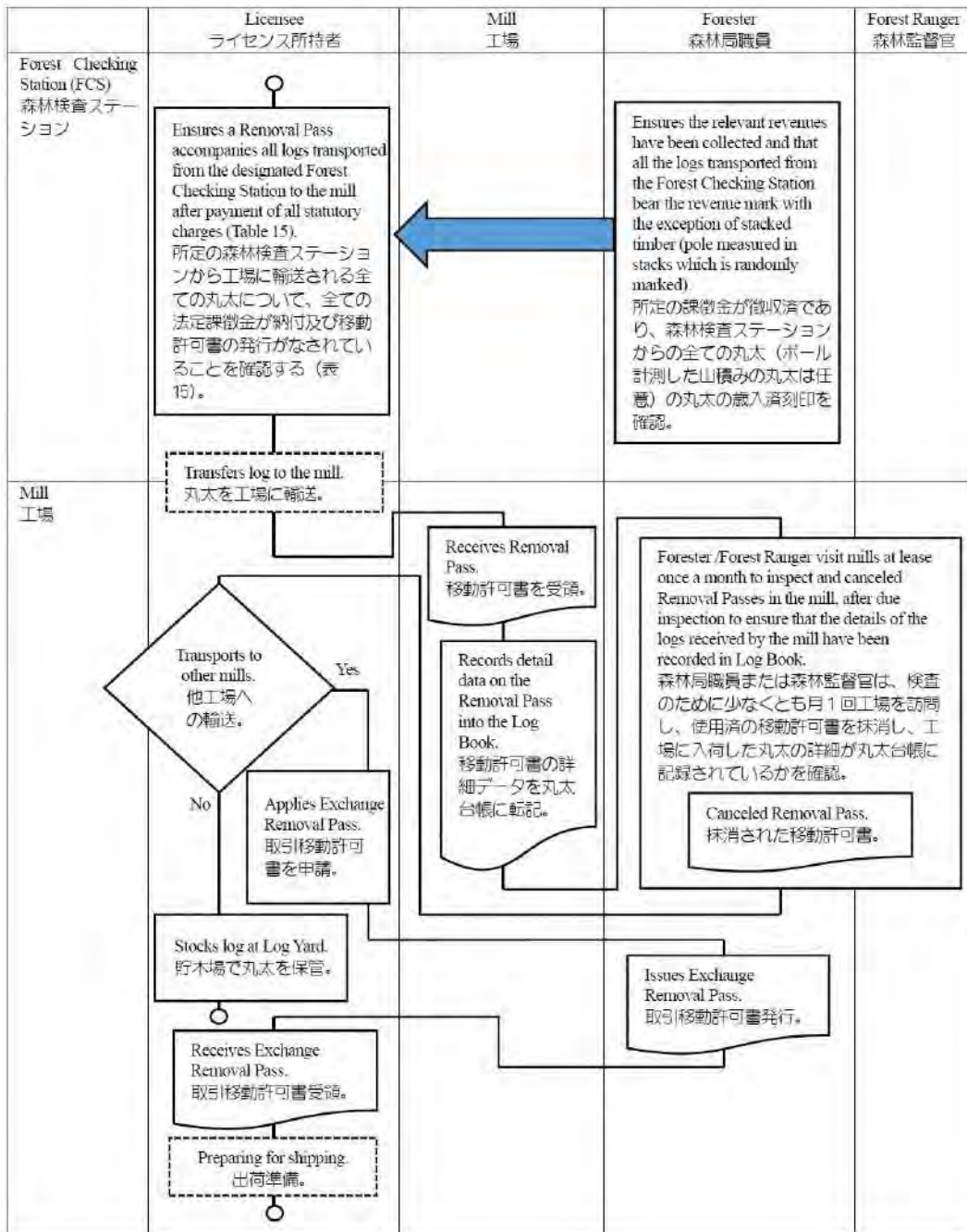
⑥丸太輸送

ライセンス所持者は、全ての課徴金を納付した後に定められた森林検査ステーションから工場に輸送する全ての丸太の移動許可書を申請しなくてはならない。

工場は、丸太が入荷すると、トレーラーの運転手が携行してきた移動許可書を受領し、その詳細データを丸太台帳に転記する。森林局職員は、工場で使用済の移動許可書を回収し、その効力を抹消するとともに、丸太台帳に同許可書の記載内容が適正に転記されているか確認する。

工場が入荷した丸太を他の工場に輸送するときは、森林局職員に取引移動許可書を申請し、その許可書を受領してから、出荷の準備を行う。

Log Transportation	丸太輸送
Sources of Timber: PF, SL & AL (excluding RW from SL & AL)	木材の出所: 永久林、州有林及び私有林 (州有林及び私有林からのゴム材を除く)
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管: 州森林局
<ul style="list-style-type: none"> Licensee transports logs from log yard to Forest Checking Station only from 7:00 am to 7:00 pm. Licensee ensures that all logs transported from the designates Forest Checking Station to the mill are accompanied by a Removal Pass after payment of all statutory charges. Removal Pass is valid for only 24 hours from time of issuance. 	<ul style="list-style-type: none"> ライセンス所持者が丸太検問所に丸太を輸送する時間は、午前7時から午後7時までに限定する。 ライセンス所持者は、全ての課徴金を納付した後に、定められた森林検査ステーションから工場に輸送する全ての丸太の移動許可書を申請しなくてはならない。



資料・監修: マレーシア木材産業庁

図 4.1.c16 丸太輸送

【証明書及び証拠書類】

丸太の輸送に要する証明書及び証拠書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c20 丸太輸送に要する証明書及び証拠書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding RW from SL & AL) 永久林、州有林及び私有 林（州有林及び私有林か らのゴム丸太を除く）	Removal Pass 移動許可書	Licensee ライセンス所持者	Mill 工場
	Log Book (Record detail data on the Removal Pass) (Managed by the Mill.) 丸太台帳（移動許可書の詳細データを記 録）（工場が管理）	Mill 工場	Forester / Forest Ranger 森林局職員または森林監 督官
	Removal Pass (Canceled) 移動許可書（抹消済）	Mill 工場	Forester / Forest Ranger 森林局職員または森林監 督官
	Exchange Removal Pass (for log transfer to other mills) 取引移動許可書（その他の工場に丸太を 輸送するときに使用）	Forester 森林局職員	Mill 工場

資料・監修：マレーシア木材産業庁

⑦労働安全衛生

永久林、州有林及び私有ゴム再造林地で労働者を雇用して事業運営を行う雇用者には、次の表の「雇用者の義務」の欄に列挙した義務が課される。

職業安全衛生局（DOSHS）は森林局とともに、伐採作業を行う事業所に対し伐採作業の安全衛生に係る不定期検査を行っている。雇用者の違反行為が判明したとき職業安全衛生局は、違反の程度に応じて警告書、改善通告書又は禁止通告書を発し、雇用者に改善措置の実施を命じ、後日、再検査を行って違反行為の解消を確認している。

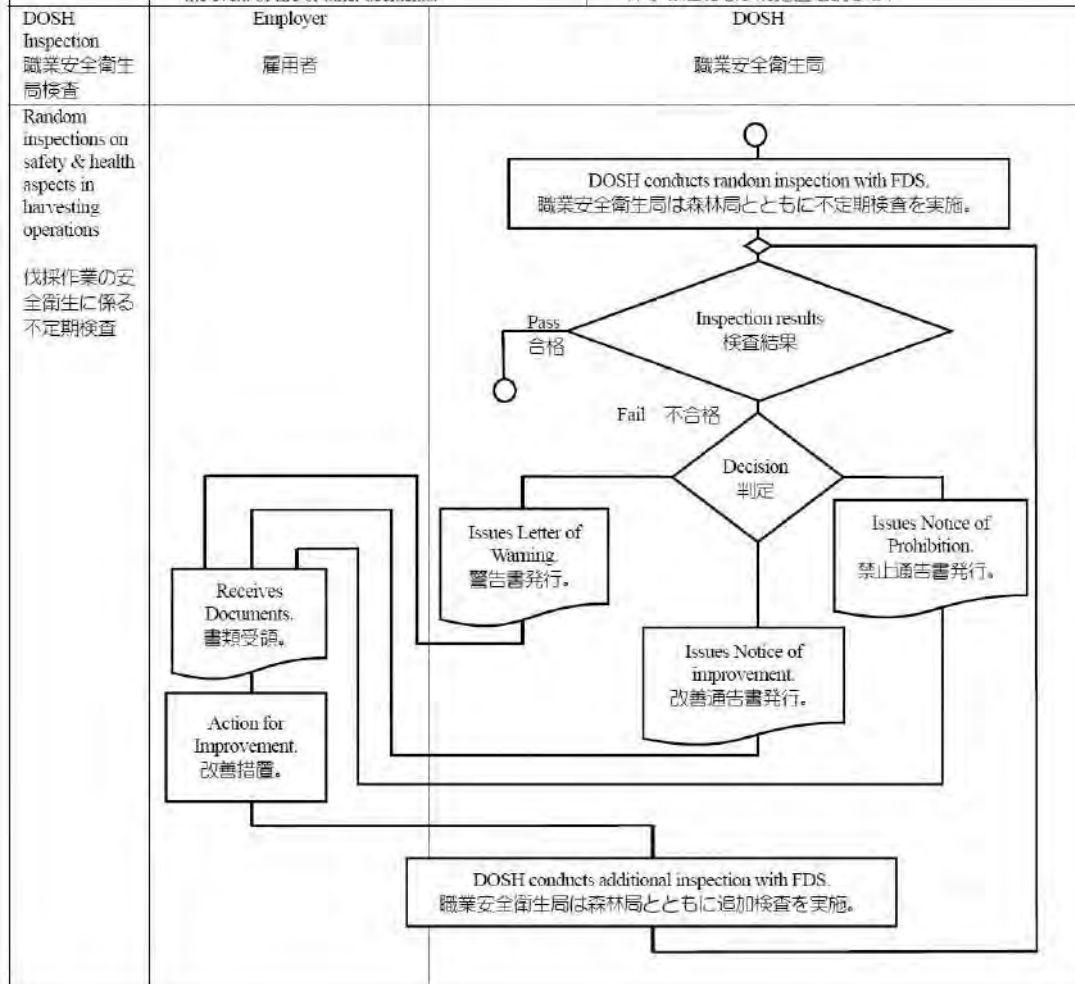
社会保障機構（SOCSSO）は、雇用者による全ての労働者に係る保険料又は拠出金を納付及び 1969 年労働者社会保障法要求事項の遵守がなされているかを定期調査により確認している。

さらに雇用者には、事故及び労働災害が生じたときの社会保障機構、労働安全衛生局及び労働局への報告が義務づけられている。社会保障機構は、事故及び職業病に関する報告を受領したときは、必要に応じて調査を行って、検査案件別に改善措置をとった報告書を作成するとともに 1969 年労働者社会保障法による所定の保障措置を決定し、社会保障を行う。

労働局は、雇用者の 1952 年労働災害保障法に基づき全ての外国人労働者への付保並びに労働者の負傷の有無及び 1952 年労働災害保障法で規定する保障を確認する調査を継続的に実施している。

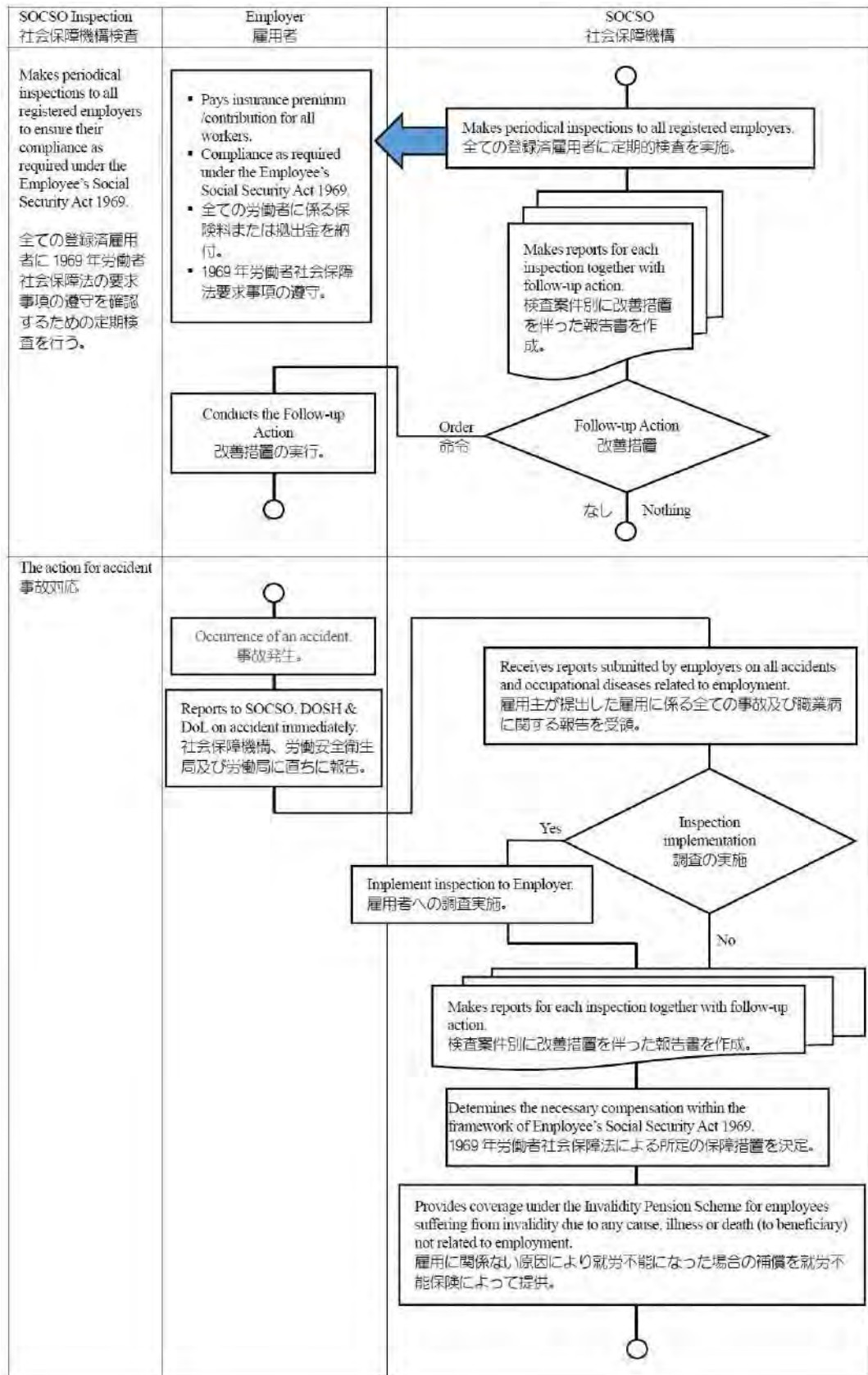
Worker Safety & Health	労働安全衛生
Sources of Timber: PF, SL, AL & RW-R (AL)	木材の出所: 永久林、州有林及、私有林及び私有ゴム再造林地(私有地)
Responsibility: Department of Occupational Safety and Health (DOSH) Department of Labor (DoL) Social Security Organization (SOCSO)	所管: 職業安全衛生局 労働局 社会保障機構
*Omitted the criterion writing in this box.	*この欄への基準の記載は省略。

Employer's Obligation 雇業者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Pays insurance premium /contribution for all workers. ▪ Provides adequate training on safety measures /personnel protective equipment ▪ Undertakes remedial measures as directed by relevant authorities (DOSH & SFD). ▪ Submits appropriate report to DOSH /DoL in a timely manner as required. ▪ Reports to SOCSO, DOSH & DoL on accident related to employment immediately. ▪ Maintains monthly records of contribution to SOCSO. ▪ Maintains records of worker's training on safety and health showing what training was conducted who attended and any certificates were awarded. ▪ Ensures adequate precaution for worker's safety in the event of fire or other accidents. 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 全ての労働者に係る保険料または拠出金を納付する。 ▪ 安全措置または保護具の適切な訓練を行う。 ▪ 関係当局（職業安全衛生局及び森林局）の指示による是正措置を実施する。 ▪ 指定期限内に職業安全衛生局または労働局に適切な報告書を提出する。 ▪ 雇用に係る事故の報告は、社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局に直ちに報告する。 ▪ 社会保障機構への納付に係る月別記録を更新・保管する。 ▪ 労働者の安全衛生訓練について、どのような訓練を実施し、誰が参加し、どのような認定を行ったか記録を更新・保管する。 ▪ 火災、その他の事故が生じたときの労働者の安全を担保する適切な予防措置を講じる。
---------------------------------	--	---



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c17 労働者の安全衛生



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c17 労働者の安全衛生（続き）

DoL Inspection 労働局調査	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Ensure employer insures every foreign worker employed in accordance with the provisions under Workmen's Compensation Act 1952. ▪ Holds inquiry to ascertain on the accident, and whether any worker takes injured and whether any compensation payable under Workmen's Compensation Act 1952 is paid. 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 雇用者が1952年労働災害補償法に基づき全ての外国人労働者に府保しているか確認。 ▪ 労働者が負傷しているか、1952年労働災害保障法で規定する補償がなされているか確認する調査を継続。
-------------------------	--	---

資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c17 労働者の安全衛生（続き）

【証明書及び書類】

労働者の安全衛生に係る証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c21 労働者の安全衛生に係る証明書及び書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL & RW-R (AL) 永久林、州有林、ゴム再造林（私有林）	Maintains monthly records of contribution to Social Security Organization (SOCSO) 社会保障機構への納付に係る月別台帳	Employer 雇用者	SOCSO 社会補償機構
	Record of Worker Instructions Training (Managed by Employer) 労働者訓練記録（雇用者により管理）	Employer 雇用者	SOCSO, DOSH & Department of Labor (DoL) 社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局
	Record of Insurance premium / contribution for workers (Managed by Employer). 労働者の保険料または拠出金に係る記録（雇用者により管理）	Employer 雇用者	SOCSO, DOSH & DoL 社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局
	Audit Report 監査報告書	Occupational Safety and Health (DOSH) 職業安全衛生局	Employer 雇用者
	Inspection Report 検査報告書	SOCSO 社会保障機構	Employer 雇用者
	Inspection Report 検査報告書	DoL 労働局	Employer 雇用者
	Accident Report (by oral and/or documents?) 事故報告	Employer 雇用者	SOCSO, DOSH & DoL 社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局
	Letter of Warning / Notice of Improvement / Notice of Prohibition 警告書、改善通告書または禁止通告書	Department of Occupation Safety and Health (DOSH) 職業安全衛生局	Employer 雇用者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

(3) 基準3 法定課徴金

ライセンス所持者は、ライセンス区域から林産物を生産する権利を得る前に、ライセンスに係る全てのロイヤリティ、課徴金その他の手数料を納付しなければならない。

ライセンス所持者が納付すべきこれらの額は、州当局が決定する。

林産物の採取に係る法定課徴金は、次の4つである。

- プレミアム
- ロイヤリティ
- 森林開発税 (Cess)
- その他手数料

全ての法定課徴金は、州森林局の会計窓口へ納付する。法定課徴金納付時に会計窓口が発行した支払証明書(領収書)は、その後の各種手続きに使用する。森林局は、丸太の生産及び流通に係るロイヤリティ、その他の課徴金を前払金又は供託金として事前に徴収し、法定課徴金の不払い又は木材の生産、取扱い現場での現金の授受が生じないように配慮している。

なお、森林局は法定課徴金の額を適宜見直しており、法定課徴金の改正をするときは官報により公示する。

A. プレミアム

プレミアムは、林産物生産活動を行う場所に面積単位で課す一般税である。

プレミアムの額は、森林規則の附則3の規定により永久林、州有林、マングローブ林、「その他の林産物」別に定めている。「その他の林産物」のプレミアムの額は、ラタン、竹類、ポール、シナモン、その他林産物に区分して定めている。

プレミアムは、ライセンス区域の境界の検証及び刈払作業の開始前に納付しなければならない。ライセンス取得者は、納税額、領収書番号及び支払日を納税実績として森林伐採計画書の第1項の4に記入する。州森林局長官による森林伐採計画書の審査は、この納税事実も含めて行われる。

B. ロイヤリティ

ロイヤリティは、特用林産物を含む全ての林産物の生産に課す一般税である。

森林規則附則2の規定は、ロイヤリティの額を丸太は樹種別材積単位で、ポールは規格別に本数単位で、炭は重量又は梱包単位で定めている。さらに同附則は、特用林産物のロイヤリティについて種類別又は採取部位別に採取量単位で定めている。

ロイヤリティは、森林開発税とともに森林検査ステーションが徴収する。森林検査ステーションでは、生産した林産物を樹木タグ・木材生産管理台帳に照合して申告の適正を確認し、丸太及び用材については材積を測定して税額を算出する。

森林検査ステーションは供託金管理台帳を作成し、検査員が台帳管理を行っている。森林検査ステーションは、ライセンス取得者からロイヤリティを徴収したときは、台帳の供託金残額から徴収額を減ずる。供託金残額が納税額に満たないときは、供託金の追加払いが完了するまで、森林検査ステーションが林産物を保管する。

森林検査ステーションは、ロイヤリティの徴収が完了すると、納税証明として林産物に刻印で徴収印を打刻するとともに荷口別にロイヤリティ徴収額を記載した移動許可証を発行する。

なお、一連の林産物生産作業が完了した後に供託金の残額があるときは、ライセンス取得者の申告により残額を還付する。

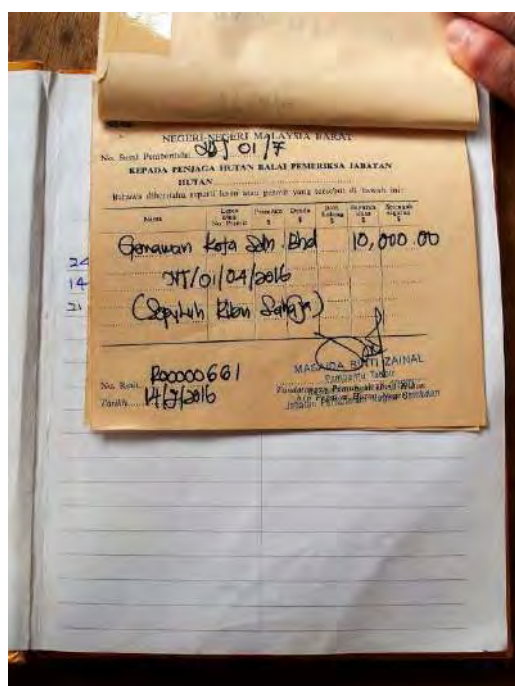


写真 4.1.c12 供託金支払証明書

MELAK	NOMBOR PAS PERMILAH	M3	BAS 10%	CUEAI
01/2016	MLK 020008	19.38	192.80	591.74 ✓
01/2016	MLK 020009	20.06	200.60	816.47 ✓
01/2016	MLK 020010	17.87	178.70	632.13 ✓
01/2016	MLK 020011	20.83	208.30	1049.78 ✓
01/2016	MLK 020012	18.48	184.80	734.35 ✓
01/2016	MLK 020013	21.14	211.40	1145.75 ✓
Baki CUEAI = RM 6174.24 ✓				
01/2016	MLK 020014	16.94	169.40	585.29
01/2016	MLK 020015	19.15	191.50	704.05
01/2016	MLK 020016	18.92	189.20	606.08
01/2016	MLK 020017	17.91	179.10	580.21
Baki CUEAI = RM 16000.00 NEI 02/4				
Baki CUEAI = RM 15000.00 ✓				
01/2016	MLK 020018	14.01	140.10	505.43
01/2016	MLK 020019	18.01	180.10	702.91
01/2016	MLK 020020	18.21	182.10	452.12
Baki CUEAI = RM 11,943.65				
01/2016	MLK 020021	20.24	202.40	935.24
01/2016	MLK 020022	13.82	138.20	226.80

写真 4.1.c13 供託金管理台帳

C. 森林開発税 (Forest Development Cess)

森林開発税は森林の再生を目的とした特別税であり、主要林産物の生産に対して課す。同税は、森林開発基金委員会が管理運営する森林開発基金 (Forest Development Fund) の主要な財源である。森林開発基金は、州森林管理計画の作成、審査及び実施、アメニティ林関連プログラムの作成及び実施並びに州森林再生計画の実施に活用されている。

国家林業法の附則 3 は、森林開発税の税額を丸太及び用材については材積単位、ポール、薪炭材、木炭及びラタン類についてはロイヤリティの額の 10% と規定している。

森林開発税は、ロイヤリティとともに森林検査ステーションで徴収する。森林検査ステーションは樹木タグ・木材生産管理台帳と現物の丸太を照合して適正を確認し、丸太材積を測定して税額を算出する。同税は、ロイヤリティと同様に、供託金から納付する。

森林開発税の納税事実は、供託金管理台帳、移動許可証及び徴収印により確認できる。

D. その他手数料

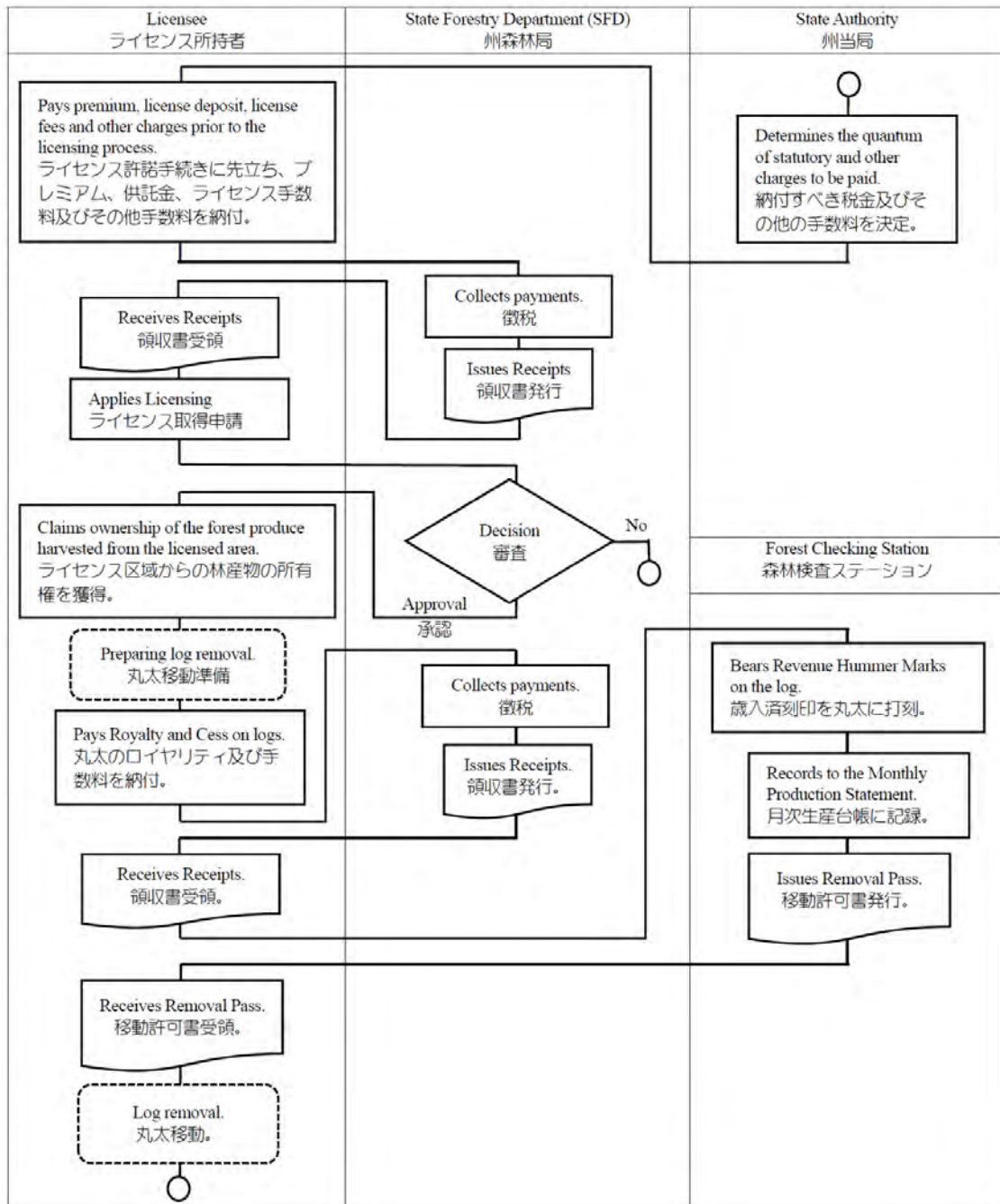
森林規則附則 4 は、プレミアム、ロイヤリティ及び森林開発税以外の主な法定徴収金の種類と額を次のように定めている。

- 財産標 (Property mark) 及び分類標 (Classification mark) の登録手数料。
- 各種ライセンス及び許可証の発行、延長、更新又は再発行に要する手数料。
- ライセンス所持者及び請負業者の登録手数料。
- 車両の登録料。
- 森林計画書の購入代金。
- ライセンス区域及び許可区域の境界線確定調査費用。
- 入札手数料。

これらのうち、ライセンス区域の境界線確定調査費用及びライセンス所持者登録手数料については、森林伐採計画書に個別に項目を設けて支払額、領収書番号及び支払日を記入する。州森林局長は、森林伐採計画書の審査時に、必要な手数料の納付を確認している。

これら手数料の納付状況は、州森林局長官が承認した森林伐採計画書により確認できる。

Royalty and Fees	ロイヤリティ及び手数料
Sources of Timber: PF, SL & AL (excluding RW from SL & AL)	木材の出所：永久林、州有林及び私有林（州有林及び私有林からのゴム材を除く）
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
<ul style="list-style-type: none"> Licensee pays royalty, cess and other charges payable in respect of the license and forest produce before the Licensee can claim ownership of the forest produce harvested from the licensed area. Licensee pays additional charges on a case by case basis related to the harvesting license. 	<ul style="list-style-type: none"> ライセンス所持者は、ライセンス区域から林産物を生産する権利を得る前に、ライセンスに係る全てのロイヤリティ、課徴金その他の手数料を納付する。 ライセンス所持者は、伐採ライセンスに係る追加料金を必要に応じて納付する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c18 法定課徴金の手続き

【証明書及び書類】

法定課徴金の手続きに係る書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c22 法定課徴金の手続きに係る書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding RW from SL & AL) 永久林、州有林及び私有林（州有林及び私有林のゴム林を除く）	Receipts of premium, license deposit, license fee and other charges. プレミアム、供託金、ライセンス手数料及びその他手数料の領収書	State Forestry Department 州森林局	Licensee ライセンス所持者
	Receipts of Royalty and Cess ロイヤリティ及び手数料の領収書	State Forestry Department 州森林局	Licensee ライセンス所持者
	Monthly Production Statement 月別生産台帳	Forestry Checking Station 森林検査ステーション	
	Removal Pass 移動許可書	Forestry Checking Station 森林検査ステーション	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

（４）基準４ その他の権利 —先住民（オランアスリ）の権利—

①関連法規

集落、先住民、その他の森林利用者の権利に関しては、次の法律を遵守する。

- 先住民法（Aboriginal Peoples Act 1954）
- 国家林業法

先住民法は、第 6 章の規定で先住民地域（Aboriginal Area）、第 7 章の規定で先住民居住地（Aboriginal Reserve）、第 8 章の規定で占有権に関する位置づけ及び権利の範囲を、第 19 章の規定で先住民の権利を守るための各種規則を定め、先住民地域及び先住民居住地内での森林伐採を禁止している。営林署長は、官報が掲載している先住民地域が伐採地域から除かれている事実を確認するための現地調査を実施する。

国家林業法の第 62 条の第 2 項（b）の規定は、合法的占有地における先住民の仮設小屋の建築及び補修、漁場及び船着場の補修、薪又はその他の生活用木材の採取及び先住民の公益施設の建築及び補修を目的とした永久林、州有林又は私有地（産業用造林を除く）での林産物生産に対するロイヤリティ徴収の免除を規定している。このロイヤリティ免除認定書は、州森林局長が発行する。州森林局は、70m³未満の木材及び特用林産物の生産のためのライセンスを発行できる。

さらに、国家林業法の第 42 条第 2 項（b）の規定は、先住民が永久林及び州有林内の先住民居住地で特用林産物を採取するときは、州森林局長が居住地の管理者や土地所有者に林産物移動ライセンスを発行すると規定している。

②先住民の権利を保障するために必要な措置

州森林局長官は、伐採計画地域における官報に掲げられた先住民地域又は先住民居住地が伐採計画地域の存在を確認し、これらの地域が存在しているときは、それぞれの所有者から同意が得られる場合にのみ、伐採ライセンスを発行できる。

さらに、森林監督官は伐採ライセンスを発行した後も、先住民の生活や伝統文化の維持に必要な 32 種の特定樹種（表 4.1.c17）が伐採されないように監視を行う。

③法律の遵守状況の確認方法

木材生産地域内の先住民地域及び先住民居住地の存在は、州政府が発行している官報で確認できる。林産物生産地域に先住民地域及び先住民居住地が含まれているときは、土地所有者の林産物生産への同意書の存在を確認する必要がある。

先住民による永久保存林や州有林での規定の手続きに基づく副林産物の採取の実施に関しては、林産物移動ライセンスの発行の有無により確認できる。さらに 32 種の特定樹種伐採禁止の遵守に係る状況は、森林検査ステーションの樹木タグ・木材生産管理台帳により確認でき、伐採に係る違法行為や誤伐については、森林管理官が作成する月例報告書で確認できる。

なお、先住民地域や先住民居住地の設定その他の先住民の権利に配慮した活動の実施は各州の判断に任されており、州によってその対応の程度が異なっている。

表 4.1.c23 先住民（オランアスリ）の権利

User Right by Aborigines (Orang Asli)	先住民（オランアスリ）の権利		
Sources of Timber: PF, SL & AL (excluding ITP)	木材の出所：永久林、州有林及び私有林（産業用造林を除く）		
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局		
*Omitted the criterion writing in this box.	*この欄への基準の記載は省略。		

State Forestry Department 州森林局	State Director of Forestry 州森林局長	District Forest Officer 宮林署長	Forest Ranger 森林監督官
<ul style="list-style-type: none"> ▪ SFD may issue Minor License for extraction of major forest produce (timber) less than 70 m³ and all minor forest produce. ▪ 州森林局は、70 m³未満の木材及びその他の主要ではない林産物の生産のためにライセンスを発行できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ State Director of Forestry can issue harvesting license for gazetted and Aboriginal Reserve if consent is given by the owner. ▪ Exempts the Aborigines (Orang Asli) from payment of royalty on any forest produce taken from SL and AL for: <ul style="list-style-type: none"> - Construction and repair of temporary huts on land lawfully occupied by such Aborigines. - Maintenance of fishing stakes and landing places - Fuel wood or other domestic purposes - The construction or maintenance of any work for the common benefit of the Aborigines. ▪ 所有者からの同意を確認したときは、官報に掲載された先住民地域及び先住民居住地における伐採ライセンスを発行できる。 ▪ 先住民（オランアスリ）に対し、次の目的で州有林及び私有林から採種したいかなる林産物へのロイヤリティの納付を免除する。 <ul style="list-style-type: none"> - 合法的占有地における先住民の仮設小屋の建築及び補修。 - 漁場及び船着場の補修。 - 新またはその他生活用木材の採取 - 先住民の公益施設の建築または補修 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Carries out field investigation on area applied for harvesting to ensure that gazetted Aboriginal Areas are excluded. ▪ 官報に掲載された先住民地域が伐採地域から除かれていることを確認するための現地調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Ensures that thirty two (32) tree species, some of which could be useful for Aborigines (Orang Asli), are not allowed to be felled in all harvesting areas. ▪ 先住民にとって利用価値がある樹種を含む 32 の特定樹種が全ての伐採地域で伐採されないよう監督。

資料・監修：マレーシア木材産業庁

【証明書及び書類】

先住民（オランアスリ）の権利のための措置に用いる証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c24 先住民（オランアスリ）の権利のための措置に用いる証明書及び書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding ITP) 永久林、州有林及び私有林（産業用造林を除く）	Minor License (for extraction of major forest produce (timber) less than 70 CUM and all minor forest produce). マイナーライセンス（70 m未満の木材及びその他の主要ではない林産物の生産用）	State Forestry Department 州森林局	Applicant 申請者
	Letter of Consent 同意書	Owner 所有者	Applicant 申請者
	Harvesting License for Gazetted Aboriginal Area and Aboriginal Reserve. 先住民地域及び先住民居住地における伐採ライセンス	State Director of Forestry 州森林局長	Applicant 申請者
	Letter of Exemption of Royalty (SL, AL) ロイヤリティ免除認定書（州有林または私有林）	State Director of Forestry 州森林局長	Orang Asli 先住民

資料・監修：マレーシア木材産業庁

（5）基準5 工場の操業

①工場ライセンスの発行

工場ライセンスは、州森林局長が発行する。

木材産業法木材産業規則¹⁵第3条の規定は、木材加工工場が用地設定、工場の建設及び設立もしくは操業又は操業の維持をするためには、工場ライセンスの申請が必要であると定めている。工場ライセンスは、毎年更新が必要である¹⁶。

工場ライセンスは、木材加工工場の経営者が州森林局に木材産業規則附則2の様式により申請書を作成して申請する。州森林局は申請の受付をすると、営林署長が工場検査を行い、検査結果を報告書にとりまとめて州森林局長に提出する。検査結果報告書を受領した州森林局長は推奨報告書を作成し、半島マレーシア林業局¹⁷に提出する。

推奨報告書を受領した半島マレーシア林業局は審査を行い、州森林局長に検査結果を含む意見書の提出を求め、同局はこの意見書及び技術的評価を行った上で、必要に応じて現地調査を行う。さらに同局は、必要に応じて承認のための意見書の変更を要求する。

半島マレーシア林業局が承認した後、州森林局長は、ライセンス及びその他の手数料の支払いを含む条件を提示した上で工場ライセンスの申請を認可し、工場ライセンスを発行する。工場ライセンスには、工場で使用する機械の種類及び台数が記載され、これらの事

¹⁵ Wood-Based Industries Rules 1992

¹⁶ ライセンスの申請方法については、『林業マニュアル』の第15章に必要な手続の解説がなされ、同書の第7.0項では、州森林局がライセンス申請に係る全ての手続きを管理すると説明している。

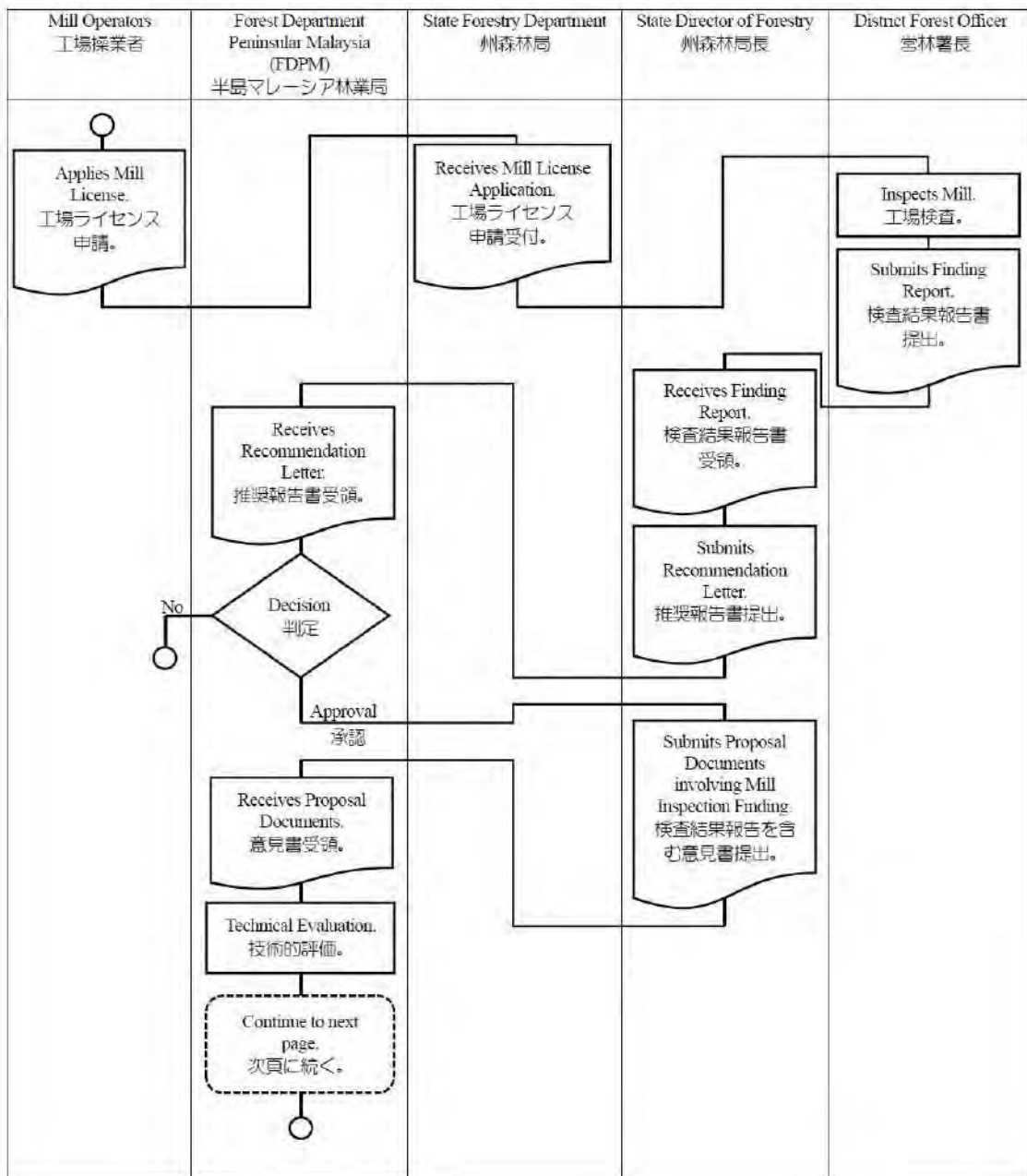
¹⁷ Forest Department Peninsular Malaysia (FDPM)

項は州森林局が登録し管理する。

工場操業者は、工場ライセンスを受領してから工場を操業する。工場操業者は工場を操業している間は、丸太台帳を作成するとともに月別丸太消費・製品生産報告書を作成する。丸太台帳は、森林局職員が毎月工場の操業状況とともにその内容を検査し、森林局職員はそれらの結果を木材加工工場検査報告書としてとりまとめる。また月別丸太消費・製品生産報告書は、工場操業者から営林署長に提出しなければならない。

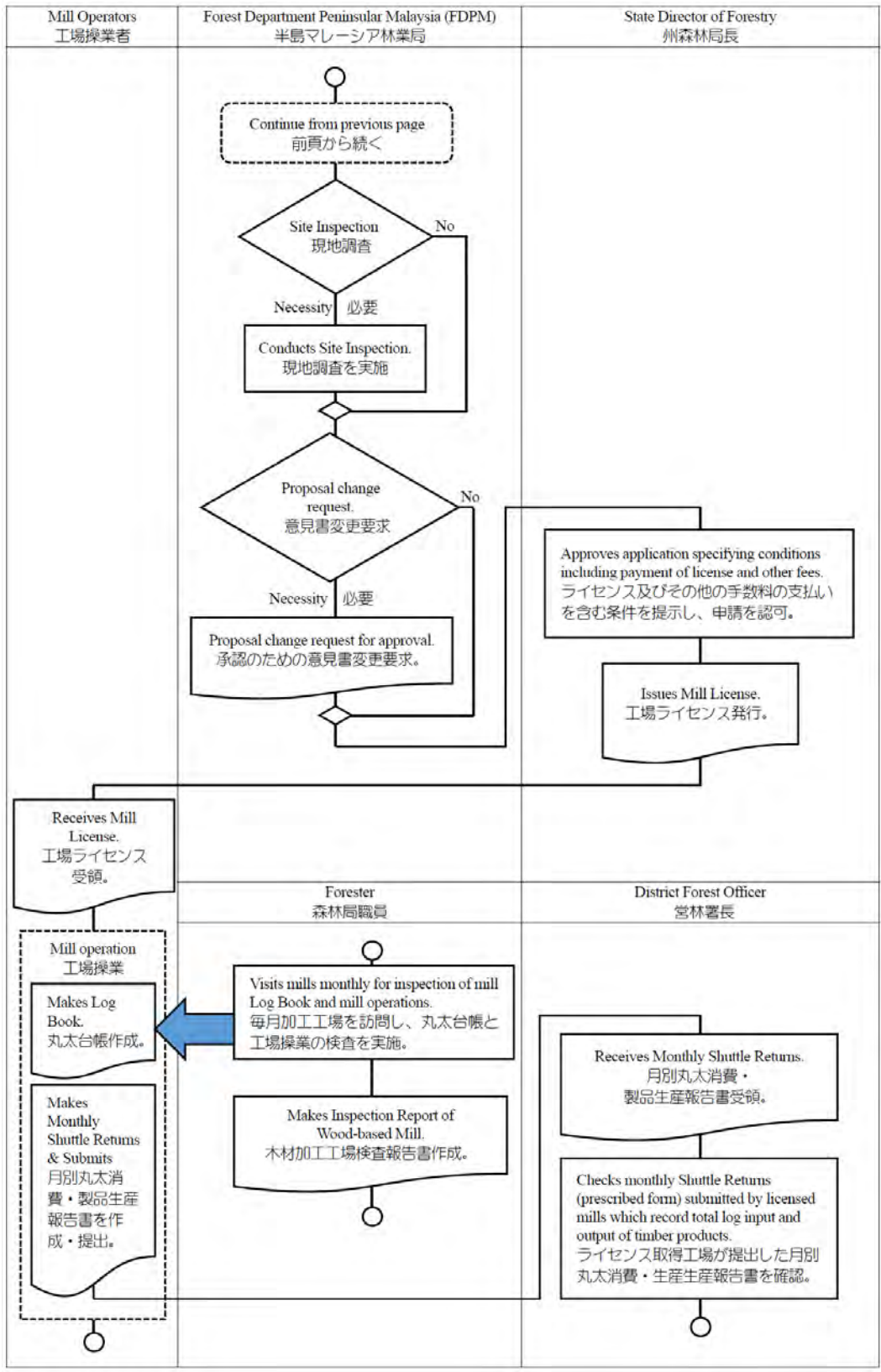
営林署長は、月別丸太消費・製品生産報告書により、丸太及び原料の生産ラインへの投入量と木材加工品の生産量のバランスを審査し、所定の手続きを経ていない原料の混入がないように監督する。

Issuance of Mill License and Conditions for Operation	工場ライセンスの発行及び操業条件
Sources of Timber: PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL)	木材の出所：永久林、州有林、私有林、輸入材及びゴム材（私有林）
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
Issuance of mill operation and condition for operation. - Operations of wood-based mills are required to apply for a mill license from the SFD. - Licensed mill must submit monthly shuttle returns and maintain Log Book (for mills processing logs).	工場操業ライセンスの発行と操業条件 - 木材加工工場の経営者は、州森林局に工場ライセンスの承認を申請しなければならない。 - ライセンスの発給を受けた工場は、月別丸太消費・製品生産報告書を提出し、丸太（工場用原木）台帳を管理しなければならない。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c19 工場ライセンスの発行



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c19 工場ライセンスの発行（続き）

【証明書及び手続書類】

工場ライセンスの発行に要する証明書及び手続書類は次の表のとおりである。

表 4.1.c25 工場ライセンスの発行に要する書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R 永久林、州有林、私有 林、輸入及びゴム再造林 地	Application Letter for Mill License 工場ライセンス申請書	Mill Operators 工場操業者	State Forestry Department 州森林局
	Finding Report 検査結果報告書	District Forest Officer 宮林署長	State Director of Forestry 州森林局長
	Recommendation Letter 推奨報告書	State Director of Forestry 州森林局長	Forest Department Peninsular Malaysia 半島マレーシア林業局
	Proposal Documents 意見書	State Director of Forestry 州森林局長	Forest Department Peninsular Malaysia 半島マレーシア林業局
	Proposal Additional Request for Approval 承諾のための追加要求提案書	Forest Department Peninsular Malaysia 半島マレーシア林業局	State Director of Forestry 州森林局長
	Mill License 工場ライセンス	State Director of Forestry 州森林局長	Mill Operators 工場操業者
	Log Book 丸太台帳	Mill Operator 工場操業者	Forester 森林局職員
	Monthly Shuttle Returns 月別丸太消費・製品生産報告書	Mill Operator 工場操業者	<ul style="list-style-type: none"> ▪ District Forest Officer ▪ Forester ▪ 宮林署長 ▪ 森林局職員
	Inspection Report of Wood-based Mill 木材加工工場検査報告書	Forester 森林局職員	District Forest Officer 宮林署長

資料・監修：マレーシア木材産業庁

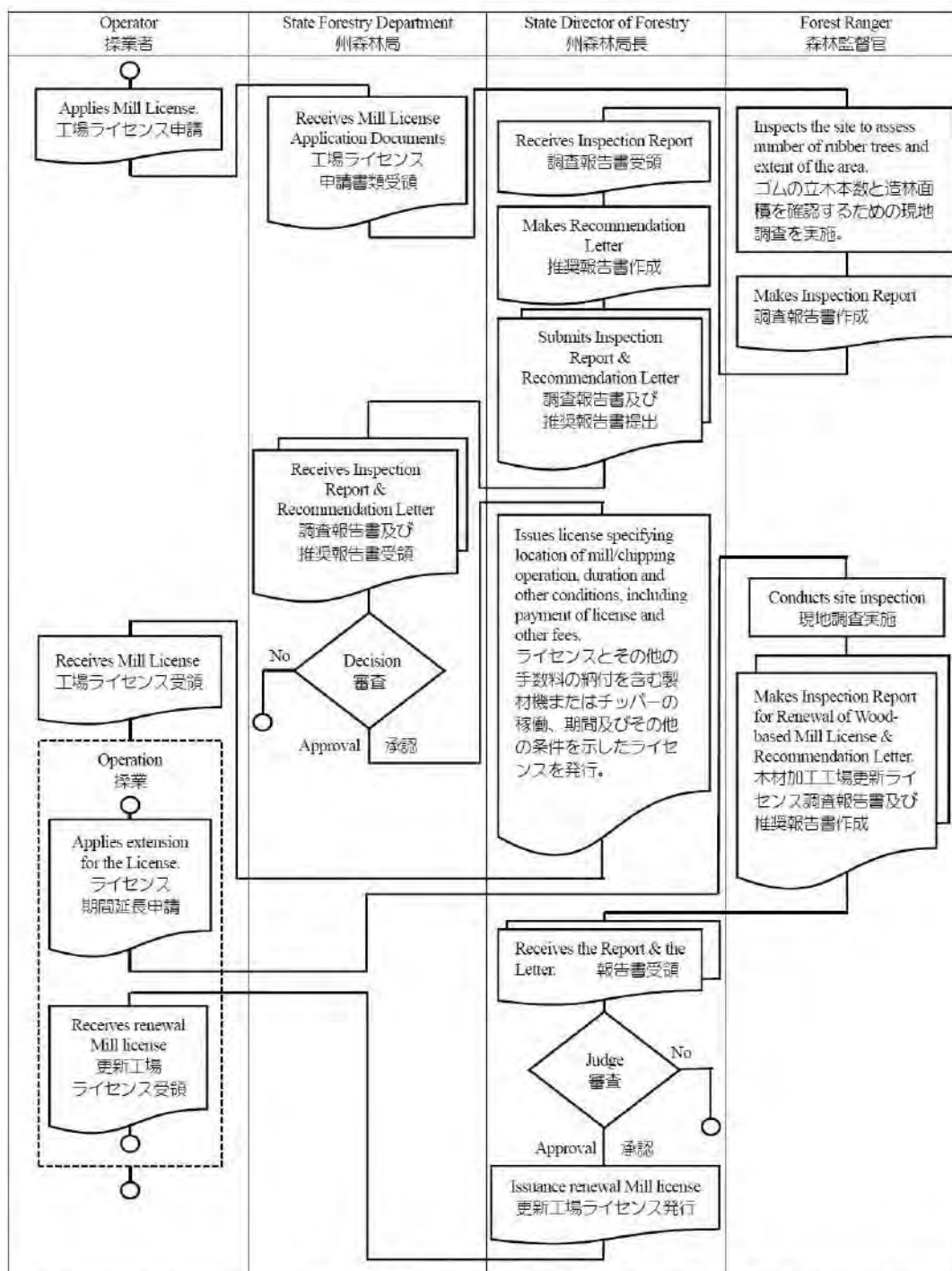
②移動式製材所ライセンス及び移動式チップパーライセンスの発行

ゴム丸太の製材又はチップ製造のための移動式製材工場又はチップ工場の操業には、州森林局による工場ライセンスが必要である。このライセンスは、州森林局長が発行する。

移動式工場の操業者は、工場ライセンスを州森林局に申請する。州森林局が申請書を受け付けると、森林監督官が申請のあったゴム造林地においてゴム立木の本数と造林地面積を確認するための調査を実施する。森林監督官は、調査の結果を調査報告書にとりまとめて州森林局長に提出する。調査報告書を受領した州森林局長は、推奨報告書を作成して調査報告書とともに州森林局に提出し、これらを用いて州森林局はライセンス発行の可否を審査する。この審査で承認された申請事案に対して、州森林局長はライセンスを発行する。

移動式工場がライセンスの更新を希望するときは、森林監督官にライセンス期間の延長を申請する。ライセンス期間延長申請を受け付けた森林監督官は、現地調査を実施し、木材加工工場更新ライセンス調査報告書及び推奨報告書を作成して、州森林局長に提出する。これらの報告書を受領した州森林局長は、ライセンスの期間延長の可否を審査し、期間延長を承認したときに更新工場ライセンスを発行する。

Issuance of Mobile Sawmill / Chipper License	移動式製材所・チップパーライセンス
Sources of Timber: RW-R (AL)	木材の出所：ゴム再造林地（私有林）
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
Operator of mobile sawmill / chipper for cutting / chipping of Rubberwood logs is required to apply for a mill license from the SFD.	ゴム丸太の製材またチップ製造のための移動式製材工場またはチップ工場の操業するには、州森林局による工場ライセンスの承認が求められる。



*This Figure in review to amend by SFD for next compliance audit in 2018.

*この図は、2018年のコンプライアンス監査のために州森林局による改正を検討中。

資料・監修：マレーシア木材産業界

図 4.1.c20 移動式製材工場ライセンス及び移動式チップパーライセンスの発行手続き

【証明書類及び手続き書類】

移動式製材工場ライセンス及び移動式チップパーライセンスの発行手続きに要する証明書類及び手続き書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c26 移動式製材工場ライセンス及び移動式チップパーライセンスの発行手続きに要する証明書類及び手続き書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有林、輸入及びゴム再造林地（私有林）	Application Documents for Mill License 工場ライセンス申請書	Operators 操業者	State Forestry Department 州森林局
	Inspection Report 調査報告書	Forest Ranger 森林監督官	State Directory of Forestry 州森林局長 State Forestry Department 州森林局
	Recommendation Letter 推奨報告書	State Directory of Forestry 州森林局長	State Forestry Department 州森林局
	Mobile Sawmill / Chipper License 移動式製材工場ライセンスまたは移動式チップパーライセンス	State Directory of Forestry 州森林局長	Operators 操業者
	Application Documents for Extension for the License ライセンス期間延長申請書	Operators 操業者	Forest Ranger 森林監督官
	Inspection Report for Renewal of Wood-based Mill License 木材加工工場ライセンス更新検査報告書	Forest Ranger 森林監督官	State Directory of Forestry 州森林局長
	Recommendation Letter 推奨報告書	Forest Ranger 森林監督官	State Directory of Forestry 州森林局長
	Renewal Mill License 更新工場ライセンス	State Directory of Forestry 州森林局長	Operators 操業者

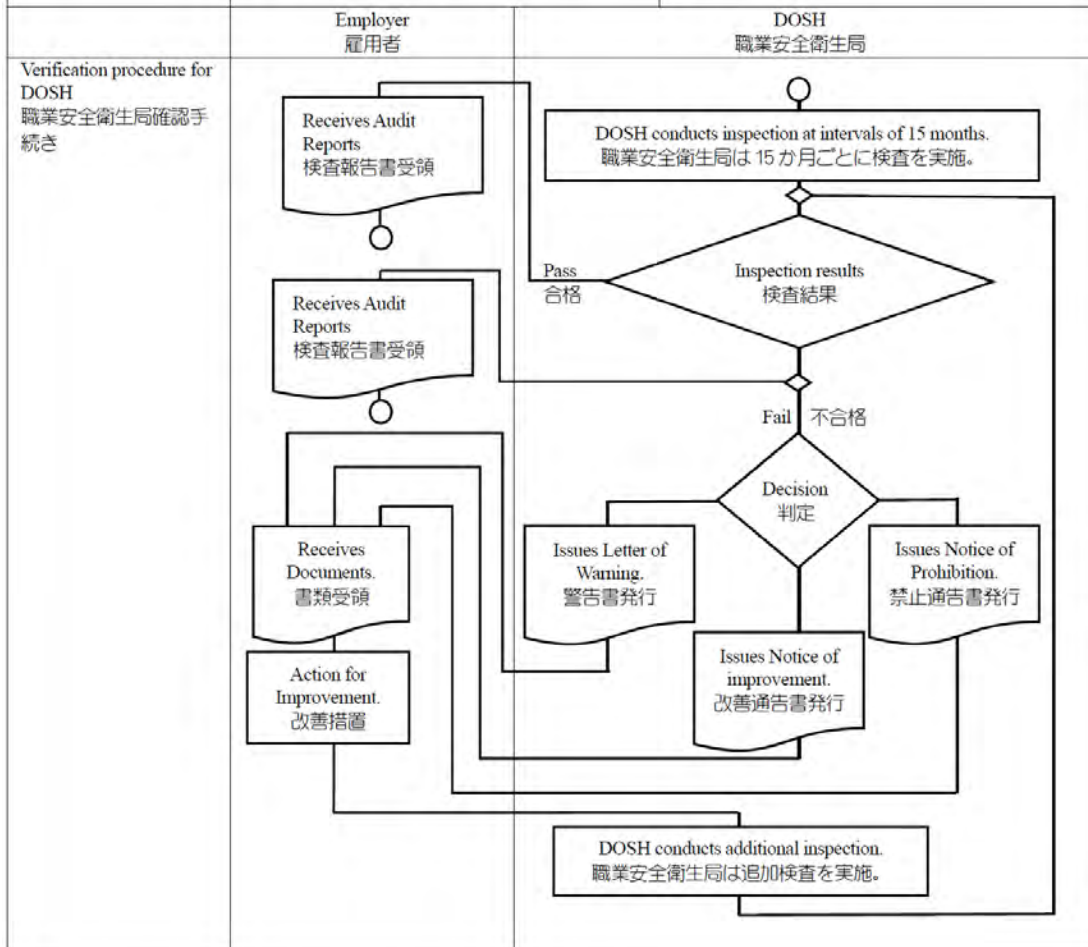
資料・監修：マレーシア木材産業庁

③労働安全衛生

工場労働者の安全及び衛生の確保に係る雇用者の義務並びに職業安全衛生局、労働局及び社会保障機構による実地検査、事故対応の各手続きについては「(2) 基準 2 林内作業の⑦労働安全衛生」の項に掲げたものと同じである。ただし、工場の実地検査は、職業安全衛生局が行う検査に森林局が介在しない。さらに、立入検査の頻度は、林内作業の場合は森林局が不定期に行うが、加工工場の場合は職業安全衛生局が 15 か月に一度、定期的に行う。

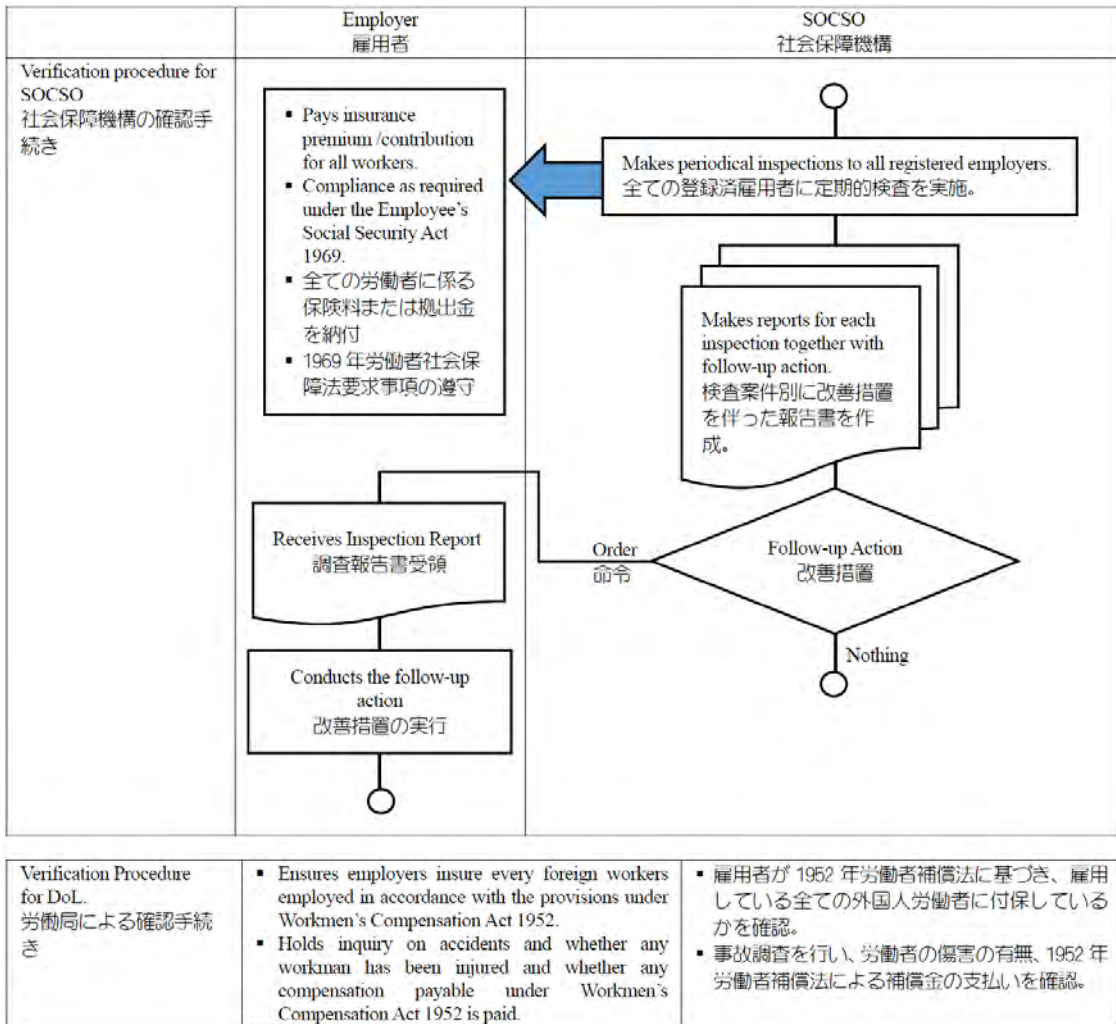
Worker Safety and Health	労働安全衛生
Sources of Timber: PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL)	木材の出所: 永久林、州有林、私有林、輸入材及びゴム林 (私有林)
Responsibility: Department of Occupational Safety and Health (DOSH) Department of Labor (DoL) Social Security Organization (SOCSCO)	所管: 職業安全衛生局 労働局 社会保障機構
*Omitted the criterion writing in this box.	*この欄への基準の記載は省略。

<p>Obligation for Employers 雇用者の義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▪ Pays insurance premium / contribution for all workers. ▪ Provides adequate training on safety measures /personnel protective equipment. ▪ Undertakes remedial measures as directed by relevant authorities (DOSH & SFD) following their inspection. ▪ Submits appropriate report to DOSH / DoL in a timely manner as required. ▪ Reports to: <ul style="list-style-type: none"> - SOCSCO - DOSH - DoL on accidents related to employment immediately. ▪ Maintains monthly records of contribution to SOCSCO. ▪ Maintains records of worker's training on safety and health showing what training was conducted, who attended and any certificates were awarded. ▪ Ensures adequate precaution for worker's safety in the event of fire or other accidents. 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 全ての労働者に係る保険料または拠出金を納付する。 ▪ 安全措置または保護具の適切な訓練を行う。 ▪ 関係当局（職業安全衛生局及び森林局）の指示による是正措置を実施する。 ▪ 指定期日内に職業安全衛生局または労働局に適切な報告書を提出する。 ▪ 雇用に係る事故の報告は、社会保障機構、職業安全衛生局及び労働局に直ちに報告する。 ▪ 社会保障機構への納付に係る月別記録を更新・保管する。 ▪ 労働者の安全衛生訓練について、どのような訓練を実施し、誰が参加し、どのような認定を行ったか記録を更新・保管する。 ▪ 火災、その他の事故が生じたときの労働者の安全を担保する適切な予防措置を講じる。
--	--	---



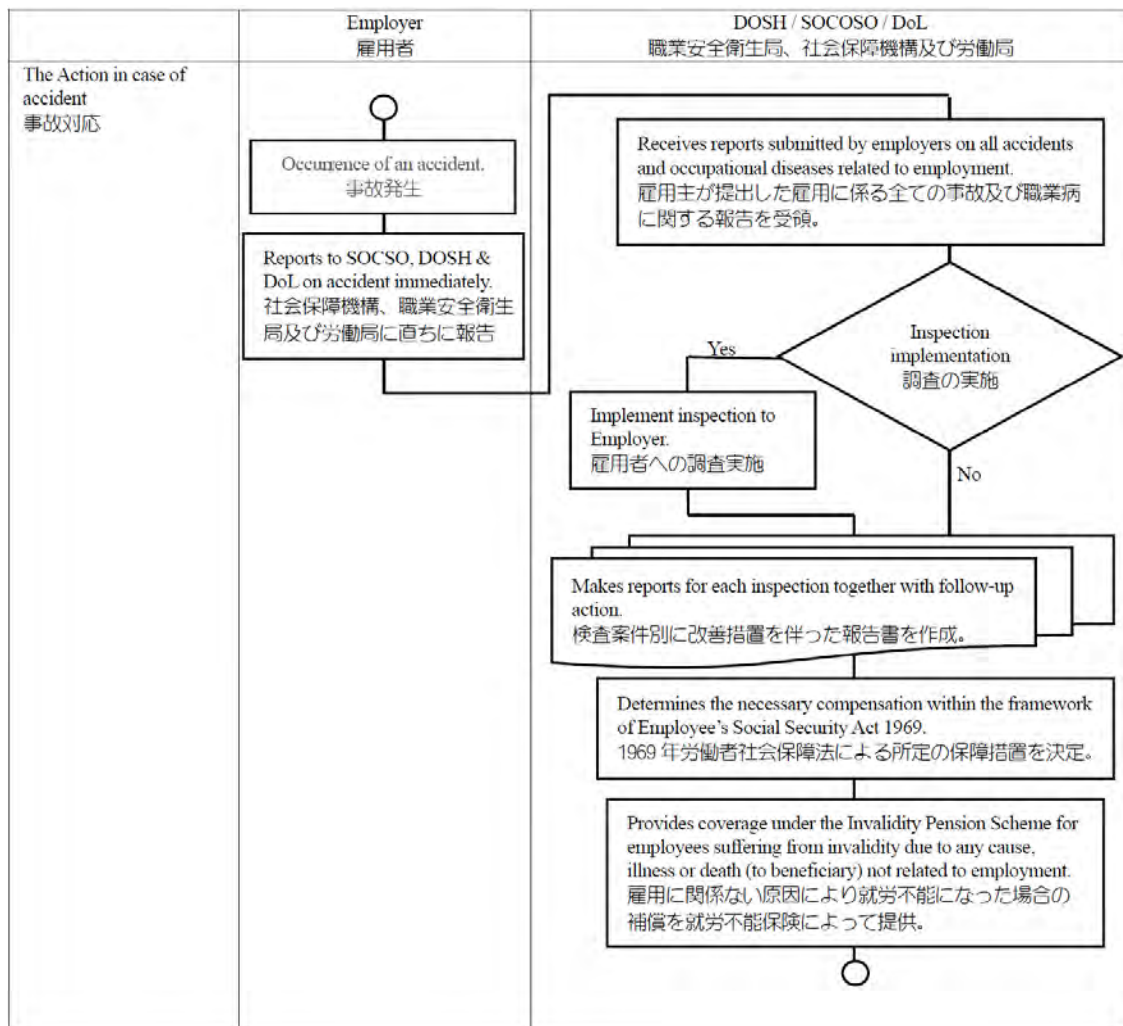
資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c21 労働者の安全衛生



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c21 労働者の安全衛生（続き）



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c21 労働者の安全衛生（続き）

【証明書及び手続書類】

労働者の安全衛生に係る証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c27 労働者の安全衛生に係る証明書及び書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有 林、輸入及びゴム再造林 地（私有林）	Record of Worker Instructions Training (Managed by Employer) 労働者訓練記録（雇用者により管理）	Employer 雇用者	
	Record of Insurance premium / contribution for workers (Managed by Employer). 労働者の保険料または拠出金に係る記録 （雇用者により管理）	Employer 雇用者	
	Maintains monthly records of contribution to Social Security Organization (SOCSO) 社会保障機構への納付に係る月別台帳	Employer 雇用者	SOCSCO 社会補償機構
	Accident Report 事故報告	Employer 雇用者	SOCSCO, Department of DOSH & Department of Labor (DoL) 社会保障機構、職業安全 衛生局及び労働局
	Letter of Warning / Notice of Improvement / Notice of Prohibition 警告書、改善通告書または禁止通告書	Department of Occupation Safety and Health (DOSH) 職業安全衛生局	Employer 雇用者
	Audit Report 検査報告書	Department of Occupational Safety and Health 労働衛生衛生局	Employer 雇用者
	Inspection Report 検査報告書	Social Security Organization 社会保障機構	Employer 雇用者

(6) 基準6 貿易及び税関

①企業登録

マレーシア木材産業庁設置法¹⁸第13条第1項の規定は、輸出業者、輸入業者、供給業者、検査業者、製造加工業者、貿易業者、管理業者及び棧橋管理業者の登録義務を、第14条の規定はその登録の申請や承認の手続きを定めている。

事業者がマレーシア木材産業庁に会社登録をするときの前提条件は、登録申請をする事業所の設立が会社法¹⁹に基づいていること並びにマレーシア会社登記所²⁰への登記が完了していること及びマレーシア木材産業庁が認定した八つの木材団体のいずれかに加入していることである。

木材企業は、マレーシア木材産業庁への登録申請のために必要書類を用意し、登録手数料を納付する。この必要書類とは、マレーシア企業登記委員会登録書、1965年会社法様式24及び様式49の書類の写し、マレーシア木材産業庁承認済木材団体会員証明書の写し並びに工場ライセンスの写しであり、木材の輸出を行おうとする企業は、これらに加えて登録済出荷者からの木材産地証明書が必要になる。



写真 4.1.c14 企業登録証



企業登録証の裏面には、登録の更新記録が記載されている。

写真 4.1.c15 企業登録証裏面

¹⁸ Malaysian Timber Industry Board (Incorporation) Act 1973

¹⁹ Companies Act 1965

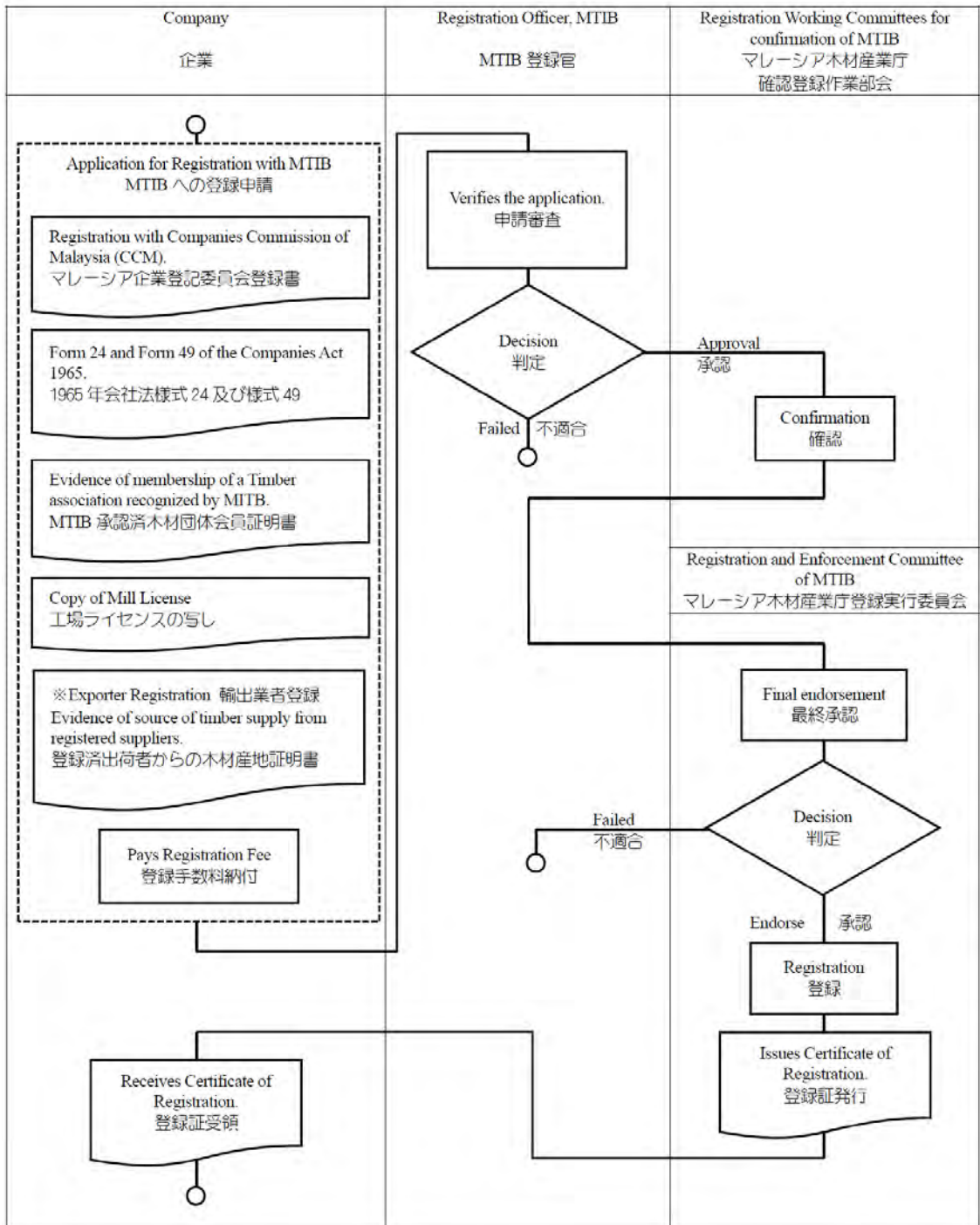
²⁰ Companies Commission of Malaysia (Suruhanjaya Syarikat Malaysia : SSM)

申請書は、前掲の書類を添付してマレーシア木材産業庁に提出する。提出した申請書は、マレーシア木材産業庁登録官が審査及び判定した上で、承認された申請書を同庁確認登録作業部会に回付する。確認登録作業部会は確認した申請書類を同庁登録実行委員会に回付し、同委員会は申請書類の最終確認と判定を行い、登録するのに適正な企業を登録し、登録書を申請者に発行する。

会社登録証の有効期間は1年以上5年以内で、具体的な有効期間はマレーシア木材産業庁の取締役会が決定する。

企業のマレーシア木材産業庁への登録は、各企業が所持している登録証又はマレーシア木材産業庁が登録企業一覧表に掲げている登録番号により確認できる。

Registration of Companies for Export	輸出のための企業登録
Sources of Timber: PF, SL, AL & RW-R (AL)	木材の出所：永久林、州有林、私有林及びゴム林（私有林）
Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB)	所管：マレーシア木材産業庁
A company intending to export and /or supply and /or process timber is required with MTIB.	輸出、供給または木材加工を行う企業は、MTIB への登録が必要である。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c22 企業登録

【証明書類及び手続書類】

企業登録に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c28 企業登録に要する証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有 林、輸入及びゴム再造林 地（私有林）	Application for Registration with MTIB. ■ Registration with Companies Commission of Malaysia (CCM) ■ Form 24 and Form 49 of the Companies Act 1965 ■ Evidence of membership of a Timber association recognized by MTIB. ■ Copy of the Mill License ■ Evidence of source of timber supply form registered suppliers (for Exporter registration) MTIB への登録申請 ■ マレーシア企業登記委員会登録書 ■ 1965 年会社法様式 24 号及び様式 49 号による書類 ■ MTIB 承認済木材団体会員証明書 ■ 工場ライセンスの写し ■ 登録済出荷さからの木材産地証明書（輸出業者登録用）	Company 企業	Registration Officer, MTIB マレーシア木材産業庁登録官
	Certification of Registration 登録証	Registration and Enforcement Committee of MTIB マレーシア木材産業庁登録実行委員会	Company 企業

資料・監修：マレーシア木材産業庁

②輸出規制

マレーシア木材産業庁設置法第 18 条 A の規定は、マレーシア木材産業庁への申告の義務及び罰則を、第 18 条 B の規定はマレーシアからの輸出について、第 20 条の規定は輸出に係る課徴金制度を定めている。

さらに輸出禁止品目に係る関税令²¹は、次の表のように規制の範囲を四つの区分により定め、規制区分別の輸出品目を掲げている。

なお、同令附則 2 では、輸出ライセンスの発行を担当する省・局・法定機関を定め、附則 3-1 及び附則 3-2 では輸出方法を定めている。

この他の輸出に係る規則は、マレーシア木材産業庁の木材輸出に係る広報誌（“Timber Export Bulletin”）及びウェブサイトに掲載している。

表 4.1.c29 輸出禁止品目に係る関税令が定める輸出禁止規制の区分

	規制の範囲
附則 1	完全輸出禁止品目。
附則 2	輸出ライセンスがないと輸出できない品目。
附則 3-1	規定された方法以外では輸出できない品目。
附則 3-2	ワシントン条約の規制品目のために規定されている方法以外ではマレーシアから輸出できない品目。

²¹ Customs (Prohibition of Exports) Order 2012

A. 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出

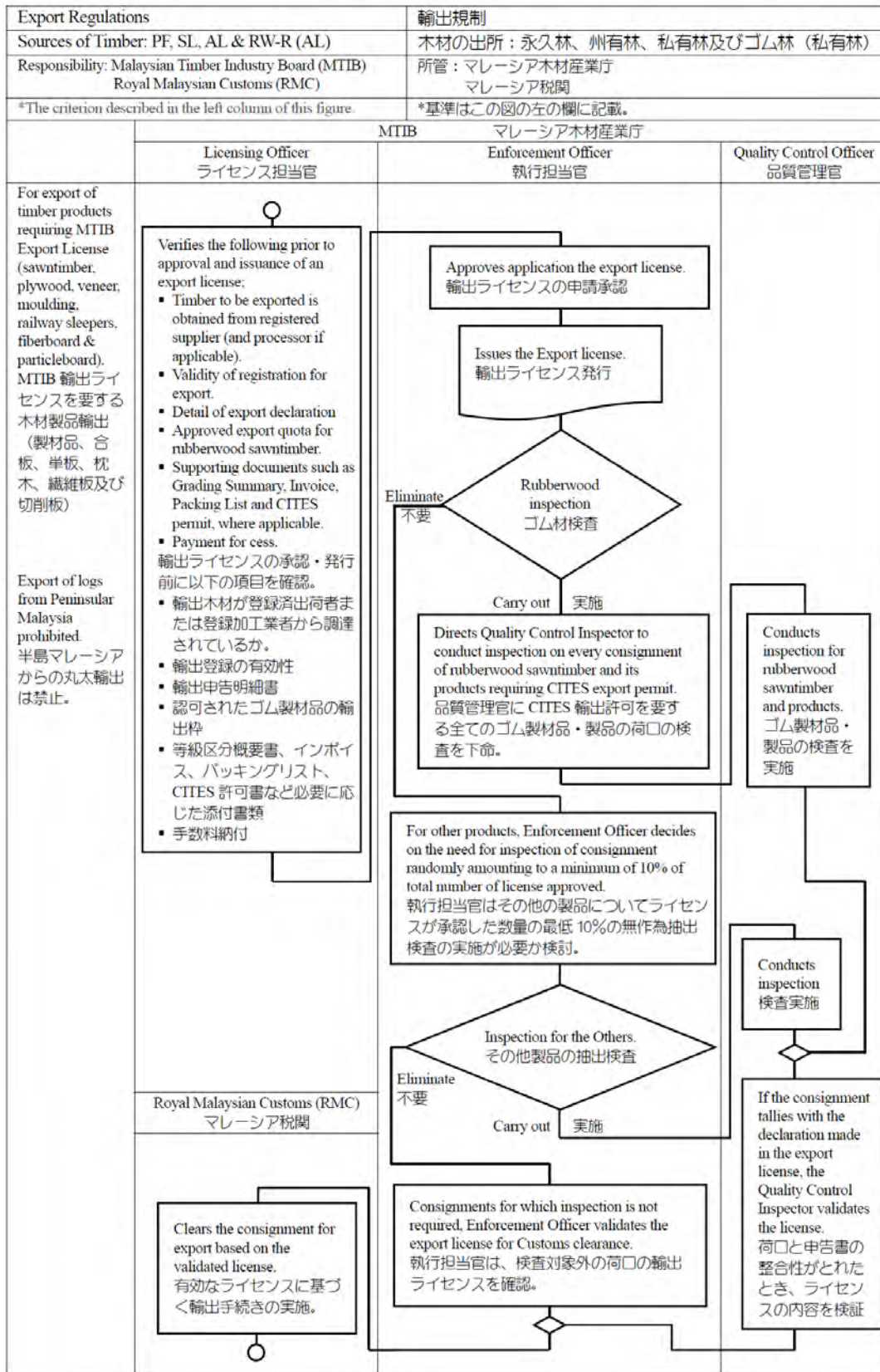
製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板をマレーシアの半島部から輸出するときは、マレーシア木材産業庁が発行する輸出ライセンスが必要である。

これらの製品を輸出しようとする企業は、輸出ライセンスをマレーシア木材産業庁のウェブサイトを利用して電子申請する。マレーシア木材産業庁のライセンス担当官は、各申請について輸出ライセンスの承認及び発行を行う前に、輸出木材の登録済出荷者又は登録加工業者からの調達、輸出登録の有効性、輸出申告明細書、認可されたゴム製材品の輸出枠、等級区分概要書、インボイス及びパッキングリスト並びに CITES 許可書その他の必要な添付書類及び手数料の納付を確認する。

これらの確認が完了すると、同庁執行担当官が輸出ライセンスの申請の承認及び発行を行う。執行担当官は、ゴム材製品については同庁品質管理官による全数検査を行う。ゴム材製品以外の木材製品については執行担当官がライセンスで承認した数量の最低 10% を無作為抽出する検査の必要性を検討し、この検査が不要な場合は執行担当官が検査対象外の荷口の輸出ライセンスを確認し、一方でこの検査が必要な場合は品質管理官が抽出検査を行う。品質管理官が行うゴム材製品及び木材製品の無作為抽出検査では、荷口と申告書の整合性を検証する。

その後、マレーシア王国税関は、マレーシア木材産業庁が発行した輸出ライセンスの内容と輸出品の整合性を確認した上で通関手続きを行う。

なお、ゴム材製品を輸出するときは、マレーシア木材産業庁にゴム農園経営者との間で取り交わしたゴム丸太の生産に係る同意書を得ていること及び原料のゴム丸太は樹液の採取を終えた廃材であることを申告して、ゴム材合法性証明書証明書（図 4.1.8）を取得する必要がある。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c23 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出手続き

【証明書及び手続書類】

製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c30 製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板の輸出ライセンス取得手続に要する書類

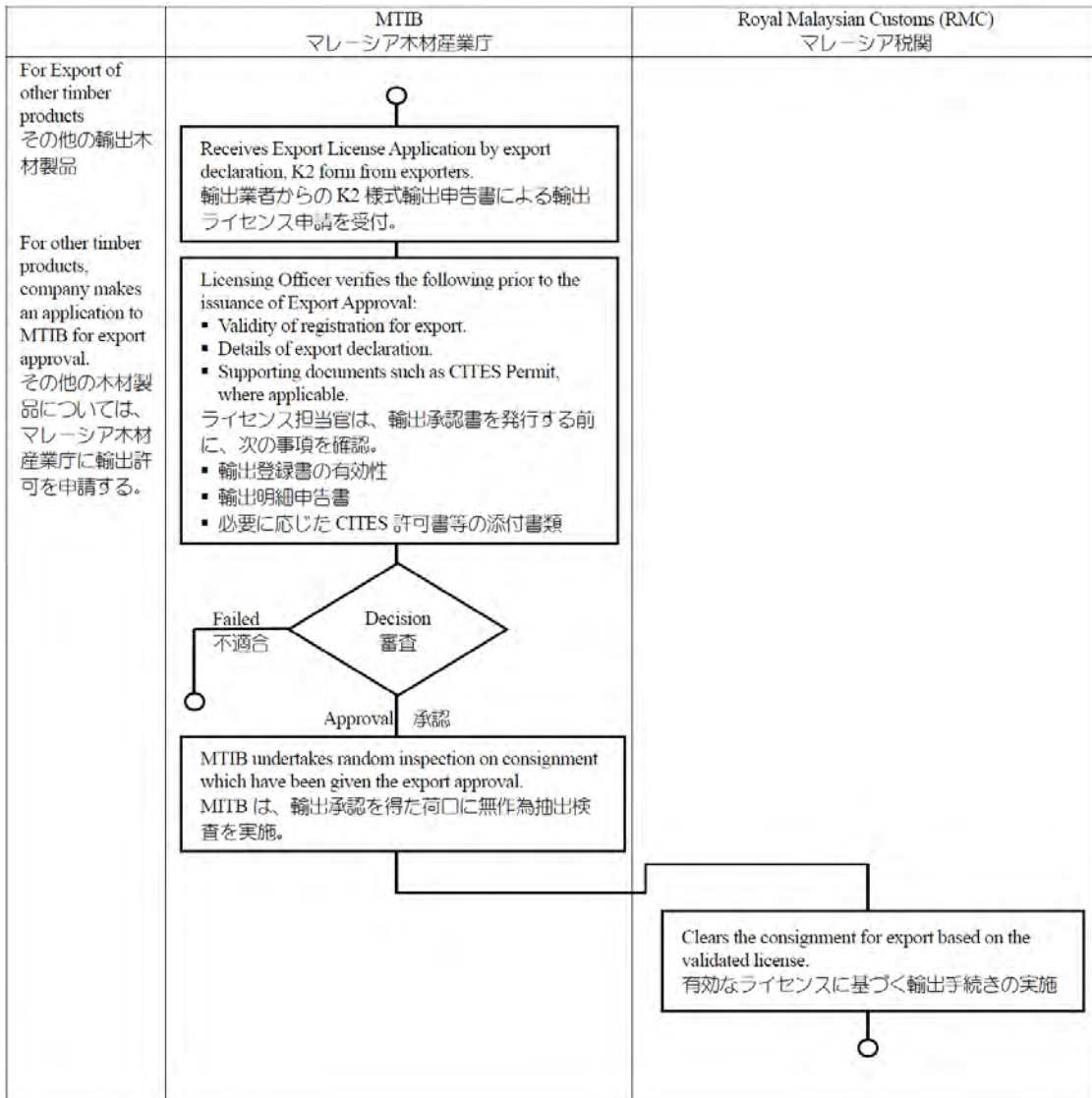
Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有林、輸入及びゴム再造林地（私有林）	Export License Application documents and f documents to verify prior to approval and issuance of an Export License. <ul style="list-style-type: none"> ▪ Timber to be exported is obtained from registered supplier. ▪ Validity of registration for export. ▪ Export Declaration and its detail. ▪ Supporting documents such as Grading Summary, Invoice, packing List and CITES permit. 輸出ライセンス申請書及び輸出ライセンスの承認及び発行前に確認する書類 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 輸出木材が登録済出荷者または登録加工業者から調達されているが。 ▪ 輸出登録の有効性 ▪ 輸出申告及び同明細書 ▪ 等級区分概要書、インボイス、パッキングリスト、CITES 許可書など必要に応じた添付書類。 	Company 企業	Licensing Officer, MTIB マレーシア木材産業庁ライセンス担当官
	Export License 輸出ライセンス	Enforcement Officer, MTIB マレーシア木材産業庁執行担当官	Company 企業

資料・監修：マレーシア木材産業庁

B. その他の木材製品の輸出

製材品、合板、単板、枕木、繊維板及び切削板以外の木材製品を輸出しようとするときは、K2 様式輸出申告書をマレーシア木材産業庁に提出して輸出許可申請をする。

K2 様式輸出申告書を受け付けた同庁のライセンス担当官は、輸出登録書の有効性、輸出明細申告書の内容及び CITES 許可書等必要に応じた書類の内容を審査し、書類が適正であれば荷口の無作為抽出検査を行い、税関手続の開始を許可する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c24 その他の製品の輸出手続き

【証明書及び手続書類】

その他の木材製品の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c31 その他の木材製品の輸出ライセンス取得に係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL, Imp & RW-R (AL) 永久林、州有林、私有林、輸入及びゴム再造林地 (私有林)	Export License Application documents and documents to verify prior to approval and issuance of an Export License. ▪ Export Declaration and its detail. ▪ Validity of registration for export ▪ Supporting documents such as CITES permit, which applicable 輸出ライセンス申請書及び輸出ライセンスの承認及び発行前に確認する書類 ▪ 輸出申告及び同明細書 ▪ 輸出登録の有効性 ▪ CITES 許可書等必要に応じた添付書類	Company 企業	MTIB マレーシア木材産業庁
	Export License 輸出ライセンス	MTIB マレーシア木材産業庁	Company 企業

資料・監修：マレーシア木材産業庁

③輸入規制

マレーシア木材産業庁設置法第 18 条 A の規定は、木材の輸入に係るマレーシア木材産業庁への申告の義務及び違反に対する罰則を定めている。

輸入禁止品目に係る関税令²²は、次の表の規制区分別に輸入禁止品目を定めている

さらに、植物防疫法²³は、植物検疫の対象品目及び検疫検査に係る事項を規定している。

表 4.1.c32 輸入禁止品目に係る関税令が定める輸入禁止規制の区分

	規制の範囲
附則 1	完全輸入禁止品目。
附則 2-1	輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できない品目。
附則 2-2	輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できないが、自由貿易区では規制を適用しない品目。
附則 2-3	輸入ライセンスがないとマレーシアに輸入できないが Labuan、Langkawi、Tioman 及び特定自由貿易区では規制を適用しない品目。
附則 3-1	規定された方法以外での輸入ができない品目。
附則 3-2	規定された方法以外での輸入はできないが、自由商業地区では規制が適用されない品目。
附則 3-3	ワシントン条約の規制により規定した方法以外ではマレーシアに輸入できない品目。
附則 4-1	マレーシアの基準及びマレーシア連邦当局によって承認された基準に基づいた方法以外ではマレーシアに輸入できない品目。
附則 4-2	マレーシアの基準及びマレーシア国当局が承認したその他の基準に基づいた方法以外ではマレーシアに輸入できないが、自由商業地区では規制を適用しない品目。

なお、マレーシアでは、特定諸国からの丸太輸入を禁止している。これに関しては、農業局（Department of Agriculture）が適宜発する植物検疫に関する通達及びマレーシア木材産

²² Customs (Prohibition of Imports) Order 2012

²³ Plant Quarantine Act 1976

業庁の通達により公表している。

A.丸太及び角材の輸入

丸太及び小割物を含む角材を輸入するときは、K1様式による通関手続を行う前に、マレーシア木材産業庁から輸入ライセンスを取得しなければならない。

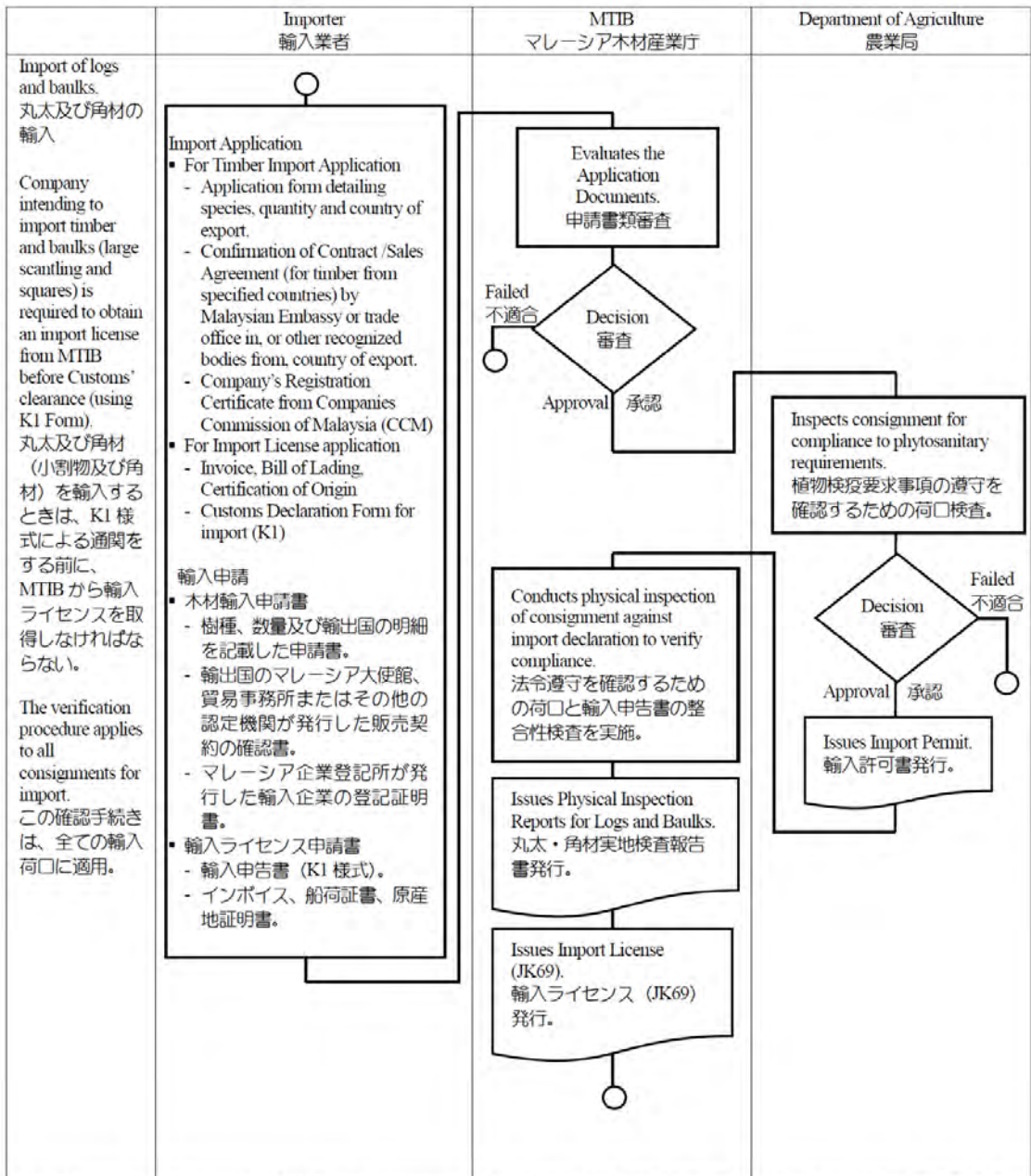
このため、丸太及び角材を輸入しようとする輸入業者は、マレーシア木材産業庁に木材輸入申請と輸入ライセンス申請を行う。

輸入申請書は、輸入業者が樹種、数量及び輸出国の明細を記載した申請書、輸出国のマレーシア大使館、貿易事務所又はその他の認定機関が発行した販売契約の確認書及びマレーシア企業登記所が発行した輸入企業の登記証明書によって構成し、輸入ライセンス申請書は輸入申告書(K1様式)、インボイス、船荷証券及び原産地証明書により構成している。

輸入業者から申請を受けたマレーシア木材産業庁は、書類審査を行う。この書類審査が終わると、農業局は植物検疫要求事項の遵守を確認するための荷口検査を行い、その結果が適正であれば輸入許可書をマレーシア木材産業庁に発行する。

農業書からの輸入許可書を受けたマレーシア木材産業庁は、法令遵守を確認するための荷口と輸入申告書の整合性検査を行い、丸太・角材実地調査報告書とともに輸入ライセンスを発行する。

Import Regulations	輸入規制
Sources of Timber: Imp	木材の出所：輸入材
Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Royal Malaysian Customs (RMC) Department Agriculture (DoA)	所管：マレーシア木材産業庁 マレーシア税関 農業局
<ul style="list-style-type: none"> Import of logs from certain countries is prohibited based on phytosanitary requirements as specified by DoA or based on relevant circulars issued by MTIB. Company intending to import timber products which are subject to phytosanitary requirements by DoA, is required to obtain an import permit from DoA. 	<ul style="list-style-type: none"> 特定諸国からの丸太輸入は、農業局の植物検疫規制またはマレーシア木材産業庁の関連通達により禁止されている。 農業局の植物検疫規制の対象になっている木材製品の輸入をする企業は、農業局の輸入許可を取得する必要がある。



*This Figure in review to amend by MTIB for next compliance audit in 2018.

*この図は、2018年に予定しているコンプライアンス監査のためにマレーシア産業界による改正を検討中。

資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c25 丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続き

【証明書類及び手続書類】

丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続きに係る証明書類及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c33 丸太及び角材の輸入ライセンス発行手続きに係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Imp 輸入	Timber Import Application - Application form detailing species, quantity and country of export. - Confirmation of Contract /Sales Agreement (for timber from specified countries) by Malaysian Embassy or trade office in, or other recognized bodies from, country of export. - Company's Registration Certificate from Companies Commission of Malaysia (CCM) 木材輸入申請 ▪ 樹種、数量及び輸出国の明細を記載した申請書。 ▪ 輸出国のマレーシア大使館、貿易事務所またはその他の認定機関が発行した販売契約の確認書 ▪ マレーシア企業登記所が発行した輸入企業の登記証明書	Importer 輸入業者	MTIB マレーシア木材産業庁
	Import License Application - Invoice, Bill of Lading, Certification of Origin - Customs Declaration Form for import (K1) 輸入ライセンス申請書 ▪ 輸入申告書 (K1 様式) ▪ インボイス、船荷証券、原産地証明書	Importer 輸入業者	MTIB マレーシア木材産業庁
	Import Permit 輸入許可書	Department of Agriculture 農業局	MTIB マレーシア木材産業庁
	Physical Inspection Reports for Log and Baulks 丸太角材実地検査報告書	MTIB マレーシア木材産業庁	
	Import License (JK69) 輸入ライセンス (JK69)	MTIB マレーシア木材産業庁	Importer 輸入業者

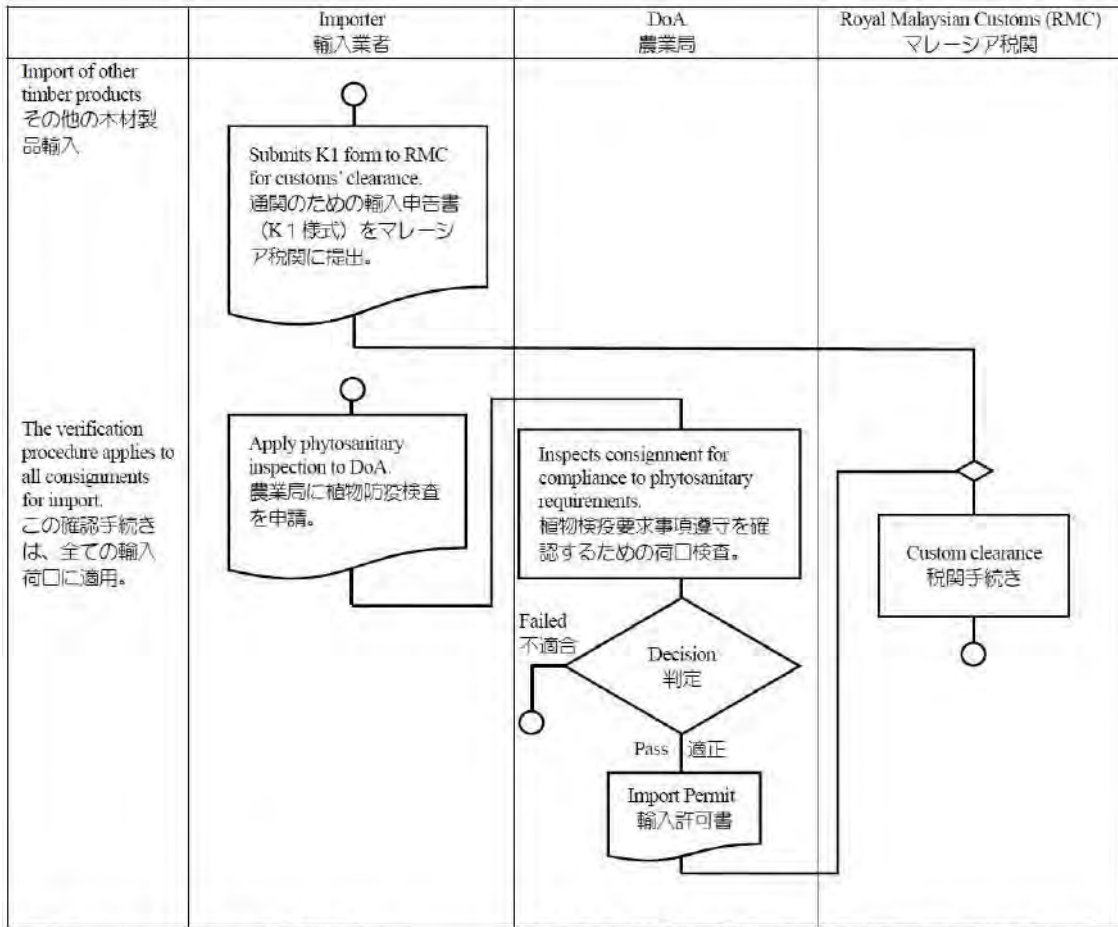
資料・監修：マレーシア木材産業庁

B.その他の木材製品の輸入

輸入業者が丸太及び角材以外の木材製品を輸入するときは、通関のための輸入申告書 (K1 様式) を税関に提出するとともに、農業局に植物防疫検査を申請する。

植物防疫検査の申請を受けた農業局は、植物検疫要求事項遵守を確認するための荷口検査を行い、その荷口が適正であれば輸入許可書を発行する。

税関は、農業局からの輸入許可書が発行された荷口について、輸入業者からの輸入申告に基づく税関手続きを開始する。



*This Figure in review to amend by MITB for next compliance audit in 2018.

*この図は、2018年に予定しているコンプライアンス監査のためにマレーシア産業界による改正を検討中。

資料・監修：マレーシア木材産業界

図 4.1.c26 その他の木材製品の輸入手続き

【証明書及び手続書類】

その他の木材製品の輸入に係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c34 その他の木材製品の輸入手続きに係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Imp 輸入	Import Declaration Form (K1) 輸入申告書 (K1 様式)	Importer 輸入業者	Royal Malaysian Custom (RMC) マレーシア税関
	Phytosanitary Application 植物防疫検査申請	Importer 輸入業者	Department of Agriculture 農業局
	Import Permit 輸入許可書	Department of Agriculture 農業局	Royal Malaysian Custom (RMC) マレーシア税関

資料・監修：マレーシア木材産業界

④サラワク州産材

半島部木材合法性保証システムもサバ州木材合法性保証システムと同様にサラワク州産材の取扱基準を設けている。

この基準は EU からの要請により設定された。すなわち、EU はサラワク州木材合法性確認システム（Sarawak Timber Legality Verification System）は、EU の要求を満たしていると評価していないため、EU 向け木材製品にサラワク州産材が混入しないように設定されたサラワク州木材合法性確認システムが EU に認められるようになるまでの暫定基準である。

この基準は木材取扱企業に、EU 向け荷口にサラワクから移入した木材が含まれていないことを確認すること、税関申告書（K3）をマレーシア木材産業庁に提出し、木材が港に到着する前に実地調査を依頼すること、サラワク州産材のバイヤー、販売及び流通並びに加工木材製品への使用を記録すること、EU 向けに木材を輸出するときは、FLEGT ライセンスとともに輸出された製品には、サラワク州産材の使用又は混入が決してない旨の宣誓を行うことを求めている。

木材取扱企業がサラワク州産材を移入するときは、マレーシア木材産業庁に税関申告書（K3）を提出するとともに、農業局に植物防疫要求事項の遵守検査を要請する。これらの申請及び要請を受けて、マレーシア木材産業庁は実地調査を、農業局は荷口検査を実施する。これらの調査及び検査により適正な結果が得られたときは、税関は半島マレーシアでの荷口の自由な流通を承認する。

ただし、その後もサラワク州産材を取り扱う企業は、サラワク州産材のバイヤー、販売及び流通並びに加工木材製品への使用を記録し、EU 向け木材製品へのサラワク州産材木材の使用又は混入を防止しなければならない。マレーシア木材産業庁は、企業のサラワク州産材又はそれを使用した木材製品のバイヤー、販売・流通の記録を実施していること及びこれらに FLEGT ライセンスを発行していないことを確認している。

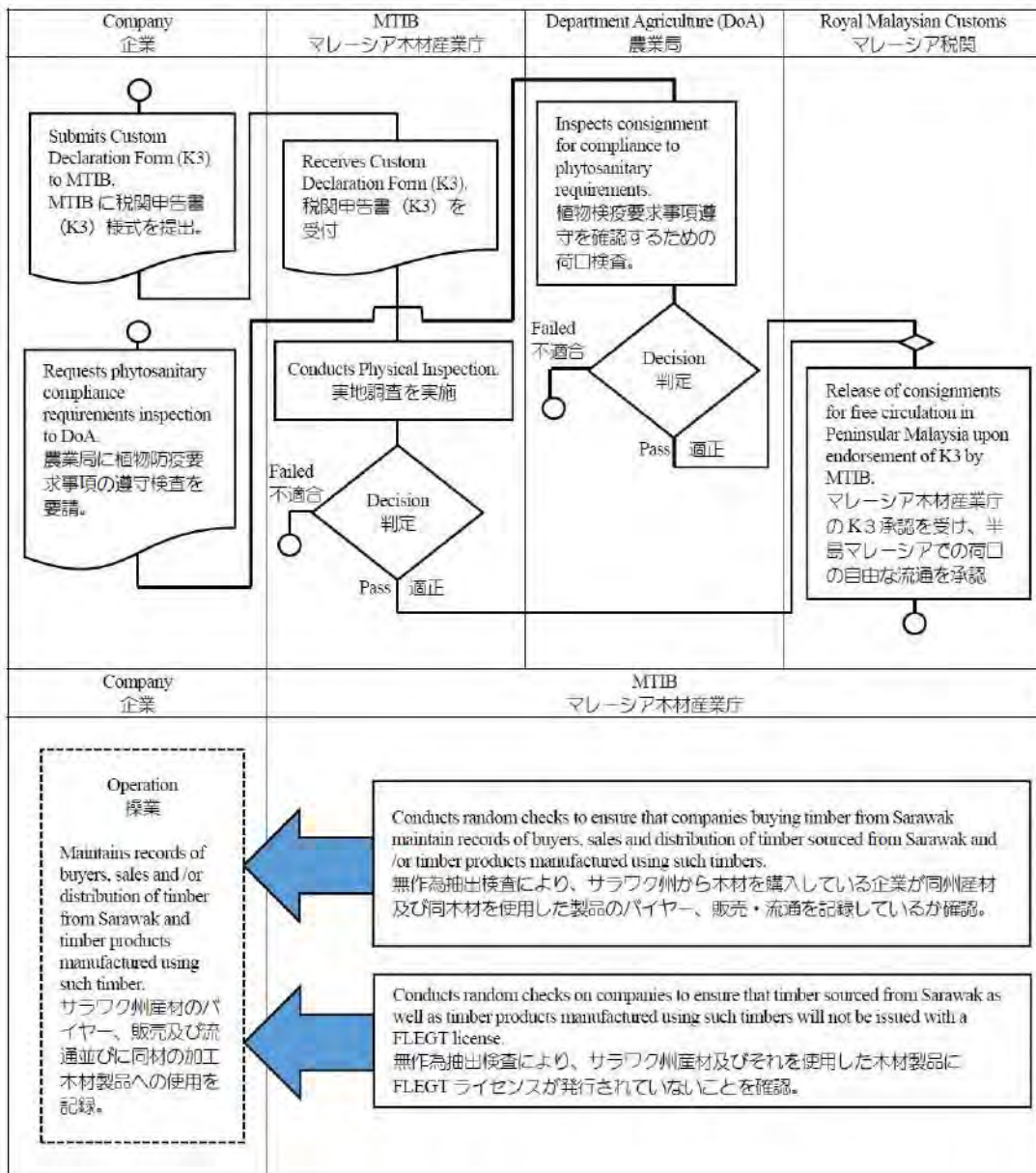
サラワク州産材の取扱いに係る法令は、次の 4 つである。

- 関税法（Customs Act 1967）
- マレーシア木材産業局設置法
- 植物検疫法（Plant Quarantine Act 1976）
- マレーシア木材産業局通達²⁴

関税法、マレーシア木材産業局設置法及び植物検疫法では、サラワク州産材を特定した規定がない。しかし、マレーシア木材産業局の通達は、サラワク州産材を検疫対象動植物に準じて位置づけ、その対処方法を通達で示している。

²⁴ VPA/FLEGT によるサラワク州から半島マレーシア、サバ州への移動に関する手続き（マレーシア木材産業局 circular “Procedures for timber from Sarawak into Peninsular Malaysia and Sabah under the VPA/FLEGT”）

Timber from Sarawak	サラワク産木材
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: Malaysian Timber Industry Board (MTIB) Royal Malaysian Customs (RMC) Department Agriculture (DoA)	所管：マレーシア木材産業庁 マレーシア税関 農業局
<ul style="list-style-type: none"> Company operating in Peninsular Malaysia ensures that no timber brought in from Sarawak is included in export consignments shipped to the EU. Company submits Custom Declaration form (K3) to MTIB and requests for physical inspection upon arrival of timber at port of entry. Company maintains records of buyers, sales and /or distribution of timber from Sarawak and timber products manufactured using such timber. Timber exporter to EU must declare that the products exported with a FLEGT license do not contain or include any timber sourced from Sarawak. 	<ul style="list-style-type: none"> 半島マレーシアで操業している企業は、EU 向け荷口にサラワクから移入した木材が含まれていないことを確認する。 企業は税関申告書 (K3 様式) を MTIB に提出し、木材が港に到着する前に実地調査を依頼する。 企業は、サラワク木材のバイヤー、販売及び流通並びに同材の加工木材製品への使用を記録。 EU 向けに木材を輸出するときは、FLEGT ライセンスとともに輸出された製品にはサラワク州産材が決して使用されたり、混入したりしていないことを宣誓する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c27 サラワク州産材に係る手続き

【証明書及び手続書類】

サラワク州産材の取扱いに係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c35 サラワク州産材の取扱いに係る証明書及び手続書類

Forest Type / Source of Timber 森林区分 / 木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL 永久林、州有林及び私有林	Custom Declaration Form (K3) 通関申告書 (K3 様式)	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁
	Application Documents for Phytosanitary Inspection 植物防疫検査申請書	Company 企業	Department of Agriculture 農業局
	Records of buyers, sales and distribution of timber from Sarawak. サラワク州産材の販売者、販売及び流通の記録	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁
	Records of Sarawak timber consume volume for manufacturing. 加工用サラワク州産材消費量の記録	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁
	Records of FLEGT License (For Random checks on companies to ensure that timber sourced from Sarawak as well as timber products manufactured using such timbers will not issued with a FLEGT license.) FLEGT ライセンスの記録 (サラワク州産材及びそれを使用した木材製品に FLEGT ライセンスが発行されていないことを確認する無作為抽出検査のために使用)。	Company 企業	Malaysian Timber industry Board (MTIB) マレーシア木材産業庁

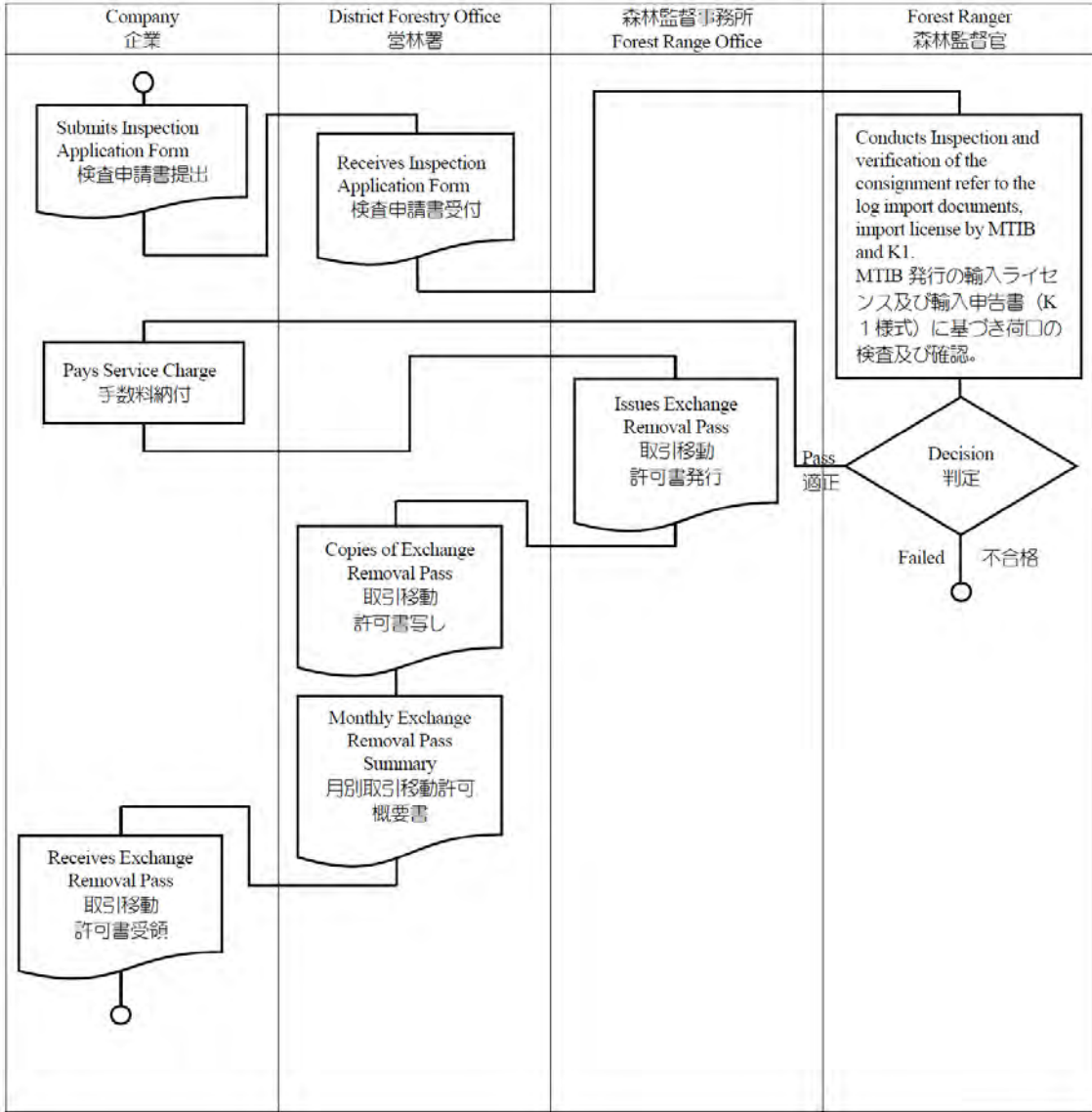
資料・監修：マレーシア木材産業庁

⑤ 輸入丸太の輸送

輸入業者は、通関手続きを行った場所から指定の加工工場に輸入丸太を輸送するときは、輸送する前に最寄りの営林署に申請し、輸入丸太の荷口検査を受けた上で木材移動許可書又は取引移動許可書の発行を受けなければならない。

丸太を輸入しようとする企業が営林署に検査申請書を提出すると、森林監督官はマレーシア木材産業庁発行の輸入ライセンス及び輸入申告書 (K1 様式) に基づき、荷口の検査及び確認を行う。この荷口検査が完了すると企業は手数料を納付し、手数料の納付を確認した森林監督事務所が取引移動許可書を発行し、営林署が月別取引移動許可書概要書を作成した上で企業に取引移動許可書が送付される。

Transportation of Imported Logs	輸入丸太の輸送
Sources of Timber: Imp	木材の出所：輸入材
Responsibility: State Forestry Department (SFD)	所管：州森林局
Importer of logs applies to the nearest DFO to inspect the consignment of importer logs for the issuance of a Removal Pass or an Exchange Removal Pass before the logs are transported from the port of entry to the designated mills.	輸入業者は、通関手続きを行った場所から指定の加工工場に丸太を輸送するときは、輸送する前に最寄りの営林署に申請し、輸入丸太の荷口検査を受けた上で木材移動許可書または取引移動許可書の発行を受ける。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c28 輸入丸太の輸送手続き

【証明書及び手続書類】

輸入丸太の輸送手続きに係る証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c36 輸入丸太の輸送手続きに係る証明書及び手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
Imp 輸入材	Inspection Application Form 検査申請書	Company 企業	District Forestry Office 営林署
	Removal Pass or Exchange Removal Pass 移動許可書または取引移動許可書	Forest Range Office 森林監督事務所	Company 企業
	Copies of Removal Pass or Exchange Removal Pass 移動許可書または取引移動許可書の写し	Forest Range Office 森林監督事務所	District Forestry Office 営林署
	Monthly Removal Pass or Exchange Removal Pass Summary 月別移動許可書または取引移動許可概要書	District Forestry Office 営林署	—

資料・監修：マレーシア木材産業庁

4.1.c.3 森林認証

半島部の森林認証は、FSC 及び MTCS により行われている。半島部のスキーム別森林認証面積は、FSC が 12 万 6,940ha (2 件)、MTCS は 383 万 6,731ha で、合計面積は 396 万 3,731ha である。半島部の認証林は、MTCS によるものが 97%を占めている。認証面積が広い MTCS の森林認証の 91%にあたる 347 万 2,863ha は、4 つの州でそれぞれの州森林局が管理する森林である。

半島部のスキーム別 CoC 認証事業体数は、FSC が 160 件、MTCS は 366 件、合計 496 件である。

表 4.1.c37 半島部の森林認証面積、CoC 認証事業体数

(ha、件)

	森林認証取得事業体名	認証面積	CoC 認証事業体数
FSC	Pesama Timber Corporation Sdn. Bhd.	20,243	160
	Kumpulan Pengurusan Kayu Kayan Terengganu Sdn. Bhd.	106,697	
	計	126,940	
MTCS	SIRIM QAS International Sdn. Bhd.	334,983	366
	Negeri Sembian State Forestry Department	155,825	
	Pahang State Forestry Department	1,563,933	
	Perak State Forestry Department	998,306	
	Selangor State Forestry Department	238,747	
	Terengganu State Forestry Department	544,937	
計	3,836,731		
合計		3,963,671	496

注:FSCは Forest Stewardship Council、MTCSは Malaysian Timber Certification Scheme の略。

資料：2017年11月現在のFSCウェブサイト (<http://www.info.fsc.org>) 及び MTCC (Malaysian Timber Certification Council) 提供資料

4.1.c.4 木材市場

(1) 木材需給動向

①概要

2016年の半島部の丸太生産量は、445万1,000m³であった。半島部においては、丸太はほぼ半島産のものが使われており、輸出入量はわずかである。過去5年間における半島部の名目丸太消費量は、おおよそ410万m³から450万m³の水準で推移している。

2016年の半島部における製材品の生産量は、248万5,000m³であった。製材品は輸出割合が徐々に増加する傾向にあり、製材品生産量に対する輸出量の割合は、2012年の37%から毎年拡大し、2016年には51%と半数を上回るようになった。

2016年の半島部における合板の生産量は、36万4,000m³であった。半島部の合板生産量は減少傾向にあり、2016年の生産量は2012年の41万5,000m³に対して12%減少した。一方で合板輸入量は増加傾向にあり、2016年の合板輸入量は前年の倍以上、100万m³を上回る量が記録されている。

表 4.1.c38 半島部の主要林産物需給動向

(1,000m³)

		2012	2013	2014	2015	2016
丸太	生産量	4,468	4,084	4,115	4,341	4,451
	輸入量	35	24	27	21	14
	輸出量	10	8	12	16	4
	名目消費量	4,493	4,100	4,130	4,346	4,461
製材品	生産量	2,790	2,502	2,457	2,511	2,485
	輸入量	295	250	226	244	228
	輸出量	1,019	1,049	1,097	1,254	1,255
	名目消費量	2,066	1,703	1,586	1,501	1,458
合板	生産量	415	381	381	425	364
	輸入量	327	269	411	487	1,003
	輸出量	189	206	233	235	289
	名目消費量	553	444	559	677	1,078
単板	生産量	62	92	141	68	94
	輸入量	131	106	114	123	103
	輸出量	11	4	6	10	15
	名目消費量	182	194	249	181	182

資料：マレーシア木材産業庁

②丸太の生産動向

過去 10 年間の丸太生産量は、400 万 m³ をやや上回る水準で推移している。丸太生産量が最も多かったのは 2012 年の 446 万 8,000m³、最も少なかったのは「リーマンショック」の影響で需要がにぶった 2009 年の 368 万 7,000m³ であった。

州別丸太生産量は、2016 年は半島中央部の Pahang 州の生産量が 227 万 1,000m³ と半島部丸太生産量の 51% と最も多かった。次いで多かったのは、半島北部の Kelantan 州の 83 万 1,000m³ (半島部丸太生産量の 19%)、Perak 州の 53 万 m³ (同 12%) である。

このように 2016 年では、生産した丸太の半分以上が Pahang 州で生産されている結果となっているが、2007 年の時点では、丸太生産量に占める同州のシェアは 27% (113 万 7,000 m³) と、同じく Kelantan 州の 34% (144 万 3,000m³) よりも小さかった。しかしその後の 10 年間で Kelantan 州の生産量が減少し、Perak 州の生産量が増加したことから、丸太の州別生産量は Pahang 州に集中している構造となった。

このような丸太の主要産地の変化の要因は、マレーシア林業総局 (Forest Department of Peninsular Malaysia) が発表している森林区分別伐採面積の推移により明らかになる。

半島マレーシアの伐採面積は 2007 年の 10 万 3,599ha から 9 万 4,931ha に 8%減少した。ただし、表 4.1.c40 に示したように、この期間の伐採面積の推移は森林区分別に異なっており、永久林では 37%増加しているのに対し州有林と私有林ではそれぞれ 51%減、53%減とほぼ半減している。

表 4.1.c39 半島部州別丸太生産量

(1,000m³)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
計	4,220	4,029	3,687	4,162	4,172	4,468	4,084	4,115	4,341	4,451
Johor	171	105	71	73	71	51	91	70	55	47
Kedah	178	233	209	202	368	304	228	294	531	458
Kelantan	1,443	1,409	1,265	1,270	1,129	1,111	1,050	954	888	831
Melaka	2	1	1	1	1	—	0	5	—	3
Negri Sembilan	93	66	88	67	112	113	85	52	74	44
Pahang	1,137	1,121	1,175	1,374	1,407	1,662	1,605	1,779	2,037	2,271
Perak	756	682	568	609	656	660	576	485	456	530
Perlis	—	—	—	0	0	0	1	1	1	0
Pulau Pinang	—	—	—	—	1	3	0	—	—	—
Selangor	38	24	6	4	3	2	1	1	4	4
Terengganu	404	388	304	560	423	562	447	474	296	264

注：「—」は生産実績がないことを、「0」は生産量があるものの 500m³ に満たなかったことを示す。

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

伐採面積が拡大している永久林については、天然林伐採面積が2007年の2万9,621haからの2016年には3万6,572haに10年間で6,251ha増加した。この期間中にPadang州では7,558haから1万3,677haに伐採面積が6,119haも拡大したのに対して、Kelantan州では6,569haから2,625haに3,944ha縮小している。

さらに人工林伐採面積は、同期間に1万8,146haから2万8,831haに59%拡大している。特にPahang州の人工林伐採面積は2007年の854haから2016年の1万5,594haに18倍もの拡大をみせている。一方でKelantan州の人工林伐採面積は、同期間に1万426haから8,002haに23%縮小した。

Kelantan州の木材生産量の減少は、州有林伐採量の減少も大きな影響を与えている。同州の州有林伐採面積は、2007年の7,824haから341haにまで縮小した。

表 4.1.c40 森林区分別伐採面積

(ha)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
合 計	總 計	103,599	103,210	86,883	98,635	110,520	93,164	80,570	102,816	77,190	94,931	
	Johor	10,930	8,968	4,317	5,473	4,059	6,284	3,166	5,729	4,725	2,631	
	Kedah	4,419	5,447	4,031	5,602	6,308	3,265	5,883	4,598	5,328	7,415	
	Kelantan	28,578	30,464	24,831	23,750	24,555	20,212	10,280	17,641	15,064	16,611	
	Melaka	1,153	85	57	—	38	356	—	133	—	40	
	Negri Sembilan	8,348	3,861	4,323	2,640	6,706	2,810	1,228	2,024	1,658	2,469	
	Pahang	21,099	29,214	30,211	30,881	39,457	35,912	36,296	34,969	34,478	42,823	
	Perak	14,007	15,742	11,977	17,617	19,292	12,045	12,770	13,026	9,049	12,850	
	Perlis	—	—	88	15	2	21	72	—	168	11	
	Pulau Pinang	—	—	44	—	65	179	9	—	—	—	
	Selangor	3,170	1,188	210	737	180	128	259	13,558	3	8,090	
	Terengganu	11,895	8,241	6,794	11,920	9,858	11,952	10,607	11,138	6,717	1,991	
小 計	計	50,555	54,122	42,011	51,748	56,253	54,520	49,874	58,387	56,215	69,187	
	Johor	6,072	5,725	1,480	2,889	1,944	3,570	1,583	3,606	3,195	1,255	
	Kedah	2,007	2,435	2,028	3,646	4,978	2,451	4,715	3,602	4,658	6,666	
	Kelantan	17,385	21,243	16,969	17,943	15,232	11,727	5,908	12,255	12,122	12,458	
	Melaka	878	45	20	—	—	—	—	133	—	40	
	Negri Sembilan	2,075	1,106	548	415	1,458	820	609	1,410	1,130	1,827	
	Pahang	8,412	12,594	11,350	12,646	16,314	19,373	19,835	22,214	24,467	30,960	
	Perak	7,901	6,220	6,416	6,927	8,213	7,010	8,722	6,898	6,025	7,998	
	Perlis	—	—	88	—	2	—	—	—	165	—	
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Selangor	1,905	893	23	376	—	39	—	—	—	7,983	
	Terengganu	3,920	3,861	3,089	6,906	8,112	9,530	8,502	8,269	4,453	—	
永 久 林	天 然 林	計	29,621	30,832	25,522	31,529	36,503	35,538	38,191	34,070	28,795	36,572
		Johor	1,420	1,470	884	1,460	1,192	617	1,026	553	698	907
		Kedah	1,370	1,955	2,018	2,118	2,028	1,800	3,826	3,281	3,304	3,338
		Kelantan	6,569	6,580	6,593	6,594	5,899	5,903	5,908	3,404	2,120	2,625
		Melaka	—	—	—	—	—	—	—	133	—	—
		Negri Sembilan	642	66	220	415	429	604	609	762	792	1,827
	Pahang	7,558	11,189	8,540	11,127	13,592	13,584	13,594	13,601	13,627	13,677	
	Perak	7,200	6,220	5,301	6,927	7,862	6,985	8,642	6,898	4,559	6,215	
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Selangor	942	—	—	—	—	—	—	—	—	7,983	
	Terengganu	3,920	3,352	1,966	2,888	5,501	6,045	4,586	5,438	3,695	—	
人 工 林	計	18,146	20,981	12,023	14,297	6,575	13,486	6,947	12,112	23,346	28,831	
	Johor	4,249	3,928	386	1,429	128	2,479	557	3,053	2,497	307	
	Kedah	—	—	—	—	2,950	—	889	121	526	3,328	
	Kelantan	10,426	14,406	10,376	11,349	1,566	5,824	—	3,872	10,002	8,002	
	Melaka	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Negri Sembilan	953	349	—	—	—	—	—	648	183	—	
	Pahang	854	1,405	445	1,519	1,585	5,183	5,421	4,418	9,338	15,594	
	Perak	701	—	816	—	346	—	80	—	800	1,600	
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
Selangor	963	893	—	—	—	—	—	—	—	—		
Terengganu	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

表 4.1.c40 森林区分別伐採面積 (つづき)

(ha)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
永 久 林	計	2,788	2,309	4,466	5,922	13,175	5,496	4,736	12,205	4,074	3,784
	Johor	403	327	210	—	624	474	—	—	—	41
	Kedah	637	480	10	1,528	—	651	—	200	828	—
	Kelantan	390	257	—	—	7,767	—	—	4,979	—	1,831
	Melaka	878	45	20	—	—	—	—	—	—	40
	Negri Sembilan	480	691	328	—	1,029	216	—	—	155	—
	Pahang	—	—	2,365	—	1,137	606	820	4,195	1,502	1,689
	Perak	—	—	299	—	5	25	—	—	666	183
	Perlis	—	—	88	—	2	—	—	—	165	—
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Selangor	—	—	23	376	—	39	—	—	—	—
	Terengganu	—	509	1,123	4,018	2,611	3,485	3,916	2,831	758	—
州 有 林	計	30,552	28,901	27,760	31,949	35,103	23,884	21,535	17,528	13,038	15,061
	Johor	3,227	661	454	999	361	1,381	768	1,051	993	718
	Kedah	1,068	2,459	752	253	677	80	100	60	—	—
	Kelantan	7,824	5,077	2,849	2,986	3,209	2,083	1,891	665	372	341
	Melaka	45	—	—	—	38	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	3,815	1,515	2,205	1,399	3,367	1,389	321	299	492	—
	Pahang	10,150	13,573	15,796	14,960	19,648	14,187	15,361	12,151	9,672	10,701
	Perak	2,541	4,256	3,356	7,715	7,502	3,565	2,790	3,153	1,303	2,795
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	176	9	—	—	—
	Selangor	87	—	—	—	—	—	—	—	—	107
	Terengganu	1,795	1,360	2,348	3,637	301	1,023	295	149	206	399
私 有 林	計	22,492	20,187	17,112	14,938	19,164	14,760	9,161	26,901	7,937	10,683
	Johor	1,631	2,582	2,383	1,585	1,754	1,333	815	1,072	537	658
	Kedah	1,344	553	1,251	1,703	653	734	1,068	936	670	749
	Kelantan	3,369	4,144	5,013	2,821	6,114	6,402	2,481	4,721	2,570	3,812
	Melaka	230	40	37	—	—	356	—	—	—	—
	Negri Sembilan	2,458	1,240	1,570	826	1,881	601	298	315	36	642
	Pahang	2,537	3,047	3,065	3,275	3,495	2,352	1,100	604	339	1,162
	Perak	3,565	5,266	2,205	2,975	3,577	1,470	1,258	2,975	1,721	2,057
	Perlis	—	—	—	15	—	21	72	—	3	11
	Pulau Pinang	—	—	44	—	65	3	—	—	—	—
	Selangor	1,178	295	187	361	180	89	259	13,558	3	—
	Terengganu	6,180	3,020	1,357	1,377	1,445	1,399	1,810	2,720	2,058	1,592

資料: Forest Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

③製材工場

半島部の2016年の製材工場数は、370件である。同年はこれらの工場により346万3,416m³の丸太が消費され、284万4,569m³の製材品が生産された。

これらの数値について、10年前の2007年と比較すると、製材工場工場数は2007年の438件から16%減、丸太消費量は同じく438万1,091m³から21%減、製材品生産量は同じく266万8,030m³から7%減少している。このため一工場あたり平均製材品生産量は、2007年の6,091m³から2016年には6,715m³に増加している。

表 4.1.c41 半島部の製材工場数、丸太消費量

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
稼働工場数(件)	計	438	454	372	401	409	390	383	383	430	370
	Johor	52	47	37	33	40	38	39	41	48	36
	Kedah	21	19	17	16	17	16	14	11	13	10
	Kelantan	51	50	47	50	50	46	41	48	45	45
	Melaka	10	9	8	8	9	9	9	12	15	10
	Negri Sembilan	26	31	28	25	24	28	27	27	27	24
	Pahang	80	90	65	76	77	69	71	70	78	74
	Perak	73	75	74	72	66	72	74	70	89	75
	Perlis	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	25	26	22	23	23	23	20	19	22	17
	Selangor	31	34	16	30	31	26	28	24	22	19
	Terengganu	67	68	57	67	67	63	60	61	71	60
	Kuala Lumpur	2	5	1	1	5	—	—	—	—	—
	丸太消費量(m ³)	計	4,381,091	3,681,102	3,131,303	3,892,420	3,920,570	4,772,260	3,586,069	3,491,493	3,531,195
Johor		431,913	435,853	363,173	633,805	625,840	626,786	642,436	344,467	371,181	326,080
Kedah		97,478	97,173	85,431	109,528	111,243	103,506	68,294	56,035	48,487	55,033
Kelantan		1,108,281	766,107	660,350	816,557	806,548	1,532,871	584,976	650,218	590,655	606,543
Melaka		34,798	48,569	50,388	54,456	56,582	58,638	53,239	72,571	59,221	47,252
Negri Sembilan		355,889	319,740	283,728	305,988	342,145	387,116	366,991	347,227	485,299	297,842
Pahang		983,591	832,650	686,351	889,349	857,650	855,160	788,195	922,107	894,211	1,020,561
Perak		459,449	461,345	352,381	348,601	367,018	533,605	439,199	419,876	473,496	489,071
Perlis		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Pulau Pinang		81,914	83,907	80,966	142,878	164,495	82,016	63,466	68,408	63,474	61,428
Selangor		322,718	143,981	169,201	141,696	169,786	159,033	144,252	162,066	136,685	182,857
Terengganu		501,408	490,084	396,750	449,562	419,263	433,529	435,021	448,518	408,486	376,749
Kuala Lumpur		3,652	1,693	2,584	—	—	—	—	—	—	—

資料: Forest Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

表 4.1.c42 半島部の製材品生産量

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
製材品生産量 (c3)	計	2,668,030	2,386,598	2,080,706	2,659,253	2,675,384	2,790,071	2,501,722	2,456,888	2,511,256	2,484,569
	Johor	282,724	282,569	231,574	422,361	409,120	418,005	429,482	239,448	257,741	230,028
	Kedah	59,791	59,524	54,884	72,791	71,057	67,340	44,395	36,088	31,557	34,885
	Kelantan	512,509	489,189	438,156	575,005	543,392	542,982	424,496	454,918	430,458	437,051
	Melaka	19,645	22,501	33,815	34,991	39,553	31,987	28,151	47,732	39,322	32,409
	Negri Sembilan	207,628	188,423	177,158	199,074	227,677	265,066	228,556	228,589	323,446	213,675
	Pahang	679,867	559,823	464,607	613,380	587,975	585,078	547,188	648,995	645,979	740,304
	Perak	297,878	286,851	234,323	216,754	255,324	374,138	321,518	287,469	323,561	334,749
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	51,849	50,623	47,240	94,605	101,024	58,106	43,430	46,410	44,874	43,087
	Selangor	185,357	87,538	101,510	90,744	119,220	110,707	103,174	115,513	98,842	121,727
	Terengganu	368,139	358,308	295,529	339,548	321,042	336,662	331,332	351,726	315,476	296,654
	Kuala Lumpur	2,643	1,249	1,910	—	—	—	—	—	—	—

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

製材工場は、半島中部に集中している。2016年の州別製材工場数は、Perak州75件、Pahang州74件、Terengganu州60件、Kelantan州12件とこれら4州に6割の工場(221件)が立地している。

その中でもPahang州とKelantan州の工場の規模が大きく、1工場あたり平均生産量は、Pahang州が1万m³余り、Kelantan州は9,700m³余りである。2016年の州別製材品生産量は、Pahang州が最も多く74万m³と半島全体の生産量の30%を占めている。次いでKelantan州(43万304m³、半島部生産量の18%)、Perak州(33万4,749m³、同13%)、Terengganu州(29万6,654m³、同12%)での生産量が多い。

2016年の製材品生産量は2007年よりも7%減少している。しか

し、この期間にMelaka州、Perak州、Pahang州では生産量が大きく増加し、生産量の増加率は、Melaka州が65%、Perak州は12%、Pahang州は9%であった。

最も増加率が高いMelaka州の1工場あたり製材品生産量は2007年が1,965m³、2016年は3,241m³と半島部の平均値よりも小さいが、工場の規模拡大がなされている。

Perak州及びPahang州は、製材品生産量が多い州であり、これらの州で生産量が増加したため、製材加工の地理的な集中が一段と進む結果となっている。

一方で Kuala Lumpur 特別州では、2009 年を最後に製材品の生産がなくなり、さらに同特別州を囲む Selangor 州も 2007 年から 2016 年の間に製材品生産量が 34%減少した。また製材品生産量は元々少ないが、北東部の Kedah 州では同期間に製材品生産量が 42%減少している。

④合単板工場

半島部では 2016 年に 27 件の合単板工場が 61 万 9,458m³の原木を消費して 36 万 4,247 m³の合板及び 9 万 3,854m³の単板を生産した。

これらの数字を 2007 年のものと比較すると、合単板工場数は 2007 年の 31 件から 13%減、丸太消費量は同じく 59 万 9,419m³から 3%増、合板生産量は同じく 47 万 3,145m³から 23%減、単板生産量については 4 万 5,293m³から倍増している。

2007 年から 2016 年までの 10 年間に、合単板産業には製材産業以上の変化があったようである。

半島部の合単板生産の中心地は、Pahang 州と Kedah 州である。2007 年の半島部に占める州別合板生産量のシェアは、Pahang 州（生産量 16 万 3,421m³）が 37%、Kedah 州（生産量 17 万 2,541m³）が 29%で、両州合わせたシェアは 66%である。2007 年から 2016 年までの 10 年間で合板の生産量は 23%減少したが、その中で量は少ないが Kelantan 州の生産量は 7,499m³から 2 万 5,488m³に 3.4 倍の増加、Pulau Pinang 州では同じく 1 万 8,370m³から 3 万 2,067m³に 75%の増加、Perak 州では同じく 3 万 6,398m³から 4 万 9,093m³に 34%の増加がみられた。一方で、Melaka 州、Selangor 州及び Terengganu 州では、合板の生産がなされなくなった。

さらに同年の半島部に占める州別単板生産量のシェアは、Pahang 州（生産量 3 万 4,429m³）が 37%、Kedah 州（生産量 3 万 4,559m³）が 37%で、両州合わせたシェアは 74%である。2007 年当時は、Negri Sembilan 州が半島部の単板生産量の 49%（2 万 2,293m³）を占めていたが、2008 年から 2011 年の間は生産を停止し、2012 年に生産を再開したものの、2016 年のシェアは 8%（7,507m³）にとどまっている。

表 4.1.c43 半島部の合単板工場数、丸太消費量

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
稼働工場数(件)	計	31	32	28	22	22	22	24	24	27	27
	Johor	4	5	4	3	3	2	3	4	4	3
	Kedah	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
	Kelantan	2	2	2	1	2	2	2	2	4	4
	Melaka	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
	Pahang	8	8	8	6	6	7	7	7	7	8
	Perak	4	4	3	3	3	4	4	5	5	6
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	2	2	1	2	2	2	2	2	3	1
	Selangor	3	3	3	3	2	2	2	1	1	1
	Terengganu	3	3	2	1	1	—	1	—	—	—
	Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丸太消費量(m ³)	計	599,419	522,296	469,870	604,010	681,741	708,732	590,665	613,293	518,382	619,458
	Johor	24,710	16,723	1,950	—	3,107	10,651	6,146	16,243	9,408	9,908
	Kedah	122,860	154,276	129,741	152,115	167,833	153,047	144,057	120,335	139,453	128,912
	Kelantan	12,021	29,762	31,954	30,637	91,586	95,294	113,192	123,071	49,755	92,054
	Melaka	1,856	2,041	1,127	1,321	1,309	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	12,890	3,220	4,160	23,400	15,480	23,040	20,635	22,394	19,250	29,860
	Pahang	305,755	229,469	196,123	191,093	198,919	198,350	177,087	188,310	172,624	217,747
	Perak	29,652	34,968	69,573	130,896	141,386	172,769	92,883	110,670	81,011	83,093
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	32,791	15,496	5,355	38,236	54,261	53,981	35,606	30,398	45,815	55,999
	Selangor	10,614	7,841	26,231	26,167	2,771	1,600	1,059	1,872	1,066	1,885
	Terengganu	46,270	28,500	3,656	10,145	5,089	—	—	—	—	—
	Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注：「—」は生産実績がないことを示す。

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

表 4.1.c44 半島部の合板生産量、単板生産量

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
合板生産量 (c3)	計	473,145	467,153	357,490	382,884	403,262	415,466	380,518	381,446	425,796	364,247
	Johor	14,500	12,781	1,397	—	—	—	—	7,010	4,695	3,662
	Kedah	172,541	195,755	125,096	144,728	133,746	113,454	115,246	111,411	128,694	106,729
	Kelantan	7,499	14,970	23,364	96	19,581	24,040	29,513	43,715	39,828	25,488
	Melaka	719	75	—	—	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	13,464	4,413	6,030	9,600	9,037	9,100	8,441	11,594	11,786	11,950
	Pahang	163,421	164,652	153,305	143,640	144,053	157,439	129,395	116,746	136,354	135,258
	Perak	36,398	34,144	29,412	37,518	57,654	71,187	68,591	62,707	64,163	49,093
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	18,370	9,575	3,849	24,738	34,353	39,156	28,485	26,703	39,421	32,067
	Selangor	21,851	20,315	12,306	17,520	2,167	1,090	847	1,560	855	—
	Terengganu	24,382	10,473	2,731	5,044	2,671	—	—	—	—	—
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
単板生産量 (販売用) (c3)	計	45,293	13,739	7,685	34,634	54,991	61,774	92,016	141,164	67,688	93,854
	Johor	6,500	2,977	2,776	3,529	2,231	5,138	4,917	8,245	7,805	4,214
	Kedah	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Kelantan	7,438	5,313	1,438	26,220	50,308	48,036	61,040	64,620	31,399	34,559
	Melaka	—	—	—	1,237	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	22,293	—	—	—	—	8,600	8,068	9,253	7,390	7,507
	Pahang	6,570	4,617	2,755	3,207	2,452	—	12,275	30,254	5,664	34,429
	Perak	173	259	—	—	—	—	5,716	28,792	15,430	11,789
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Selangor	1,224	573	716	441	—	—	—	—	—	1,356
	Terengganu	1,095	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注: 「—」は生産実績がないことを示す。

資料: Forest Department Peninsular Malaysia, "Annual Report", 各年版

⑤モールディング

モールディング製品の生産は、製材から一步進んだ付加価値製品としてマレーシアでも推奨されていた。しかし、モールディング製品のMDFへの代替、内装仕様その他の需要の変化により、モールディング産業は縮小している。

半島部のモールディング工場数は、2007年の65工場から2016年には36工場に減少した。原料製材品消費量については、2007年の34万8,220m³から9万1,913m³に74%も減少し、製品生産量も2007年の19万5,716m³から7万1,900m³に63%減少した。

2016年におけるモールディング製品の主要加工地は、Selangor州

(半島部の生産量の31%)、Pulau Pinang州(同23%)及びTerengganu州(22%)である。Pulau Pinang州は、2007年の時点でも生産量シェアの25%を占めているモールディングの主要加工地であり、2016年もほぼ同じシェアを維持しているが、生産量は、2007年の4万8,925m³から66%減少している。一方で、Selangor州の生産量は、2007年は1万7,296m³であったが、2008年から急増して2011年には11万5,417m³に達した。その後、同州の生産量は2016年には2万2,531m³にまで低下しているが、半島部第1位の加工地になっている。

表 4.1.c45 モールディング加工工場数

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
稼働工場数(件)	計	65	68	63	60	47	57	34	38	65	36
	Johor	5	5	5	2	1	2	—	—	—	1
	Kedah	2	2	2	2	2	1	—	—	—	—
	Kelantan	2	2	2	2	1	2	1	1	1	—
	Melaka	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Negeri Sembilan	3	3	3	3	2	2	2	1	3	1
	Pahang	12	12	12	11	8	7	6	8	13	5
	Perak	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	9	9	9	9	9	11	7	9	9	9
	Selangor	19	21	17	18	15	23	9	10	30	8
	Terengganu	11	12	11	11	7	7	7	7	6	9
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注：「—」は生産実績がないことを示す。

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

表 4.1.c46 モールディング工場原料製材品消費量、モールディング生産量

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	
原料製材品消費量 (C3)	計	348,220	206,708	506,018	202,633	290,899	343,931	101,240	134,226	102,439	91,913
	Johor	1,851	1,680	1,542	1,723	1,553	1,550	—	—	—	648
	Kedah	167,006	45,001	18,157	19,758	19,024	1,296	—	—	—	—
	Kelantan	12,796	5,001	10,974	9,967	10,746	10,057	1,544	3,203	3,370	—
	Melaka	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	5,147	994	1,270	2,139	1,385	928	193	114	1,706	686
	Pahang	34,835	27,894	345,534	15,867	44,251	26,579	19,275	25,263	9,640	7,751
	Perak	3,332	2,892	1,893	2,471	2,534	2,251	1,607	1,071	8,431	10,878
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	59,463	18,316	22,083	16,890	40,109	129,192	17,412	16,733	17,310	20,820
	Selangor	30,479	79,145	77,273	103,098	140,576	138,307	37,155	47,726	34,689	31,135
	Terengganu	33,311	25,785	27,292	30,720	30,721	33,771	24,054	40,116	27,293	19,995
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
製品生産量 (C3)	計	195,716	170,846	307,995	160,928	235,500	243,968	76,672	97,677	79,277	71,900
	Johor	1,125	1,530	1,185	1,424	1,132	1,058	—	—	—	532
	Kedah	53,994	27,291	10,660	13,307	14,297	972	—	—	—	—
	Kelantan	3,082	874	3,616	6,236	6,545	8,483	785	1,817	1,628	—
	Melaka	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Negri Sembilan	4,964	951	1,235	1,889	1,327	869	169	100	1,489	596
	Pahang	32,999	22,904	180,506	12,531	32,980	21,356	15,310	18,551	8,008	6,112
	Perak	2,879	2,411	1,604	2,095	2,317	2,054	1,154	779	7,663	10,082
	Perlis	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	Pulau Pinang	48,925	13,732	16,884	15,777	37,021	75,573	14,199	13,358	14,285	16,249
	Selangor	17,296	75,654	68,298	83,710	115,417	106,140	26,865	29,926	26,900	22,531
	Terengganu	30,452	25,499	24,007	23,959	24,464	27,463	18,190	33,146	19,304	15,798
Kuala Lumpur	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注：「—」は生産実績がないことを示す。

資料：Forest Department Peninsular Malaysia, “Annual Report”, 各年版

(2) 木材流通

半島部における原料及び中間財としての木材流通は、流通業者が介在する範囲が小さいこと、丸太の輸出量が少ないことからシンプルな構造である。

伐採した丸太は山土間に集めた後に、規模が大きな貯木場を集積し、マレーシア合法性確認システムにより流通させる木材については、森林検査ステーションで合法性の確認及び出荷後の合法性確保を含めて検量、丸太の記録、ロイヤリティ納付手続き及び丸太への刻印打刻、丸太所有者刻印打刻及び移動許可書の発行がなされる。

特定の用途、出荷先に向けた丸太を集荷するディーラーが存在し、丸太の流通に介在するケースもあるが、多くの丸太は森林検査ステーションから加工工場に出荷されている。加工した製品は加工工場から消費地又は外国に出荷されるが、出荷した一部の製品はディーラーを介して流通する。マレーシア合法性確認システムにより合法性の証明をする木材については、前掲の所定の手続きにより流通がなされる。

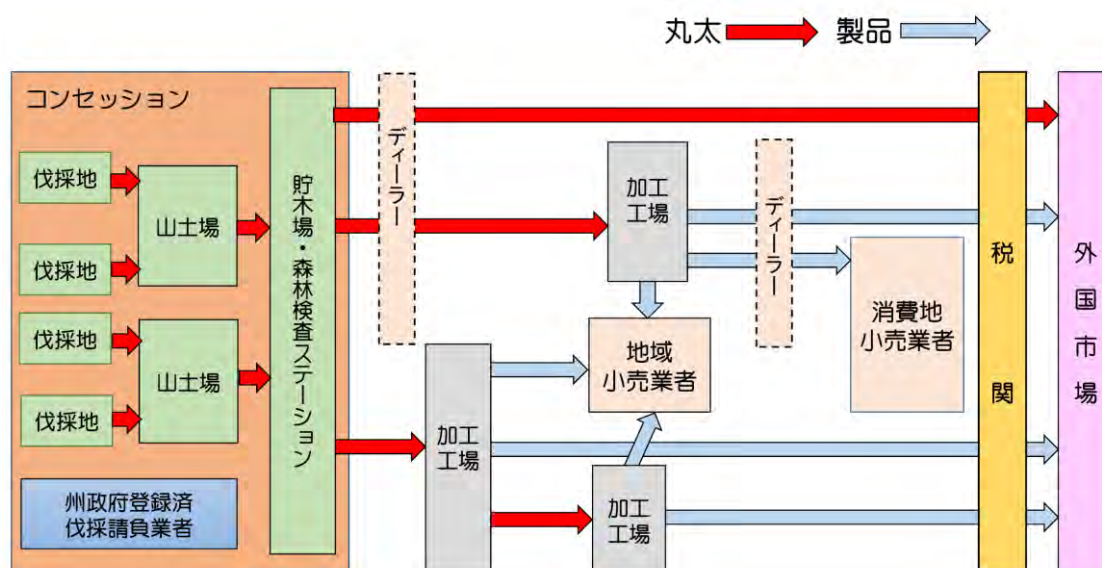


図 4.1.c29 半島部の木材流通フロー